

午前10時30分開会

○小林たかや委員長 ただいまから予算特別委員会を開会します。座らせてやらせていただきます。

2月21日の本会議で全員で構成する予算特別委員会が設置され、委員長に、私、小林たかやが、副委員長に、林則行委員、桜井ただし委員、戸張孝次郎委員がそれぞれ選任されました。委員並びに理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いします。

○松本議長 皆様おはようございます。連日の議会日程の中、お疲れさまでございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

執行機関より提出されました平成30年度補正予算1件、平成31年度各会計予算案4件につきましては、全議員で構成する当予算特別委員会を設置して審査を進めていただくこととなりました。限られた日程ではございますが、小林たかや委員長、林則行副委員長、桜井ただし副委員長、戸張孝次郎副委員長のもと、活発かつ慎重なご論議をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小林たかや委員長 どうもありがとうございます。

では、次に、区長からご挨拶をいただきます。

○石川区長 皆さんおはようございます。連日ご苦労さまでございます。平成31年第1回区議会定例会予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして予算特別委員会が設置され、委員長に小林たかや議員、副委員長に林則行議員、桜井ただし議員、戸張孝次郎議員が選出をされました。ここに重積を担う本委員会での活躍を期待申し上げますとともに、予算審議につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

さて、去る2月21日に予算特別委員会へ付託されました議案第1号の平成30年度千代田区一般会計補正予算第2号、議案第2号から第5号の平成31年度千代田区各会計予算、以上5議案につきましては、何とぞご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございました。

ここで、審議の進め方についてお諮りしたいと思います。

当委員会に付託されました議案は、平成30年度補正予算1件、平成31年度各会計予算案4件の5件です。

お手元に、予算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。

本日は、この後、まず平成30年度補正予算案を審査し、採決まで行いたいと思います。平成30年度補正予算の審査を終了した後、平成31年度当初予算案の審査に入りたいと思います。平成31年度当初予算案については、まず、その概要を説明していただき、質疑については、基本的な部分のみ行いたいと思います。

また、三つの分科会を設置させていただき、31年度当初予算案については、各分科会に詳細な調査をお願いしたいと思います。委員長はいずれの分科会にも所属しないものとします。分科会の報告は、3月4日午前中までに委員長に提出していただき、委員の皆さんにはその日のうちに報告書の写しと分科会の議事録をお配りする予定です。その後、3

月5日から総括質疑を行うという順序で進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

なお、予算審査日程、調査方法、出席理事者については、また分科会の設置及び分科会報告書の様式については、いずれもお配りしております案のとおりご提案させていただきました。お目通しをいただき、そのように決定したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、日程に入りたいと思います。これより平成30年度補正予算案の審査に入ります。

補正予算の審査の進め方ですが、初めに一般会計補正予算第2号について、執行機関から概要説明を受けます。その後、予算説明書に基づき、歳出、歳入、繰越明許費、債務負担行為の順で質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、議案第1号、平成30年度千代田区一般会計補正予算第2号について、概要説明をお願いいたします。

○中田財政課長 はい。それでは、補正予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。お手元に配付させていただいております資料1をごらんいただきたいと思います。

平成30年度一般会計補正予算案第2号の概要についてをごらんください。今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれに32億7,955万8,000円を追加し、歳出歳入の総額は、652億4,414万9,000円となります。

続きまして、歳出予算の内容についてでございます。

1点目、こちら、国・都支出金過年度超過交付金等返還金でございます。こちらにつきましては、839万4,000円を追加計上するものでございます。

2点目は、淡路町施設浴場等改修です。こちらにつきましては、2,743万1,000円を計上するものでございます。

3点目は、橋梁の整備です。こちらにつきましては、橋梁整備にかかわる支出金の変更額が見込まれているため、予算の一部に当たる13億6,615万円を減額するものでございます。

4点目、基金の新規積立でございます。積立総額としまして46億988万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、次のページをごらんください。

こちらは歳入になります。1点目は特別区税です。特別区民税の増としまして、12億の追加計上をするものでございます。

2点目は地方消費税交付金です。こちらは3億円の追加計上をするものでございます。

3点目、特別区交付金です。いわゆる都区財調交付金になります。普通交付金、特別交付金を合わせまして、13億894万5,000円を追加計上するものでございます。

4点目、分担金及び負担金です。こちらは、橋梁補修事業費負担金としまして5億,7382万5,000円を減額するものでございます。

5点目、国庫支出金です。社会資本整備総合交付金としまして、1億4,850万円を

減額するものでございます。

6点目は寄附金です。福祉事業の寄附金49万8,000円、開発協力金6,354万7,000円、交通環境改善事業寄附金7,439万9,000円を追加計上するものでございます。

7点目、基金繰入金です。社会資本等整備基金繰入金6億1,639万4,000円を減額するものでございます。

8点目、繰越金です。16億7,088万8,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、繰越明許費になります。平成30年度中に支出が終わらない見込みの事業が6事業ございます。総額で5億3,511万6,000円となります。繰越明許を設定することによりまして、平成31年度に予算執行をさせていただくということになります。

1点目、お茶の水小学校・幼稚園の仮校舎整備に関するものです。2点目、文化財調査・研究に関するものです。3点目、北の丸公園周辺地域整備の推進に関するものです。4点目、公共住宅の管理運営に関するものです。5点目、公衆トイレのリフレッシュに関するものでございます。6点目、掘削道路の復旧工事にかかわるものです。繰り越す予算額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、債務負担行為の補正が3点ございます。1点目、（仮称）区立麴町仮住宅の整備でございます。事業の進捗から債務負担を新たに追加するものでございます。限度額は20億3,660万6,000円、期間は平成31年度から32年度になります。2点目、橋梁の整備でございます。事業の進捗から債務負担を新たに追加するものでございます。限度額は39万3,412万、（発言する者あり）あ、失礼いたしました。39億3,412万1,000円、期間は31年度から平成36年度になります。3点目は、国史跡常盤橋の修復でございます。事業の進捗から債務負担を新たに追加するものでございます。限度額は5億9,800万円、期間は平成31年度となります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。

それでは、一般会計補正予算第2号の歳出について審査に入ります。補正予算説明書の26、27ページの説明を受けます。

○七澤福祉総務課長 それでは、補正予算書26、27ページ、保健福祉総務費の国・都支出金過年度超過交付金等返還金でございます。

内容といたしましては、平成29年度以前に受け入れました国や都からの負担金及び補助金につきまして、その超過交付された分を返還する必要があるがございます。当初予算では不足するため、839万4,000円の追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます、質疑、質問。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、次に行きます。28、29ページの説明を受けます。

地域……

○佐藤地域保健課長 委員長、地域保健課長。

○小林たかや委員長 地域保健課長。

○佐藤地域保健課長 28、29ページ、生活衛生費の補正につきましてご説明申し上げます。

補正前の額は4億4,127万円でございますが、補正額として2,743万1,000円の補正額をお願いしております。

理由ですが、淡路町施策の浴場等改修につきまして、当初の予算、2億6,241万4,000円でしたが、工事費等々での金額がふえました関係で、2,743万1,000円の補正をお願いします。理由でございますけれども、ここの建築資材の価格の上昇、また人件費の上昇、また、当初、解体前には活用ができると思われていた機器等が、解体工事の結果、使えないということで追加工事が発生し、補正予算の計上をお願いしたところでございます。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。

○林副委員長 今、建築資材の高騰ですとか人件費ですとかもろもろの、それぞれ内訳を説明してください。

○小林たかや委員長 地域保健課長。ゆっくりね。ゆっくりやってください。

○佐藤地域保健課長 当初の見積もりが、建築の見積もりのあり方は、坪、平米単価で建築の見積もりをしてございます。そして、最終的な費用につきましては、それぞれの積み上げで見積もりをしてございますので、資材が幾らが、細かい数字が幾らだということ等については、私、資料を持ち合わせてございません。（発言する者多数あり）

○林副委員長 わかる人にやってもらわないと。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

地域保健課長。

○佐藤地域保健課長 今回の工事の追加工事の取りまとめ、大まかに分けますと、建築部分、設備部分、電気工事、追加工事幾つかございます。で、大まかなところをご説明します。

建築部分では、大きな点としまして、3～4階の避難扉の追加設置、これが240万余かかってございます。これは消防のご指摘でございます。また、住民要望によりますごみ置き場の扉の追加が2万8,000円余。（発言する者あり）また、エレベーターシャフトの4階扉のエリアの漏水等々120万、これ、等々入っていますが、それらの追加工事が建築で605万程度かかってございます。

また、設備につきましては、お風呂の中の細かい器具の設置、また、大きな点では、給水加圧ポンプの再利用が当初見込んでいたものが使えなくなるということで、142万程度追加と。で、設備については635万円、追加工事が必要になってございます。

また、前期工事については、60万程度追加工事が発生してございますが、浴室内の照明の追加工事、また、誘導灯の更新工事等々で必要な工事がかかってございます。あわせて、それらについての追加補正をお願いしてございます。

以上です。

○小林たかや委員長 はい。

林副委員長。

○林副委員長 総額で2億6,000万ぐらいかかる淡路町施設の改修工事ですと。今回の補正予算で上がっているのは2,700万円ですと。この2,700万円の内訳で、何となく整備については635万ぐらいというのはわかりますが、そのほか、人件費だとかこう、ざっくり、ざっくりした内訳を言っていたきたいんですよ。税金ですから、緊張感を持って審査もしなくちゃいけないですし、提案するのはご自由ですけど、普通の一般の家庭で2,700万かかるといったら大変な話になってしまいますから。それをこの短時間で、はいそうですねとやるには、相当なる説明ぐらいしてもらわないと、次、行けないと思いますよ。

○佐藤地域保健課長 委員長、すみません。地域保健課長。

○小林たかや委員長 はい。地域保健課長。

○佐藤地域保健課長 人件費というふうなお話をしましたけれども、今の工事費の中に人件費等は入ってございます。含まれた工事金額ということでの認識でございます。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 どうぞ、林副委員長。

○林副委員長 聞き方が悪いんですかね。2,700万のそれぞれの内訳を出してもらいたいんですよ。積み上げてやられたんですよ。補正予算、出されるんですから。で、庁内で丁寧な議論も当然したんでしょう。ただ、はいそうですかという形で我々の議事機関のほうを確認するには、相当なる、大体こんなもんですよとって言ったのが635万円ぐらいの内訳しかわかんないようでは、なるほどそうですねと。ごみ置き場に……

○小林たかや委員長 2万。

○林副委員長 2万円とか、そういう細かい話を言っているんじゃないんですよ。本当に、2,700万円のうち、これがこれぐらいですよ、何のためにこれぐらいかかったんですよというのを、大枠を示していただかないと、繰り返しますけど2,700万、もし、自分ちでやるったら、大変な話ですからね。それ、税金だから簡単にといいわけにはいかないから、説明してくださいと聞いているんです。

○小林たかや委員長 休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時02分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁からお願いしたいと思います。地域保健課長。

○佐藤地域保健課長 お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。まとめて、工事費につきましてご説明いたします。

当初の予算の見積もりは、先ほど申し上げましたとおり平米単価で見積もりをとってございましたが、それが最終的な工事となったときに工事費増がありましたのが1,500万程度でございます。それが見積もりの段階でふえてございます。

また、消防等、また施設修繕費用等々の追加工事、それが先ほど細かいことを申し上げましたが、1,500万程度でございます。それら3,000万程度、増加費用がかかって

ございますけれども、その中から、今回の事業者が負担すべき厨房設備等を、大体287万ぐらい、これは事業者の負担だということで引いてございます。その合計で2,743万1,000円という数字が出てございます。

で、この仕事は、本来、区がやるべき工事でございますけれども、手を挙げていただいた事業者にかわりやっていたら、区がそのお金を負担するというので、このようなお金の流れができてございます。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 林副委員長。

○林副委員長 説明のときに、そういうわかりやすい、ざっくりした形でも、細かい数値のほうは僕らも技術者じゃないんでわからないんで、追加したのは、ぜひ、補正予算の審査をされるんだったら、冒頭の段階でやっていただきたいというのは指摘させていただきます。

それと、この予算のわかりづらさ、要は官と民の役割分担とか、どこが工事するんだ云々も含めて、当初予算でしっかりと、わかる、できるだけこう、一つにしてもらいたいです。で、細かい追加工事が出ました、追加工事が出ましたという形になってくると、1年間本当に幾らかかるんだと、で、それが本当に必要なのかどうかという判断が、やっぱり、時々によって違ってくる。千代田区全体の財政フレームというのをわかりやすくするために、一つが、事業者との関係ですね。区がやるべきこと、当たり前前を当たり前にする。で、事業者は補助的にやっていくのかどうかという。ここも、やっぱりわかりづらさの原因になっていると思うんで、もう一度整理をしていただきたいと思います。

○清水政策経営部長 林副委員長からご指摘を賜りました。補正予算をお願いするわけでございますから、当然その中身、内訳については、しっかりとご説明できなければいけないと思っております。大変申しわけございませんでした。

加えまして、まずはその官と民の役割分担というものは、議会からもさまざまにご指摘をいただいております。せんだって、企画総務委員会の場合でも一定程度の整理のご説明をさせていただいたところではございますけれども、今のご指摘を踏まえまして、またさらに整理をしていきたいと思っております。

そして、予算の立て方でございます。私ども、できる限り、当初予算の中で1年間に必要な予算というものを盛り込んで、ご審議賜りたいと、お願いをしたいと思っております。でございますが、なかなか、どうしても年度の途中で追加あるいは変更というものを生じる場合があるかと思っております。そうはいいまして、できる限り、当初予算の中でお願いできるように精査をしてみたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですね。

次に参ります。（「ほか……」と呼ぶ者あり）あ、ほか、ございますか。失礼しました。ほか、ございますか。

○はやお委員 これは、先ほど民間開放のところ、（発言する者あり）公共施設の手法ということで、ちょっとこう、わかりにくかったのが、今回、この建物については、どういう方式、誰がどう負担するかということについての、そごはないのかあるのか。だから、今回出してあるPFIだとかDBOだとか、指定管理者制度でやっているとかいろいろあると思うんですけど、ちょっとそこのところだけ。今回のこの施設は、どういう方式で

民間に渡している内容で、それで、今回のことについては、うちの区で持つべきというのがこういうことだと、もう一度。わかりにくかったんで、そこをもう少し詳しく。

○佐藤地域保健課長 この淡路町施設の浴場につきましては、区の施設でございます。で、月幾らということで、この事業者に貸し付けてございます。そして、その改修工事については、この建物の所有権は区にございますので、基本的な躯体並びに、（発言する者あり）お風呂の部分、また、その風呂に付随するようなものの工事については、区が、本来、整備しなければいけないのですが、その部分について、事業者にかわりにやっていただくということで、その費用を区が負担して、支払っているというものでございます。（発言する者あり）なので、そのもの自体の所有権は区に属するというものです。

○小林たかや委員長 それを聞いてるんじゃないよ。指定管理者であるとか、（発言する者あり）何方式と言ったじゃない、さっき。だから、負担していますと言った、その方式。

○歌川保健福祉部長 委員長、保健福祉部長。

○小林たかや委員長 はい。保健福祉部長。

○歌川保健福祉部長 すみません。私のほうから答弁させていただきます。

この淡路町の施設全体は区が建てたもので、区の持ち物ですけれども、公衆浴場の部分に関しては、普通財産として、民間事業者に貸し付けています。つまりこの公衆浴場そのものは民設民営です。にもかかわらず、なぜ区の負担が出てくるかといいますと、まあ、普通に考えてもそうなんですけど、躯体にかかわる部分は持ち主である者が責任を持たなければいけない。今回の工事に関して、躯体にかかわる部分の工事が発生しますので、その部分に関しては区が負担をします。そしてもう一つは、民設民営をするにしても、公衆浴場という区のほうからの要求、まあ、目的を指定しておりますので、この公衆浴場を運営するために必要な、お風呂をやるときに、非常にお金がかかるボイラー、おわかりだと思ふ。ボイラーとか排水のための給排水の設備、それから、躯体全体にかかわる、まあ、切り分け――上の高齢者の住宅等もありますけども、消防法の関係がございまして。こういうものについては、区がやはり、持ち主として、所有者として責任を持たなければいけない。で、民設民営のほうで借りた事業者は、やはり自分のところが収益を上げるために必要ないろいろな工夫をします。お風呂屋さんのほかに、スペースをどう使うかというようなこともありまして、その部分は事業者さんがやる。別途工事をするということを当初考えておりましたけれども、別々にやると非常にその工事の期間がかかって、こちらの上にいる住宅の方にもご迷惑もかかるし、経費もかかる、時間もかかる。また、ご近所の方たち、使っていらっしゃる公衆浴場の閉鎖期間も長くなるということで、民間事業者さんに、一緒に工事をしてもらった上で、区が本来、やるべき部分については、負担金で支払うということにいたしました。ですから、今のお話で言うと、この施設は民設民営です。ただ、今言ったようなお話、状況があったので、区が負担金を払うという形で予算の執行、予算の経費の負担をしたと、そういうことでございます。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 わかりました。何かといたら、今回、職員定数のことで民間開放の、このあり方というのをを出していただいたわけなんです。で、やっぱり当然のごとく、これをベースに説明していただかないと、我々は、これを見て、基準でどうやっているか。で、今の部長の答弁でわかりました。民設民営ですよ、躯体にかかわることはこうですよ、そして、

いや、区の施設ですけれども、かわりにやってもらって、お金払いましたというんじゃ、意味がわかんなかったわけですよ。つまり何かといったら、躯体にかかわることを、たまたま、同時に、工事業者にやらせることによって、別々の工事業者にしないからという説明。そういう説明をしていただかないと、我々何言っているのか全然わかんない。宇宙語を話されているみたいになっちゃうんですよ。だから、これに従って、きちっと今後答弁していただきたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。では、次行きます。30ページ、31ページの説明を受けます。

○谷田部道路公園課長 はい。それでは、30、31ページ、道路新設改良費の補正でございます。予算特別委員会資料2をご用意しておりますので、そちらをちょっとごらんいただきたいと思います。

この道路新設改良費の内訳でございますが、橋梁の整備でございます。で、そのうちのお茶の水橋の整備におきましては、一部、工法の変更、それから塗装にPCBが出てしまったということでの処分の仕方の変更等がございます。その調整、それから関係機関との調整が時間を要しまして、その分、今年度の見込みの出来高が上がらなかった分の減額でございます。

それからもう一点が、後楽橋の整備を、今年度、着手を予定してございましたが、着手時期の見直しによりまして、オリンピック・パラリンピックの後に、整備時期を見直したということで、この分の減額でございます。その内訳でございますが、その資料2の歳出の部分にちょっとお示しをしております。

まず、委託料が6億4,615万円の減額でございますが、その内訳としまして、お茶の水橋のJRの線路上の上の部分については、これ、JRと協定を結んで、JRに委託している分でございます。この分が5億9,500万円の減額、それから、お茶の水橋の、これ、区の工事でございますが、工事管理委託の部分が2,715万円の減額、それから後楽橋の工事の工事管理の委託を予定してございましたが、これは先ほど申しましたとおり整備時期を見直したために工事は発注しておりませんので、これは2億4,000万円の減額でございます。

また、工事請負費が7億2,000万円の減額でございますが、これはお茶の水橋の工事費が5億2,000万円の減額と、それから後楽橋の2億の減額ということで、合計13億6,615万円の減額ということでございます。

以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

じゃあ、次に行きます。32ページ、33ページ。説明を受けます。

○中田財政課長 はい。予算書32ページ、33ページ、財産積立金、基金の積立金でこ



ざいます。

まず、1番目の財政調整基金積立金でございます。こちらは、地方財政法に基づきまして、この後ご説明申し上げます税等の歳入の増額分、それから、平成29年度の決算余剰金の2分の1相当を積み立てるというものでございます。追加額は22億8,991万7,000円でございます。

次に、社会資本等整備基金積立金でございます。開発協力金などの寄附金及び歳入の増額分などを積み立てるものでございます。追加額は23億1,946万8,000万円でございます。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。

○七澤福祉総務課長 はい。それでは、地域福祉支援基金積立金でございます。当該基金は、毎年、福祉事業に対する寄附金を積み立てているところでございますが、当初予算では見込みが立たないため、科目存置1,000円を計上しているところでございます。今般、年度末までの見込みが立ちましたので、49万8,000円の追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。じゃあ、終了します。

次に参ります。続いて、歳入について審査に入ります。補正予算説明書10ページ、11ページの説明を受けます。

○辰島税務課長 特別区民税でございます。今年度の課税状況から、当初予算に比して12億円の増となる見込みのため、追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。はい、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。終了します。

次に、12ページ、13ページの説明を受けます。

○中田財政課長 はい。12ページ、13ページ、地方消費税交付金でございます。こちら、地方消費税交付金につきましては、国に納められた消費税の一部が都道府県に交付され、またその一部が区市町村に交付されるというものです。

平成30年度につきましては、消費税全体の額が増額したということに伴いまして、当初予算を上回る見込みのため、追加計上いたします。額は3億円となります。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。次参ります。14ページ、15ページ、説明を受けます。

○中田財政課長 はい。14ページ、15ページ、特別区交付金でございます。都区財政調整交付金につきましては、交付の見込額が当初予算額を上回る見込みのため、普通交付金6億6,294万5,000円、特別交付金6億4,600万の、全体で13億894万5,000円を追加計上するものでございます。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。じゃあ次行きます。16ページ、17ページの説明を受けます。

○谷田部道路公園課長 はい。それでは、16ページ、17ページ、環境まちづくり費負担金でございます。

こちら先ほどの予算特別委員会資料2をごらんいただきたいと思います。その下の部分の歳入の部分でございます。先ほど申しましたとおり、お茶の水橋につきましては、区をまたがって文京区との、これ、負担金がございます。で、この分の、あ、今年度、執行できなかった分についての減額ということで、4億6,732万5,000円の減額。それから、後楽橋が整備時期を見直したことによりまして、1億6,050万円の減額。それから、国庫補助金として社会資本整備交付金。こちらもお茶の水橋の補助として計上していた分で、1億7,350万円の減額。それから、後楽橋への補助ということで、こちらは、1,100万円の減額ということで、（発言する者あり）あ、違った。あ、違う、すみません。（発言する者あり）これですね。あ、申しわけございません。今の社会資本整備金は、ちょっとこれ、別でございます。先ほど申しましたとおり、お茶の水橋は文京区の負担金、で、合計して5億7,382万5,000円でございます。申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明は終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

では、次に行きます。18ページ、19ページ。

○谷田部道路公園課長 はい。申しわけございません。18ページ、19ページ、環境まちづくり費補助金でございます。こちら、予算特別委員会資料2をごらんいただきたいと思ひます。

歳入の一番下の丸のところでございます。お茶の水橋と後楽橋への社会資本整備交付金ということで、国庫補助金でございます。こちら、お茶の水橋の補助で1億3,750万円の減額、それから後楽橋で1,100万円の減額ということで、合計1億4,850万円

の減額でございます。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。質疑終了します。

次に行きます。22、23。あ、失礼しました。あ、20、21。

○七澤福祉総務課長 はい。それでは、寄附金、指定寄附金の1番、福祉事業寄附金でございます。これは歳出のほうでご説明いたしました地域福祉支援基金積立金の財源となるものでございまして……

○小林たかや委員長 21。

○七澤福祉総務課長 今年度、区が受けました福祉関係の寄附金でございます。当初予算では、科目存置1,000円を計上しておりましたが、年度末までの見込みが立ちましたので、49万8,000円の追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

住宅課長。

○平岡住宅課長 2番目、開発協力金でございます。平成30年度分といたしまして2件、6,354万8,000円、科目存置分を差し引きまして、6,354万7,000円を補正増額するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 はい。指定寄附金の3番目でございます。交通環境改善事業寄附金ということでございます。これは、大手町・丸の内・有楽町地区における駐車場の環境改善の取り組みを行っております大丸有地区駐車場環境対策協議会から、区内の交通環境改善の趣旨で寄附を受けるものでございます。科目存置を差し引いた7,439万9,000円を補正して増額をするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）

木村委員。

○木村委員 2番の開発協力金で、平成30年の分として2件というご説明でした。これ、新制度、旧制度なのか、ちょっと内訳だけ教えてください。

○平岡住宅課長 既に住環境整備推進制度によります開発協力金の収入をさせていただいたものでございます。今回の2件につきましては、新制度によります収入となっております。

ご説明は以上でございます。

○木村委員 2件とも新制度と。ということであると、開発事業全体総件数のうち、2件は開発協力金だったと。で、他は住環境整備に役立つものというふうになっていると思うんですけども、その辺で、全体の件数と、それから、残りが住宅環境整備に充てられたものだと思うんですけども、その住環境の具体的な内容も、わかる範囲でご説明いただけ

たらと思います。

○平岡住宅課長 新制度になりまして、平成28年、29年度分で、住環境整備推進制度の実績としましては31件ございます。今回まあ、2カ年度以内で事業推進をしなければならぬものの中の2件が歳入されたものでございます。簡単にそれ以外の制度の実績というふうに申し上げさせていただきますと31件、で、うち良質な住宅ということで10件、それからサイクルポートで5件、広場状空地で4件、その他というような形で合意がなされて、その実績となっているというようなところでございます。

○木村委員 ごめんなさい。良質な住宅が10件と、サイクルポート。それから、ごめんなさい、もう——三つ目、何とおっしゃいましたか。

○平岡住宅課長 はい。良質な住宅が10件、サイクルポートが5件、広場状空地が4件、ああ、その他、少数ございますが、合わせて31件というような形で合意がされております。

以上でございます。

○木村委員 広場状——ああ、ちょっと2点、あわせて伺いますね。その良質な住宅の10件、確かに、新しい制度には、良質な住宅の供給も、環境整備に役立つということで位置づけているんだけど、まあ、これが全体の3分の1を占めていると。で、これはその開発事業の周辺の人たちに寄与するものなんでしょうかね。例えばサイクルポート、これは、近隣の方の住環境の向上に寄与するものだと思うんですよ。しかし、良質な住宅の供給が、果たして住環境の整備という周辺住民への寄与につながるものなのか、これ、1点と。それから、公開空地が4件というご説明でしたけれども、これは、総合設計制度を使っているということではないですよ。ちょっと、それだけ確認させてください。

○平岡住宅課長 良質な住宅が住民に寄与する——したもののなかのどのようなかというお尋ねを、まず第1件目、いただいたと思います。で、まあ、新しい住環境整備推進制度の中では、良質な住宅も、一定程度の水準を持った、環境に配慮した住宅というようなことをモチーフにさせていただいております。直接的に周辺の住民の方に、その住宅が提供されたから、住民の方の利益になったというふうに申し上げることはできないのですが、ただ従前の、住宅付置制度から衣がえをさせていただいたということもありまして、この、同じ住宅を建てるのではなしに、環境に資した住宅を一層整備していただくことにつながりというような形で、この制度はさせていただいたものでございます。

それから、広場状空地なんですけれども、ちょっと、総合設計制度によって提供されたものかどうか、ちょっとお調べをさせていただいて改めてご回答させていただきたいので、ちょっとお時間をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○木村委員 いいです。じゃあ、後で。

○小林たかや委員長 これ、何かほかに、質問ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。じゃあ、後ほど。

よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。じゃあ、次行きます。22、23。説明を受けます。

○中田財政課長 はい。22、23ページ、基金の繰入金でございます。こちらにつきま

しては、淡路町施設浴場等の改修分の追加を計上するものの、橋梁整備の進捗に伴いまして減額があるため、最終的には6億1,639万円4,000円を減額するものです。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 以上で、歳入に関する質疑を、先ほど木村委員からの質問に答えるというところは残っていますが、終了します。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。次に行きます。

続いて、（発言する者あり）はい、ちょっとお待ちください。（発言する者あり）休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○小林たかや委員長 再開します。失礼しました。ちょっと繰越金を残していました。

24、25の説明を受けます。

○中田財政課長 24、25ページの繰越金でございます。平成28年度の決算でご認定をいただきました余剰金が17億7,088万7,844円です。この額から当初予算の科目存置を差し引きまして、16億7,088万8,000円を追加計上するものでございます。

説明は以上です

○小林たかや委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 なし。はい。失礼いたしました。

それでは、以上で歳入に関する質疑を終了します。

続いて、繰越明許費についての審査に入ります。補正予算書4ページ。4ページの説明を受けます。

○小池子ども施設課長 繰越明許費の1項目め、お茶の水小学校・幼稚園の仮校舎整備2215万6,000円につきましてご説明申し上げます。

本経費はお茶の水小学校・幼稚園の仮校舎整備改修経費のうち、旧九段中学校普通教室系統の空調設備工事に関するものでございます。今年度中の工事完了が難しい可能性がございましたので、繰り越しの手続きをとらせていただいたものです。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

次。

○永見文化振興課長 続いて、4、地域振興費の繰越明許費をご説明申し上げます。

4、文化学習スポーツ費、事業名、文化財保護事業運営（文化財調査・研究）、金額1,263万6,000円。こちらの内容といたしましては、常盤橋の修理工事の報告書作成業務となっております。常盤橋の修理工事の工期延長により、修理工事報告書の作成も工

事完了後となるため、こちらの金額を繰り越しさせていただきます。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

次。

○笹木特命担当課長 続きまして、3、北の丸公園周辺地域整備の推進の説明をさせていただきます。施工中の2カ所の工事についての繰り越しとなります。

まず九段坂公園整備工事について、昨年12月契約後、今年度は調査、測量、材料発注等を含めた前払い金内の執行となったため、執行残8,000万円を繰り越すものです。また、代官町通り歩道拡幅工事におきまして、街路灯の電源供給工事がおくれたことによりまして、予定の出来高に至らなかったため、執行残2億8,000万円、合わせて合計3億6,000万円を繰り越すものです。

また、続きまして、一つ飛ばしまして、5、公衆トイレのリフレッシュですが、区内3カ所の一斉リフレッシュ整備におきまして、設計の出来高が前払い金内であったため、執行残2,070万円を繰り越すものです。

説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。

次、お願いします。

○平岡住宅課長 環境まちづくり費の都市整備費、公共住宅の管理運営（施設改修）の繰越明許についてご説明いたします。

区営内神田住宅の外壁改修工事に係る経費1億162万4,000円の全額を繰越明許とするものでございます。これは、工事に際しまして足場設置等の準備などに時間を要したことで、工事完了が当初の平成31年3月から平成31年5月にする必要性があるため、平成31年度への繰越明許とするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。次お願いします。

○谷田部道路公園課長 それでは、くっさく道路の復旧工事でございます。1,800万円の繰り越しということで、この内容でございますが、占用企業者工事の完了が年度末になってしまうものがございまして、こちらの道路復旧工事の工期確保が困難という判断のため、当該工事費を繰り越すものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

○小枝委員 文化財保護事業のところなんですけれども、常盤橋の報告書が工事に伴っておくれているということですが、ここのページについては、伺っておきたいのは、国庫補助、都補助って、このうち幾らだったのか、その金額ですね。あとは本来はいつまでだったのかというところ、お答えください。

○永見文化振興課長 実績は、今年度の実績は315万3,600円になります。そのうち国の補助は157万6,000円、都の補助は78万8,000円、区は78万9,600円。割合は、区は50%、東京都は25%、区は25%ということになっております。本来、常盤橋の工事は29年度で完了であったんですが、その後、工期の変更ということがございまして、この修理工事報告書のほうも、それに伴いまして来年度に繰り越しをさせ

ていただく、来年度に作成の予定でございます。

○小枝委員 私が伺ったのは、その繰り越すほうの今度は内訳がどういうふうになっているのかということですね。29年度に終わるはずということは、30年3月に終わるはずだったのが、今は——えっ。31年3月。つまり1年前に終わるはずだったということが、1年繰り延べて、その部分は50、25、25という、そういう答弁だったと思うんですけども、じゃあ、この1,263万のほうはどうなるんですかということを知っていますか。

○永見文化振興課長 失礼いたしました。1,263万6,000円、この内訳でございますが、国は631万8,000円、東京都315万9,000円、区315万9,000円の予定でございます。

○小枝委員 つまり、報告書に関しては、この、平成、次の年度になっても国の補助金の対象であると。通算2年おくれるということになるんですかね、本来の考え方からすると。

○永見文化振興課長 当初、常盤橋の工事は29年度で完了する予定でありまして、報告書の作成は当初より30年度の作成の予定でありました。なので、翌年度、31年度に繰り越されるということでございます。

○小枝委員 このページではその文化財保護に関する事実確認ですので、わかりました。

それから、都市整備費のほうの公共住宅管理運営なんですけれども、内神田住宅の外壁の足場設置ができなかったみたいな話で、そんなことで工期がおくれるのかなというふうに思ったんですけども、何か特別な事情がありましたか。

○平岡住宅課長 足場設置につきましては、非常に壁面も多いので、その設置に向けまして調査をしながら進めさせていただきました。それ以外にも入居者のベランダの中に若干私物があったりというようなこともあり、それを移動させながらというような作業が伴ったというようなところでございます。それから、外壁の状況を調査しながら作業量を勘案しながら進めたというようなことで、2カ月のおくれを見込んでいたというようなところでございます。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 簡単なんですけど、5番目の公衆トイレのリフレッシュということで、こういうことで繰り越してはいますが、ここについては、たしかオリンピック・パラリンピックのほうで、非常におもてなしの意気でやりますよということなんですけど、この全体予算が幾らで、これだけを飛ばしましたと。そして今、この公衆トイレのリフレッシュというのを、当初の目標で幾つが、どこまで終わっているのか。つまり、この進捗のところの確認をしないと、ただ、数字というところだけではいけないのかなと思うので、そこをちょっとお答えいただきたい。

○笛木特命担当課長 今年度の予算の総額が1億3,500万円、そのうち工事費として1億円、今回、設計費用として3,500万、今回の繰り越しについては、その設計の費用の3,500万のうち出来高の中で前払い金の中でありましたので、それを引いた分は繰り越す。また工事費につきましては、1億円の中で、今回4カ所の工事を、5カ所発注したんですけども、1カ所はちょっと不調になりまして、4カ所、今、工事を実施したということでございます。

以上です。

○はやお委員 工事費については1億の中で5カ所を発注したんだけど、4カ所ということになると、ここの、これは、リフレッシュのところは、さっき設計だと言ったんだけど、この2,070万というのは工事費も入っているのか、入っていないのか。そしてあと全体計画の話もしているんですね。こうやって繰越明許が結構な金額でどんどん出てきて、簡単にすぐ繰明をやるんですけれども、これ、まさしく仕事の仕方の進捗がおくれているということなんです。特に重要視されるこの公衆トイレのリフレッシュということの全体計画のことも含めてお答えいただきたい。

○笹木特命担当課長 全体計画としましては、32カ所、オリンピックまでということを目標にしております。それで、今回、結果として、5カ所発注したけど4カ所になりました。あと設計のほうは今年度10カ所程度、今行っているところでございまして、今回、工事費につきましては、1億の中で4カ所でしたので、ちょっと若干繰り越しという形ではなくて、これは不要というか、そういった余りということで、来年度再計上させていただいております。設計につきましては、これは一括、2年の設計で32カ所行っております。債務負担をかけておりますので、その分を繰り越すということでございます。

○はやお委員 あのね、何かといたら、重要、じゃあ、これ、繰明で出すか、例えばね、ここのところについては飛ばすとか、工事のことについてはね、どういう基準によってここに、繰越明許に表示され、工事費のところ、さっき言いましたよね。これは何%だからとやっているのか、そこの基準が何をもちて繰明に出せないのか、工事費が。そういうところはもう少しはっきりしたいのと、私が今言ったのが、32の箇所をリフレッシュしますよといった中で、何カ所が終わったのか。金額ベースでもどのぐらいになっているのかということも、全体計画も含めてお答えいただきたい。

○笹木特命担当課長 まず、全体計画の中では、32カ所を当初目標にしております。で、今年度は結果的に4カ所の整備となったということで、来年度に向けて、今、設計のほうは順次進んでおりますので、年度当初から続々と発注したいと考えております。

何で繰り越しに、工事費じゃなくて設計の繰り越しかといいますと、工事費につきましては単年度でその都度出しているもので、設計ができたらできた、それに応じて出しているもので、今回4カ所1億でしたんですけども、結果として8,000万ぐらい、4カ所なったということで、2,000万程度、繰り越しではなくて、そういう繰り越し、債務負担でなっておりませんので、そのまま残になって、来年度またその分を計上するという形でありまして、設計につきましては、債務負担で2年、プロポーザルによりまして32カ所を一括して契約しておりますので、それで出来高に応じて今年度は残を繰り越すものでございます。

○はやお委員 すみません。じゃあ、債務負担行為で工事のほうはやっているから、ここのところはその範疇ですよということなのね。それで、今、設計のことについては、今言った中でそういう債務負担行為でやっているわけではない。だけど、普通は一体なんじゃないの、設計と工事というのは。じゃないのね。だから、そこをちょっと答弁して。あと――そこはまず確認したい。基本的なところですよ、ここのところは。

それで、あともう一つあるのは、結局は今非常に心配なのは、このリフレッシュ工事は何のためにやろうとしているのか。オリ・パラには間に合わせなくてもいいというふうに判断しているのか。どういうふうになっているのか、もう一度ここのところはお答えいただ



きたい。

○笹木特命担当課長 まず、設計と工事一括してという、今回は、道路工事だとかほかの工事もそうなんですけども、設計と工事はほぼ別々で出しております。それと、この工事の、事業の目的としまして、オリンピック・パラリンピックまでに来街者が多くなるということで、公衆トイレをできるだけ多くの方が快適に使えるようにということで行っておりまして、現在、区内の公衆トイレ三十七、八カ所あるんですけども、新たに整備を行ったところ等、また公園の工事等一括して行うところを抜きまして、32カ所を一括してオリンピックまでに整備をしようということで進めておるところでございますが、今年度は結果的にこういった状況になったということです。引き続き、来年度も精力をもって取り組んでいく予定でございます。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 はい。休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時53分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

それでは、答弁をお願いします。

○保科環境まちづくり部長 私のほうから総括的にご答弁させていただきます。

まず、公衆トイレのリフレッシュにつきましては、平成30年度は10カ所工事をしたということで取り組ませていただきましたが、不調等々の関係がございまして、今現在着工しているのは4カ所でございます。委員の皆様方には、オリ・パラまでに本当に終わるのかということで大変ご心配をおかけしているところでございます。

今後の私どもの取り組みといたしましては、まず設計は31年度までに32カ所全て完了させます。もう既に1日契約で今回不調になりました6カ所につきましても、もう契約手続を出す予定になってございます。で、31年度、4億余りの予算をいただいておりますので、極力頑張らせていただくと。万一、今現在、工事の錯綜、またオリ・パラへ向けてちょっと建設諸物価が上がっているというような状況もございますので、そういった状況も踏まえて、とにかくこれは32年のできれば7月までには全て上げなきゃいけないということでございますので、場合によっては補正予算をお願いするようなこともあろうかと思っておりますけれども、（発言する者あり）引き続き全力を挙げて頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 また、本当に今ちょっと一部、声で、補正をやっているときでね、先ほど当初予算の中でおさめていきますと言っておきながら、この補正をやっている最中に、また補正をお願いしますって。だから、そこについてはやっぱりもう少し計画的に、できること、できないことをしっかり精査していただいて。で、ここで何を議論するのかといたら、数字が最終的に、悪いけど執行機関の今まで計画を立ててきたり検討してきたり事務執行してきたことの結果が数字で出てくるわけです。だから、繰明がこういうことで出てきて、こんな、もっとだろうなと思っていたら、やっぱり債務負担行為。でも、じゃあ、一体化していない。でも、こんなことを言ったら、聞かなければ答えなかったら、何を俺たちは議論しているのか、私たち議会は議論しているのかがわからなくなっちゃうと思う

んですよ。これ、もう少しわかりやすく、どうやって説明するのか。これ、ちょっと全庁的な点でどういうふうを考えているのかね。これじゃあ、もう×××××にされていて、我々は、ああそうか、リフレッシュは2,000万だけだったんだなと思うわけですよ。

○小林たかや委員長 はやおさん。

○はやお委員 あ、ごめんなさい。

○小林たかや委員長 ×××××

○はやお委員 すみません。訂正いたします。

だから、よくわからない状態であるということに関して、やはりしっかりとね、ちょっとどういうふうにするのか。いや、今の答弁で、わかりました、努力はします、頑張ります、でも結果だめだったらごめんね、補正しますけどね、というような答弁じゃだめ。体制を含めてどういうふうにするのというところを、きちっともう一度ね、僕は部長が答えることなのか、誰が答えることか、これはわからないけれどもね。これは構造的な問題ですよ、執行機関の今の状況の。で、オリンピック・パラリンピックに関してのいろいろなところについて、いろいろそごが出てきていることを、本当に見直さなくちゃいけないんじゃないかということを行っているので、過去のことを言っている。本当、未来志向でやりたいと思っているから、今厳しく言っている。ちょっとそこのところをお答えいただきたい。

○保科環境まちづくり部長 大変ご心配をおかけして、申しわけございません。今回の繰越明許費につきましては、先ほどの所管の課長からご説明させていただいたとおり、あくまでも2カ年で債務負担をお願いしました設計費の部分の、出来高払いで残った部分でございます。これにつきましては、31、32、2カ年で32カ所全てをやると。今年度、確かに4カ所、今現在、工事中でございます。来年度予算としては2億2,500万円余りをお願いしてございますが、これも含めまして12カ所、31年度中には終わらせたいと。残り16カ所残るわけでございますが、これにつきましては計画的に、今後の事務量等々も含めた上で、32年度当初予算でお願いするのが適切ではないかということで、これは財政所管とも相談をさせていただきまして、このような予算計上をさせていただいたということでございます。ですので、今現在、私どもといたしましては、所要の事務量、職員配置等も含めて、あとは昨今の建築工事を取り巻くさまざまな状況、人手不足の状況も踏まえまして、このような予算組みをさせていただいたということでございます。

○小林たかや委員長 いいですか。よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○小林たかや委員長 それでは、その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 以上で繰越明許費に関する質疑を終了します。

時間がこの時間帯になってしまいましたので、債務負担行為については午後入りたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、追って再開時間をお知らせいたします。休憩しま

す。

午前 11時58分休憩

午後 1時19分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

午前中の質疑の中で答弁が終わっていませんでしたので、開発協力金について住宅課長より答弁をいただきます。

○平岡住宅課長 午前中の委員会で木村委員から、開発協力金の歳入の補正予算の際に、住環境整備推進制度の地域貢献の実績のうちの広場状空地として整備されたものが、総合設計によるものか否かについてのお尋ねを頂戴いたしました。お調べいたしましたところ、4件の広場状空地の整備のうち2件が総合設計によるもの、2件が一般設計によるものでしたので、ご報告をさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 一般と総合設計制度が2件ずつというご説明でありました。それで、平成28年度からですか、住環境整備の新しい制度としてスタートいたしました。それで、最初にちょっと指摘をさせていただいたけれども、良質の住宅、上質な住宅の供給というのは、例えば再開発等促進区だとか、高度利用地区なんかもそうでしょう。その良質な住宅の供給が容積緩和の要件になっているわけですよ。ですから、区のこの制度が、良質な住宅を供給する、要するに誘導する機能ははっきりし切れていないわけですよ。それから、公開空地も、総合設計制度の場合は公開空地をつくることで容積率の割り増しをもらうわけですよ。そういう状況を考えれば、例えばほかの制度、都市計画制度や建築基準法の制度を活用して、その容積率の割り増しをもらっているそういう制度にもこの制度を適用させるというのがいかなものかと。これは率直に言って感じています。これ、28年でしょ。そろそろ28、29、30、31と、四、五年これからたっぴこうというときに、やはり改めてこの住環境整備の推進制度の現状を踏まえた見直しというの始めていいんじゃないかと。ちょっとその辺、提案させていただきたいんだけど、いかがでしょうか。

○平岡住宅課長 木村委員から今二つの点でご提案と、それから見直しについてということでお話を頂戴いたしました。

2点のところなんですが、ちょっと補足をさせていただきますと、総合設計を活用した場合は、制度上、公開空地整備等が必要となります。道路に沿った広場状の空地、歩道状空地のみの公開空地の整備では広場ではございませんので、制度上こういった場合は貢献施設としてはさせていただいておりません。周辺の方々が日常的に憩えるような、そういった一定規模以上の広場を整備した場合に初めて評価をさせていただいております。

また、その一方で、良質な住宅の扱いについてでございますが、従前ございました住宅付置制度、この趣旨を踏まえつつ、新たな制度として、今回、制度目的として、良質な住宅の供給と良質な住環境整備というような形で、両輪ということで今回の住環境整備推進制度で評価させていただいております。

そういったことと、それから、木村委員からも先ほどご指摘をいただいております制度全般に関してでございますが、制度につきましては、今後の実績、先ほど申しました実績

も踏まえつつ、必要な時点では適時適切な見直しを図って、充実を図ってまいりたい、考えてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 よろしいですか。（発言する者あり）適時適切に。

それでは、次に参ります。続いて、債務負担行為の補正についての審査に入ります。補正予算書34、35ページの説明を求めます。

○平岡住宅課長（仮称）区立麴町仮住宅の整備に関する債務負担行為の補正につきましてご説明をいたします。

現在、新築工事を進めております（仮称）区立麴町仮住宅でございますが、工事進捗に伴いまして、既存地下躯体解体の工法の見直しの必要が生じ、合わせて11カ月、平成32年8月までの工期延長が必要となりました。このたび契約額の変更につきましても検討が終了いたしましたため、地下部分の追加工事等に伴い、債務負担行為の期間及び限度額を変更するものでございます。

工期延長に伴いまして、債務負担の期間といたしまして、平成31年度から32年度までの20億3,660万6,000円を支出予定額といたしまして、平成30年度当初予算の2億9,247万1,000円とともに、債務負担の全体計画を23億2,907万7,000円とさせていただくものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○加島施設経営課長（仮称）区立麴町仮住宅につきまして、資料を用意させていただきましたので、そちらについて少しお時間をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○小林たかや委員長 はい。お願いします。

○加島施設経営課長 はい。それでは、予算特別委員会資料3、A3判のやつですね、そちらをごらんください。この資料につきましては、1月30日の都市基盤整備特別委員会並びに2月5日の企画総務委員会におきまして、補正予算の審議をいただく際に、経緯・経過などを説明することというご指摘がございましたので、そういったところから用意させていただいているものでございます。

まず、表のつくりなんですけれども、横列で、時期、整備の方向性、区議会、庁内検討、地域への説明など、内容、という形になっております。大きく分けて太い枠で分けておりますので、そこら辺からちょっと説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、設計期間でございます。これが28年度で、平成28年4月から平成29年3月まで建物の設計を行ったということで、一番上の段、4月から仮住宅の設計開始、これは基本設計と実施設計を同一、一緒に行っております。その後、整備の方向性ということで、地下鉄出入口の必要性に対する課題の認識というところがあるんですけれども、平成28年10月19日、こちらに関しましては早期周知条例に基づく建設計画の説明会を行っております。そこでの主な意見として、仮住宅の建設は聞いていない。図書館や高齢者施設を整備して欲しい。地下駐車場を整備したほうが良い。地下鉄の出入り口が整備できるのではないか。というようなご意見をいただきました。

その後、11月に区立麴町仮住宅建設の再考を求める陳情が出されております。で、企画総務委員会で陳情の審査をされまして、その内容が条例必置の解体工事の説明会や紛争予防条例の説明会等、最低限の説明会以外に、地域課題や住宅のあり方も含めた意見聴取

を再度行うことということでまとめられました。その後、2月16日に、その陳情の趣旨を受けまして、区立麴町仮住宅の建設に伴う地域のご意見を聞く会というものを開催しております。ここでは仮住宅の必要性だとか旧千代田保健所麴町庁舎跡地を選択したことに対する意見等が多く出されております。ただ、地下鉄連絡通路出入口についての意見は、このときはなかったというようなところでございます。平成28年度末ということで、平成29年3月に設計が完了しております。この時期は地下鉄出入口のバリアフリー化の可能性について検討はしている段階で、接続の形態だとか工法も未定であることから、設計にはこれを反映していないというような状況でございました。

続いて、大きくりのところで、「契約準備 補正議案審議」というふうに書かさせていただいております。

まず、平成29年8月24日、永田町駅4番出口の要望ですね。こちらが出されております。平河町二丁目町会から区長宛てに要望書ということで、通勤時間帯の渋滞、長蛇の列となるということで、麴町仮住宅の新築工事に合わせて、地下鉄バリアフリーの出入口を新設する等々のお力添えをいただきたいというような趣旨のご要望でございます。そういったものを受けまして、平成29年9月、東京メトロと地下鉄出入口のバリアフリー化について打ち合わせを開始しております。内容としましては、東京メトロとしても、永田町4番出口の実態から、バリアフリー化も含めた地下鉄出入口の改善の必要性を強く認識していること。地下鉄出入口の受け口確保ができるのであれば、階段等の連続的な出入口整備を行うことを条件に、バリアフリー整備は可能との見解であることが明らかになっております。

その後、平成29年10月2日、予算・決算特別委員会でございます。こちらは仮住宅の工事の予算が、29年度、30年度ということで予算をいただいているところだったんですけども、契約が間に合わないということがございましたので、補正予算ということで、平成31年までの債務負担行為のかけかえを行わせていただいたということでございます。そのときの審議の中で、仮住宅の規模や用途、仮住宅使用後の活用について、地域要望の把握や区議会における議論が必要であることという議会からのご意見がありました。そういった意見を踏まえまして、工事内容を変更する場合、仮住宅の新築工事の内容を変更する場合は、工事中の設計変更で減額や増額も含めて対応を調整していくというふうな答弁をさせていただいているような状況でございます。

その後、10月6日に都市基盤整備特別委員会がございまして、10月10日に仮住宅の工事の契約の手続を開始していきたいというご報告をさせていただきました。その際の議会からのご意見としましては、地域要望を反映しろと、せよということでございましたので、地域要望等により工事内容を変更する場合は、工事中の設計変更で対応していくというような答弁を差し上げているような状況でございます。

その後、工事の契約の手続に入らせていただきました。先ほど申し上げたように10月10日に区立麴町仮住宅新築工事等の契約手続を開始、いわゆる公告をしたというところでございます。で、この工事発注仕様に関しましては、設計自体では東京メトロとの地下鉄連絡通路は入っておりませんので、入っていない仕様で公告を出したというところでございます。

その後、平成29年11月21日、地域要望のために第1回旧千代田保健所麴町庁舎跡

地利用検討協議会を開催。これは先ほどの予特、予算・決算特別委員会での議会からのご意見等を踏まえまして、協議会を立ち上げて、そこで地域の意見を聞くという形にしたわけでございます。その中で、永田町駅4番出口の混雑緩和のため、バリアフリーを含めた地下鉄連絡通路出入り口を設けるよう、要望がまた出されたというところでございます。そのことを踏まえて、区は継続して検討しますというお答えを差し上げているという状況でございます。

平成29年11月からは東京メトロと地下鉄連絡通路出入り口の整備について、具体的な打ち合わせを開始したというところでございます。内容的には、4番出口のバリアフリー化の受け口として、麴町仮住宅内に先行的に地下鉄連絡通路出入り口を整備することを確認させていただいたと。費用負担については継続的に協議することを確認しております。

続きまして、大きくりのところで、工事契約議案審議でございます。

平成29年12月1日、企画総務委員会で、先ほど公告を出した工事の議案の審議でございます。そのときに関しましても、先ほどの11月21日に行われた利用検討協議会の報告をしております、地下鉄連絡通路出入り口を検討していることも報告させていただいております。12月5日の都市基盤整備特別委員会も同様のご報告をさせていただいております。12月7日に企画総務委員会、これは第2回目の議案審査を行っていただいております。その後、12月11日に都市基盤整備特別委員会で、仮住宅の具体的な内容について、都市基盤のほうではなかなか整理されていないというようなご意見があったかということで、ここでご議論をいただいたようなところでございます。同日に企画総務委員会で、工事の請負契約の議案を審査いただいたというところでございます。そのときの質疑の中で、地下鉄連絡通路出入り口を整備する場合に、経費の増額と工期延長の可能性がある旨をご答弁させていただいているというような状況でございます。

で、ページを、すみません、おめくりいただきまして、2ページ目、こちらは平成30年に入ってからの動きでございます。平成29年までは地下鉄連絡通路の検討という形でございますけれども、1月12日、第2回千代田保健所麴町庁舎跡地利用検討協議会の事前のレクとしまして、仮住宅内に4番出口のバリアフリー化に向けた地下鉄連絡通路出入り口を設置する方向で進めることを、ここで確認をしております。1月15日の第2回跡地利用検討協議会で、その中で設置するというところもご報告をさせていただいたという形でございます。

続く1月22日は、庁内の四番町関連の検討協議会でございます。四番町にも大きくかわってくるということもございまして、区立麴町仮住宅に地下鉄連絡通路出入り口を設けることを、ここでも確認、報告をしております。続く26日に、都市基盤整備特別委員会に、ここで明確に地下鉄出入り口を設けることをご報告させていただいたというような状況でございます。その後、1月30日に中高層の説明会で、同様に図面を含めてご説明させていただいたというところでございます。

2月に入りまして、より東京メトロとの具体的な打ち合わせを始めて、進めております。それは現在も進めているんですけども、具体的に、整備手法、費用負担等についてということで、国道等の道理管理者との占用に関する調整、道路下埋設物に関する調整、整備工法や復旧方法などでございます。その後、2月16日には都市基盤整備特別委員会で中高層説明会の結果等の報告をさせていただいて、中高層説明会では、地下鉄出入り口を含

む図面等で説明している旨ご報告をさせていただいて、2月20日に関しましては、業者が決まりましたので新築工事の説明会を行い、そのときも図面にてご説明をさせていただいたというような状況でございます。

その後、2月末に地下階の図面がようやく完成をしまして、躯体図、構造設計が完了して、その後、建築JVと協議を開始したというようなところでございます。3月初めに建築JVのほうと工事計画・仮設計画等について検討を開始し、3月12日に正式に建築JVのほうへ指示書を出したという形でございます。この内容に関しましては、跡地利用検討協議会や中高層説明会、都市基盤整備特別委員会の報告を踏まえまして、工事仕様書の定めにより、変更内容に関連する事項について、建築JVに指示書を出したというようなところでございます。

その後、庁内の手続でございますけれども、6月5日に契約変更会議がございましたので、まずは頭出しということで、契約変更の見込みについて報告。7月20日については、工期を延長せざるを得ないだろうということのご報告。8月30日には、そういったものの庁内の会議を踏まえまして、9月21日には工期延長8カ月ということで、変更会議に報告をしているようなところでございます。このことに関しましては、10月4日の都市基盤整備特別委員会にも、8カ月ということで、経緯も含めましてご説明をさせていただいたというような状況でございます。

その後、10月26日、契約変更会議で、契約変更の概算の金額をこの時点で報告をしたというようなところでございます。10月30日に都市基盤整備特別委員会がございまして、地下鉄連絡通路の整備に伴う東京メトロとの打ち合わせ、概要を区のほうからご説明をさせていただいております。30年11月15と17日に関しましては、四番町アパートの方の住宅入居者説明会ということで、工期延長などについてご説明をしたというところでございます。

一方で、平成30年11月下旬からとなっているんですけれども、10月の先ほどの26日の契約変更会議あたりぐらいから、地下の解体が、躯体がなかなかうまく解体ができないというようなところも出てきましたので、地下躯体解体工法の仕様変更と工期延長について検討を実施してきたというところでございます。

で、12月13日に関しましては、第3回の跡地利用検討協議会に工期延長などについて説明。12月14日の契約変更会議で11カ月工期延長になるということをご報告して、1月21日の首脳会議で、仮住宅の今回の補正予算案と契約の変更議案を審議していただいたというような状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、31年、ことし1月30日ですね、都市基盤整備特別委員会で、地下鉄出入り口にかかわる工事内容・工期延長11カ月と増額についての報告をさせていただきました。また同様に、2月5日に都市基盤整備特別委員会と同様の資料でご説明、ご報告をさせていただいたというような状況でございます。

最後のところなんですけれども、平成31年2月28日、今週の木曜日でございます。文化財の調査の試掘予定というところでございます。これに関しまして、2月5日の企画総務委員会でご質問もございました。もともと内容に書いてありますとおり、平成29年12月から所管のほうと調整をもう開始していたというような状況でございます。地下鉄の連絡通路の出入り口設置の有無にかかわらず、仮住宅の設備関係が貝坂通り側から地下

のほうに入れなければいけないので、そういったこともありまして、試掘を想定していたというようなところがございます。一方で、麴町保健所の新築工事のときに出た遺跡でございます。平河町遺跡につきましては、昭和60年4月26日から28日まで、確認の試し掘りというんですか、確認調査をしたと。そこから、5月7日から27日まで本調査を行いまして、昭和61年3月31日までに報告書を作成したというような経緯が残っております。

で、出てきたものに関しましては、縄文土器、土師器——土師器片ですね。中世の土壙墓——お墓、土の中のお墓ということみたいなんですけど、そこから未成年の女性の人骨、その他陶磁器、かわらけ——これは素焼きの物で、何かお皿みたいな物で、祭り事か何かに使われるんじゃないかというところみたいなんですけど、金属製品、それと貝類等が検出されたという報告が残っております。

資料にはお載せしていないんですけれども、金額について、都市基盤整備特別委員会並びに企画総務委員会でご報告はさせていただいたんですけれども、ちょっと大ざっくりなものだったので、今回こちらのほうで、大変申しわけないんですけれども、口頭でちょっとご報告をさせていただきたいと思います。

まず、主に建築工事のほうになります。土工事ということで、都市基盤と企画総務のときには図面も用意させていただいてご説明したんですけれども、新たに山どめが設置する必要があるということで、そこら辺の部分で約4,600万ほど、地業解体ということで、地下の解体、くいをやりながらだとかと、いろいろこれ、混同しているので、そういったものをひっくるめて、ここでは2億6,000万ほどです。その内訳としては、くいや地下躯体工事にかかわるのが1億5,000万ほど、地下躯体の解体にかかわる費用が1億1,000万ほど、合わせて2億6,000万ほどがそこにかかっていると。地下をつくりますので、鉄筋にかかわる費用ということで約260万ほど。コンクリートは1,500万。それに付随する仮枠が約360万ほど。防水が200万ほど。今回、工期の短縮もちょっと図りたいということで、鉄筋の機械式接ぎ手だとかバルコニーの一部PC化をやっておりまして、それが2,000万ほど。また、1階の出入り口のプランが変わっておりますので、それが減額で、約1,200万ほどでございます。そういった、直接工事費というんですけど、それが約3億4,000万円ほど、諸経費関係ですね、それが1億7,800万ということで、建築工事で約5億1,800万ほどでございます。

同じく電気設備工事に関しまして、地下鉄の連絡通路用電力だとか電灯、これが150万ほど。諸経費が、工期がかなり延長になりますので、そちらのが高くて、約2,300万ほど。合わせて2,400万ほど。機械設備工事が地下鉄連絡の排水だとか消火設備、そちらが約250万、諸経費が約2,900万ということで、合わせて3,200万という形で、工事費で約5億8,000万ほどという形でございます。それに工事管理費が約6,000万ほどがありますので、トータルで6億2,000万ほどの増額をお願いしているというような状況でございます。

最後に、この地下鉄連絡通路の入り口、出入り口に関しましては、昨年のあの決算特別委員会で、契約変更前に工事を行っていることに対してもご指摘をいただいております。さらに住民監査請求も受けまして、監査結果として違法状態という厳しいご指摘も受けておりまして、3月31日までに契約変更手続を行うことという勧告も受けております。こ



のことに關しましては、工事担当者として非常に重く受けとめている次第でございます。もっと区議会の皆様に対し丁寧に報告をし、まずご理解を得るべきであったということで、大いに反省しているような状況でございます。今後、契約変更が発生すると予想される場合には、早目に、丁寧に具体的な報告を心がけまして、まずはご理解いただけるように努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。

次に――ちょっと待ってください。説明を全部終わらしましょう。

○谷田部道路公園課長 それでは、2番目の橋梁の整備（お茶の水橋の補修・補強）でございます。債務負担のかけかえで、平成31年度から36年度まで、限度額を39億3,412万1,000円として補正するものでございます。中身につきましては、ちょっと資料をつけさせていただいております。予算特別委員会資料4-1と4-2でございます。

まず4-1で、工事の概要について、簡単にまとめたものでございます。

まずお茶の水橋の工事につきましては、区の部分で行う工事と、それからJRの線路上空の部分については、これはJRのほうに委託協定を結んでお願いする部分と、二つに分かれてございます。具体的な分けについては、その4-2、2枚目でございますが、そこにちょっと色分けをしております。左下のところに橋梁の側面図がございまして、右側の線路上空の部分、この部分がJRに委託する部分でございます。ただし、この橋面の部分の工事につきましては、区のほうで工事をする。あくまでも線路上に支障のある部分、これについてはJRのほうに委託協定を結んでいるということでございます。で、左側の橋梁の部分につきましては区の工事という分けでございます。

4-1にお戻りいただきまして、工事内容につきましては、まずは、この工事につきましては、橋梁の長寿命化、修繕計画に基づいて補修・補強を行うものでございます。まずは耐火化、それから耐震化の向上、そのための工事と、あと歩道の拡幅とバリアフリーを行う。この目的で工事を行っているものでございます。

工事内容につきましては、床版の打ちかえ、それから橋梁の塗装の塗りかえ、それから補強部材の設置、あと橋梁付属物工と歩道の舗装でございます。平成29年度に工事契約をして進めてきたところでございますが、工事前に事前の調査を行ったところ、まず、この橋梁の塗装の部分からPCBが出てしまったということで、当初予定していた以外に、この処理について、もう一度、これ、きちっと精査をする必要が出ていたということ。それから、あと床版の打ちかえにつきましては、当初、これ、図面上では床版の打ちかえを行うときに、ちょうど縁切れがされていたという図面がございましたので、あくまでも機械で壊さなくても人力で壊せるというような計画でございました。そのために、JRのこれは線路の架空の上で工事を行うということで、非常に作業時間、安全面を考慮して規制がございまして、当初は8時間施工できるという予定で、手作業で壊せるということでございましたので、そのように計画していたわけですが、調べてみたところ、この縁切れがされていなかったということで、どうしても機械施工で行わざるを得なくなりました。そのためにJRのほうと改めて協議を重ねて、この部分については機電停止の1日2時間の時間しか工事はできないということ。それから、一月の間で、今まで20日間工事の予定を入れていたところが、機電停止できるのが月の半分の10日しかないということで、

工事可能時間が約8分の1になってしまったということに伴う工期の延伸等でございます。

金額につきましては、まず区の工事部分が、工事費で21億9,800万円、この工事管理費が1億3,112万1,000円、それとJRの委託部分につきましては16億500万円ということで、合計39億3,412万1,000円でございます。当初が、変更前が平成31年度末まででございましたが、これを平成37年度末までということで、債務負担のかけかえを行うものでございます。

次もよろしいでしょうか。続きまして、3番目の国指定常盤橋の修復でございます。こちらのほうも説明資料をちょっとつけさせていただいております。予算特別委員会資料5でございます。

この常盤橋につきましては、この経年変化とともに、東日本大震災の影響によりましてアーチ部分が変形してしまったということに伴いまして、一度解体をし、それから昔のこの工法で積み直すというものでございます。積み直しに当たっては、140年前につくられたものでございまして、復元するために専門委員会のご意見を聞きながら石を仮組みし、また一時積んでは取り外し、また積み直すという作業を重ねて、進捗がままならない状況で、想定外の時間を要してしまったという状況でございます。それ以外に、専門委員会からのご指摘を受けて、手すり等の、あと橋梁等の一部変更がございました。これに伴いまして、平成30年度末までで工事が完了する、今、契約でございますが、これを平成31年10月31日までということで、工期を延伸させていただくのと、あわせまして、それにかかる費用を、債務負担をかけるものでございます。

その資料5のところに金額の内訳が下のほうにございますが、まず、この工事での復旧作業における積み直し等でかかった費用と、それから転落防止柵等の変更によりまして、4億7,533万4,000円の増額分、それとあと平成30年度で出来高が上がらなかった部分が9,466万6,000円ということで、工事に係る部分が5億7,000万円、それから委託の部分で施工管理委託でございますが、こちらの部分が、工期延伸に伴いまして2,000万98万3,000円。（発言する者あり）あ、違うか。（発言する者あり）すみません。2,098万3,000円。それからあと、30年度分の出来高が上がらなかった部分についての管理費の減の金額として701万7,000円、合計が2億8,000万円ということで、合計、（発言する者あり）あ、2,800万円、申しわけございません。2,800万円ということで、合計5億9,800万円ということで、平成31年度までの債務負担をかけるというものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終了しました。質疑を受けます。

○木村委員 仮住宅への地下鉄連絡通路出入り口整備に係る経緯について、課長のほうから淡々のご説明をいただきました。監査委員がなぜ違法状態と判断を下されたのか、その理由を理解されておられるんでしょうか。どこが違法状態なのか、ご説明いただけたらと思います。

○加島施設経営課長 端的に違法状態ということは、議決を得なければならない、契約変更の議決を経なければならないものを、議決を経ないで今工事をやっているというところが違法状態というふうに、監査のほうでは報告されているというふうに理解しております。

○木村委員 なぜ一定額以上の請負契約には議決を要件としているのか、ご説明いただけ

ますか。

○山下契約課長 地方自治法の96条で、一定金額以上の契約については議会の議決を必要としておりまして、それで、議決を得た契約についての契約変更については、100分の5以内の変更かつ変更する金額が1億5,000万円未満の契約変更については、あらかじめ専決ということで処理をできる規定をしておけば、その範囲については議決が必要ないんですけれども、それを超える場合には、法律のほうで契約、議決が必要というふうに規定されております。

○木村委員 自治法の解説を聞いても仕方ないんですよ。この監査結果の中に、なぜ議会の議決が必要なのかということについて書かれてあります。この文言はどこの会計事務規則でも書いてあることなので、法令によって定められているものなんです。文言なんですよ。

これ、監査結果でいうと、3ページにこうあるわけですよ。政令となぜ自治法で議会の議決を規定しているのかと。地方公共団体にとって重要な経済行為に当たるものであり、これに関しては住民の利益を保証する。それから住民代表の意思に基づいて適正に行われることを期することにある、と。つまり、住民の利益を保証するため。それから、住民代表の意思に基づいて適正に契約が行われる。このために議決を課しているわけですよ。この大事な議決を飛ばして工事に入っているから、問題になっているわけです。

それで、担当課長が最後に、議会に対して丁寧にこれから報告していくと。で、ご理解いただくようにすると。説明の丁寧さが足りなかったからか。理解しなかった議会が悪いのか。そうじゃないでしょ。この工事に幾らかかるのかという工事費用がわからないのに工事を発注した実例って、これまで千代田区にありましたか。あったとしたら、具体的な実例を挙げてください。

○加島施設経営課長 昨年の決算特別委員会のときにもご報告させていただいたんですけども、九段小学校の工期変更をするときに、あれももちろん議決変更が必要だったものに関しまして、事前にご報告をさせていただいて、工事はそのまま継続、続行させていただいて、工事が終わった後に議決の手続を行わせていただいたというような事例がございます。

○木村委員 九段小の場合、いつも課長はそれをおっしゃるんですけども、補正予算で議決した。それが、やらなくても九段小って完成しましたか。その工事をしなくても九段小は完成しましたか。

○加島施設経営課長 決算特別委員会のときにも、木村委員から不可抗力、しょうがないよねと。そういったものに関しては、九段小はしょうがないんじゃないかというようなところで、今回の仮住宅はそうじゃないだろうというふうにご指摘いただいたのは、記憶にございます。手続関係の話、違法性の話からすると、九段小も同じような状況であったというのは、これは事実なんですけれども、区議会の方々にご理解をいただいて、工事をストップしてしまうと、やはりそれなりの違約金だとかそういったものも発生しますので、そういったいろいろなもろもろを検討した結果の中で、継続させていただいたのかなというふうに考えております。

今回に関しましては、そういったところの説明が不十分であったというところが、まず一つなのかなと。その私のほうの説明がしっかりご理解をいただいて、それはしょうがな

いよねというようなご了解をいただけたということであれば、状態、この状況に関しましてもご理解いただけたんじゃないかなと思うんですけども、九段小に関しましては、その手続関係、議決の、その契約変更の議決に関しての手続に関しては、一緒という形なんじゃないかなというふうに考えております。

○木村委員 私の質問に答えていただければと思うんですけども、その後で議決した内容ですよ、補正予算に計上したね。それをやらなくても九段小は完成しましたか。その工事をやらなくても九段小は完成しましたか。

○加島施設経営課長 その工事をやっていなければ、今の九段小は完成はしておりません。

○木村委員 当初の仮住宅の建設に当たっては、地下鉄の連絡通路をつくらなければ、仮住宅というのは建設しなかったものでしょうか。当初の計画で。

○加島施設経営課長 もちろんそれで工事の発注をしておりますので、建設はそのまま終わったという形で認識しております。

○木村委員 そうなんですよ。別個の工事なんですよ。それは意識的に一緒くたにして、自分たちの責任を誤りにしようとしている。とんでもないことだ。

こういう行政実例をご存じでしょうか。議会の議決を経ない契約は無効だと。これは昭和30年の行政実例で紹介されています。議会の議決、要するに一定額以上のね、議会の議決を要件にしている契約で、議会の議決を経ないで行った契約は無効だと。これは行政実例で、平成30年の、いつだ、5月19日。ごめんなさい、昭和30年5月19日の行政実例がありますよ。こういうのをご存じですか。

○加島施設経営課長 すみません。工事担当の私としては、ちょっと存じ上げておりません。

○木村委員 要するに、法令に対する著しい軽視があるんですよ。

それで、予算の裏づけがない、議会への説明が不十分だったとおっしゃるけれども、この工事には幾らかかるかわかりません。工事期間も、どの程度かかるかわかりません。地下から何が出てくるかわかりません。そういう説明をして、恐らくね、でも進めちゃえという議員は1人もいませんよ。要するに今回の事態はそうなんですよ。仮住宅建設とは全く違う別個の工事を、幾らかかるかわからない。工期がどれだけかかるかわからない。穴を掘ったらどうなるのかはわからない。わからない、わからない、わからないまま工事を発注してしまったのがこれでしょ。そういう性格のものなんですよ。

もう一度伺います。全く別個の工事で、予算総額が幾らかもわからない、工事期間もどれだけかかるかわからないで工事を発注した例というのは、かつてありますか。

○加島施設経営課長 私が担当しているだとか過去の中で、まるきり別の工事という形でというのは記憶にはございません。

○木村委員 要するに、異例なんですよ。異例なんですよ、今回のこの工事発注は。

それで、言うておきますけど、議会は、住民の皆さんの要望に区が応えようとしている反対する議員はいないと思います。バリアフリーで、そういう出入口をつくってほしいということについて、反対する人はいないんですよ。ですから、それまで報告してきたことに対して、やる必要はないという委員はいなかったでしょ。問題は、工事をやるときに議案として出てきて、費用がどのくらいか、工期がどのくらいか、それが公共四番町施設全体の整備にとって支障とならないか、総合的に判断をして決断するわけですよ。その機

会を奪って、行政は突っ走ってしまったんですね。

それで、なぜこういう異常な事態が生まれたのかということ、ずっと先ほどの経緯を含めて振り返ると、私ね、転機になったのは幾つかあると思うんですよ。一つは8月24日の平河町の町会の皆さんが区長に要望書を出したと。翌日、これまでの委員会の経過を見ると、翌8月25日に区長のほうから担当課のほうに、こういう要望書が来たという指示を出した。どんな指示を出したんでしょうか、8月24日の区長からの指示は。

○平岡住宅課長 8月24日に町会の方がお見えになられて、その資料を区長室のほうからいただいたわけですが、特に、どうこうという具体的な指示ということではなしに、私どものほうで中身を、じっくりと内部を見て、その後に向けた検討といいますか、そういったことをするというような形で所管課として理解をし、それに対して携わってきたというようなところでございます。

○木村委員 これ、この経緯を見ると、平成28年10月19日、早期周知条例に基づく説明会で、住民の方からも地下鉄の出入り口が整備できるのではないかとという要望が出され、それで、担当課としても必要性に対する課題の認識は持っていたと。しかし、メトロとのやりとりの経緯はここでは示されていません。メトロとのやりとりが始まったのは8月24日、町会から区長宛てに要望書が出されて、そして翌25日に区長のほうから検討を指示された。そうすると、区長の指示でメトロとの協議、本格的な検討が始まった。これは事実ですか。

○平岡住宅課長 先ほども申しましたとおり、直接これ、区長室から私ども住宅課所管のほうにいただきました。その際には、特に何かを、これをどういうふうにしなさいということではなくて、その町会の趣旨を理解し、その中身について検討していくというようなところでございますので、具体的に何か必要なことをこういうふうにしなさいというようなご指示があったわけではございません。あくまで私どものほうで連絡通路の整備が可能か否かを、この時点から検討、確認しに行ったというような形でございます。

○木村委員 課長、苦しいよ、それ。だってね、8月——だって、だって、8月24日に受けて、そして25日に区長から受けて、もう9月からですよ、9月から11月にかけてメトロとの協議を始め、そしてバリアフリー整備が可能との見解をもらっているわけよ。つまり、本格的にメトロとの協議が始まったというのは、この経緯を見る限り、区長の指示から始まっているのは、これは明らかじゃありませんか。そうでしょ。別にそれが、いい、悪いじゃないのよ。だって、区長が住民から要望をいただき、それを検討する。これは別におかしいことでも何でもないんで。それは隠す必要ないでしょ。ね、副区長もうなずいていらっしゃる。はい。はい、なんて。

○山口副区長 ただいま木村委員がおっしゃられましたように、この件に限らず、いろいろな意味でご要望をいただいたりとかすることはあろうと思います。そういったものについて、可能か可能じゃないかは別にして、検討を指示するということは、これはあります。で、当然、永田町のところの、駅、四番町出入り口については、これは8月3日の「出張！区長室」でも、地域からそういう強い要望が出されました。これについては、メトロという相手があることで、国道も——国道上にありますから、国道上にあること。それからあと、そこまで持ってくる工法とかそういうものも含めて、具体の議論というのはあろうとは思いますが、そういった思いがあることは私どもは受けとめさせていた

だきますというご答弁をしております。したがって、検討するということに関しては、これは区長もそうですし、私のほうからも検討しなさいということは、指示することは、一方的にもありますし、今回この件についても指示しているという状況になっております。いわゆる一般的に私のほうからも検討しなさいよということは言うております。

○木村委員 まちの方から要望書を受け取って、この内容を検討しなさいと。これ、指示を出すのは別におかしいことでも何でもないと思いますよ。それを無視するほうがかえっておかしい。

で、平成30年の監査結果は、平成30年3月12日、ここから違法状態が始まったという、これを起点として位置づけています。なぜ平成30年3月12日かということ、区有施設担当課長から課長名で指示書を出したからです。いわゆる工事発注をし、それで請負業者が了承しますというサインまであるわけです。この3月12日から、工事を発注しちゃった、議決なしに発注してしまったわけですから、違法状態はここから始まっていると、そういう内容になっているわけですね。

それで、実はこの3月12日に指示書を交付した際、その時点で、この工事がどのぐらい費用がかかるのかと。それから工期がどのくらいかかるのかわからない。この時点でもわからないで発注しちゃっているわけですよ。これはこの間の委員会でのやりとりで明らかになっています。わからないから、恐らく議会にも説明できないでしょう。幾らかかるか、わからないんだから。議員を納得させるような説明ができるはずがありません。

で、この3月12日の2カ月前に、この、先ほどの資料の2ページの一番上なんだけれども、平成30年1月12日、第2回保健所跡地利用検討協議会事前レクがあり、麴町仮住宅内にバリアフリー化に向けた地下鉄連絡通路出入り口を設置する方向で進めることを確認したと。つまり、この工事が幾らかかるのか、工期がどのくらいになるのかわからないのに、ここで確認したわけです。だから、区有施設担当課長は3月の2カ月後、何の疑問も抱かないで、指示書を交付してしまったわけですね。この事前レクの出席者は誰でしょう。

○山口副区長 これには私も入っております。区長も私も入っております。

それで、木村委員の言うように、確かにこのところに関して、金額も工期もわかっていない段階でこういったことの確認、まあつくっていいんじゃないかという確認に対して、極めて問題があるというご発言だと思います。私もこれをやっていくときに、永田町のところに関して、バリアフリーを含めた改善を進めていくに当たって、その可能性を探ってきた中で、やはり受け口がないことによって、地下鉄のあの改善ができないということであれば、今回、こういったところの整備とあわせて、その可能性があるということであれば、その方向性については、やはりやっていく方向で議論していこうと、進めていこうと。

ただ、そこに関して、幾らかかるのか、幾ら工期がかかるのかというのが……

○小林たかや委員長 違う。

○山口副区長 確かにあろうと思います。それが、全部出て、それをもって判断するということになるのであれば、これは相当の期間がかかるということで、一旦工事をストップすることもあり得ますし、これは基本的には話をさせていただくと、四番町公共施設全体のそういった整備に影響もあるということの中で、総合的に判断をさせていただいて、確認

をさせていただいたということでございます。

○小林たかや委員長 すみません。今の、聞いた質問者は、レクのメンバーは誰かと聞いているので、それを答えてください。

○平岡住宅課長 翌週の四番——失礼しました。千代田保健所麴町庁舎跡地利用検討協議会の事前レクということでございますので、私、今、住宅課長と、あとそれから、上司であります環境まちづくり部長、あとそれから私の部下が数名と、あとそれから、副区長にも区長にもお出になっていただきまして、内容を事前にご説明したというようなものでございます。

○小林たかや委員長 はい。（発言する者あり）関連。

林副委員長。

○林副委員長 ちょっと先へ行ってしまったんで。1月12日、平成30年のは、区長、副区長、環境まちづくり部長、住宅課長と、あとは住宅課の職員の方。これで間違い、何人かという間違いなく、そこで確認したのかという点と。

もう一つが、ちょっと、平成29年の8月24日。この日、住宅課長は立ち会っていないんですよ。区長に要望をもらったので、私もちょっと、別の件で、いろいろ区長にまちの方が会いたいというアポイントメントをとった時期なので、ちょうどわかりやすいんですけど、大変お忙しい区長なわけですよ。誰から面談の連絡が来て、誰と立ち会って会ったのかという、ここも大事な点だと思うんですよ、キックオフなので。なかなか、区長に、会ってくださいよって、そうはいかないですよ、忙しいんですからというのが、この時期ちょうどね、同じ、別件なんですけれども、地域から要望があったんですよ。そのときに、なかなか石川さんは会わなかった。区長はね、石川区長は。これ、町会の誰がアレンジして、どこからのアプローチなのか。普通に考えると、所管の住宅課とか出張所とかがかかわって、アポイントメントをとったり同席するのが普通だと思うんですよ。キックオフの最初の出発点が、誰と誰と誰が会ったのか、区長室で。これを説明していただきたい。

○平岡住宅課長 8月24日でございます。平河町二丁目町会長様とそれから町会の役員様がほか3名、合わせて4名の方が区長室にお見えになられたというところは、私もお聞きしております。私は、ちょっとその場にはおりませんでした。

ご説明は以上でございます。

○林副委員長 違う違う。町会の方はそれぞれあるでしょう。執行機関側の行政の人が、誰から連絡が来て、平河町二丁目の。あるいは執行機関側のどなたかが平河町二丁目の方に連絡して、8月24日、何時かわからないんですけども、連絡をとって、誰と同席したのかというのを確認しているんですよ。そうしないと、おかしいんですよ、やっぱり時系列で。さんざん、会ってくださいと言ったのに、区長はなかなか会えなかったんですよ、この時期は。別の地域の案件で。それなのに、何でこんなにすんと会えるんだろうと、不自然でしょうがないんですよ。だから、その、区長室で会ったメンバーも含めて答えてくださいと言っているんですよ。

○山口副区長 私は同席しております。だから、区長と私は区の執行機関というか、こちら側としては同席しております。ただ、地域のどなたからのアプローチ……

○林副委員長 職員の方の話を聞いている……

○山口副区長 職員の誰からのいわゆる調整でなったかというのは、ちょっと私は把握していません。ただ、その場に同席していたのは、私は同席している。多分区長と私と2人だったと思います。

○林副委員長 あの超多忙の副区長と区長が、2人同時に日程調整をできるような時間帯を、僕はもう、さんざんこの時期、本当に連絡をとりたかったんですけど、調整がつかないのに、そんなパワーのある、日程調整できる方、どなたなんだろうと、不自然極まりないですよ。要望書の受け取れる時間帯をセットするのが。それは誰ですかと、副区長は記憶がないのはわかります。では、区長、どなたが連絡、平河町二丁目町会とやられたか、ご記憶はありますか。それとも、区長室の連絡事項を調べないとわからないんですかね。これ、初めてのキックオフで、事態が転換する第一歩ですから、これは大事だと思うんですよね。

○石川区長 通常8時半の、余り約束はしないんで、どういう形で私なり副区長が会ったのかは、私は全然記憶がありません。

○小林たかや委員長 8時半は関係ないじゃん。8時半は関係ないよ。（発言する者あり）副委員長。

○林副委員長 いや、まあ、朝8時半って、それは聞いていないんですけど、どなたが日程調整されたんでしょうかねと。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 違う違う。

○林副委員長 それを確認してくださいと言っているんですよ。やっぱり不自然極まりないですよ。朝8時半だとすると、なおさら。

○小林たかや委員長 8時半は関係ないよ。

○林副委員長 ねえ。

○小林たかや委員長 関係ない。（発言する者あり）関係ない。間違いだ。（発言する者多数あり）

○石川区長 書いてある——あ、違う。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 書いてある。違うよ。

○林副委員長 多分これ、全然関係ないです。

○石川区長 8時半。失礼しました。訂正いたします。ちょっと、どういう形で会ったのかは、ちょっと私は記憶がありません。

○小林たかや委員長 記憶がない。（発言する者あり）休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時32分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○古田総務課長 貴重なお時間を頂戴いたしまして、申しわけございませんでした。区長室に確認をいたしまして、このケースですと事実がわかりましたので、ご報告させていただきます。

平成29年の8月21日に、電話にて、平河町二丁目町会の会長様からご連絡が入りまして、町会のほか4名と区長にお会いしたいというご依頼がございました。区長と相談を



した結果、24日に日程を調整して、会えるというところで先方にお返しをしたというような状況でございます。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 8月21日に町会の方からご連絡があったと、区長室のほうに。で、区長は、副区長に同席してもらいたいと、オファーと、要請したのがいつなのかということと、もう一つが、この要望書に、別の特別委員会では、これ、収受印というのが入っていない。これは普通に考えると、何の案件かと聞きますわね。町会の方に会いたいと言われて、いやいや、どうぞ、どうぞ、どうぞという表敬訪問ではなくて、何の案件かって、普通に考えると、様子を事務方のほうが聞いて、ああ、地域の要望の平河町二丁目地下鉄の出入り口の件だというのがわかっていたのかわかっていないのかも含めて、どういう時系列で副区長が同席になって、担当の所管の人が入っていないで、収受印の判こも押していないのか。ここが、担当課長とやりとりをやっていても、特別委員会でもよくわからなかったんで、まあ区長がご出席のもと補正予算の審査ですし、大事なキックオフなんで、その辺の判断基準について説明していただけますか。

○古田総務課長 先ほどのご報告のところで若干漏れておりましたので、補足説明させていただきます。

電話連絡の際に、東京メトロの出入り口に関するご要望という案件のところだけは、詳しくはお聞きできなかったんですけども、そういった案件名だけはお聞きしていたという状況でございます。

○平岡住宅課長 今、副委員長から後段のほうのお尋ねでございました、文書の収受の件でございます。ご要望書は、一般的に扱う文書の体裁の形ではなかったため、収受のお取り扱いを私どものほうでさせていただかなかったというようなところでございます。

ただし、内容は、要望書であることは確認をいたしておりまして、これをもってして、何ていうんでしょうか、粗末に扱うというようなことは、決してそういったことはございません。地域要望としてしっかり受けとめ、大切に私どものほうでお受けしなければならなかったというものでございます。本来は、訂正にはかかわらず、内容が要望書であれば、しっかりと収受すべきものであったというふうに、今さら、今になってちょっと考えておりまして、この場をおかりしましておわび申し上げます。

決して、繰り返しになりますが、ほかの文書との体裁を考えまして、収受すべきだったという点、それから同じようなお取り扱いをしなければならなかった点という点は、私個人としましては反省しなければならない点というように考えております。

○林副委員長 じゃあ、ちょっと関連で。申しわけないですね、木村委員の。

住宅課長、そうはおっしゃいまして、平成28年のうちから、この平河町の仮住宅というのは企画総務委員会でも陳情審査を含めて、議会側からも、地下鉄の出入り口は課題があるよねという話は出ていたのは承知していたというのは、やりとりの中でもありましたし。要は、29年の3月の、ここの表で書いてある設計期間の29年3月段階の（仮称）区立麴町仮住宅設計完了。この段階で、既に課長はこのバリアフリーが地域の課題としてあるということ認識されていたわけですよ。で、設計図には出入り口がないと。区長がその件について会うという話になってくると、設計にオーケーを出した担当の課長としては、ちょっとこれ、大変なことになりますよというのは想像できなかったんですかね。

で、しかも自分が入っていない状況ですよ。区長と副区長で、本当に、最高、事務方最高レベルの方々お二人だけ入っていて、設計に入っていない理屈も説明しなくちゃいけないわけで、大変な作業になってくるわけですよ。そこら辺の問題意識というのはどういうふうに考えていたのかなというのが、不思議でしょうがないんですよ。どう説明しますか。

○平岡住宅課長 今、副委員長からご指摘を賜りました。確かに、8月、この段におきまして、地域からのご要望書を賜りました。それから、副委員長からお話もありましたとおり、その前に早期周知条例のご説明もございました。それから、「出張！区長室」の話もございました。そういったことを総合的に加味いたしますと、地域のご要望というのは非常に大きかったものがあるというように、私も再認識をしております。

この時点と申しますのは、資料にもございますとおり、地下鉄の出入り口の必要性というものは認識を、課題であるということは認識をしておりましたが、まだそういったものが実現可能かどうかというのを推し量る、そういったすべに至ってはおらないというようなところでございます。今をもってすれば、確かに深く検討しなければならなかったことであろうかと思いますが、そういったことを模索していたというようなところでございます。

○林副委員長 この、本日配られた資料3の2段目の平成28年10月19日。この段階でも、地域の方から、出入り口はできないんですかという要望があったと。丁寧に聞いてきましょうよと。結局、詰まるどころ、どこかで焦っているから、後にしちやえという判断をどこかでされたわけですよ、設計完了までの間で。一度判断をして——その確認だけしたいんですよ、まず。で、8月3日の、平成29年の、ここでも言われた8月24日でも言われた、設計した後こんなことを言われたら、普通に考えると、自分だったらたまったもんじゃないですよ。もっと地域の声を大事にして設計をしなかったら、後で大変なことになるというふうに、普通思うはずなんですよ、責任を持って仕事をすれば。だって、ゆっくりやれば、もっといい設計図が描けたかもしれないですよ。こんな補正予算を頼まなくても、当初の設計段階から、地下鉄の出入り口の十分なメトロとの協議ですとか十分な事前折衝、あるいは後から出てくる文化財の確認を含めて、やった上で設計するのが極めて真っ当な、当たり前のことを当たり前にする、行政の運営だと思うんですよ。それをやらないで、で、8月24日は同席もしないでというのが、ちょっとつじつまがよくわからないんですよ。きれいにすんと落ちるような形で、理解できるように言っていただきたいんですよ。

○平岡住宅課長 この段階は先ほどの資料のご説明にもありましたとおり、設計を開始して、設計が完了するまでの間というようなところでございます。この間におきまして、麴町仮住宅の中に、今、今の現段階では地下に構造物をつくって、受け口をつくるというような形で、きちんとした図面ができていたところではございますが、この段におきましては、まだ、そういった地下に、建物の地下につくるかどうか、あるいは建物の前の前面道路の空地の中につくるかとかというようなことをさまざま思いめぐらせていたというような段階でございます。実際に地下鉄の出入り口はバリアフリー構造、プラス、連続性のある出入り口ということで設計を変更して今のような形になったわけではございますが、そこまでの考えは至っておらないというようなところで、課題につきましては、十二分に考え

ておりましたけれども、そこまでの、何ていうんでしょうか、結論を導き出す、そういう段階ではなかったというふうに、私どものほうは考えております。

○林副委員長 そうしますと、平成29年の3月、麴町仮住宅の設計完了のときまでは、十分に煮詰まってもいない、後で設計変更するかもしれないけれども、区民と区議会に出したと。そういう受けとめでよろしいですか。今の話を聞いていると、ずっと問題意識にあったんだと。でも、設計を出しちゃったと。普通だったら、設計まで待ってくださいと言うのが責任ある立場のお方なんじゃないんでしょうかということを知っているんですよ。最初から設計変更するつもりだったんですか。

○平岡住宅課長 申しわけございません。ただいま副委員長からご指摘をいただいた、最初から設計変更の意図があったかというふうなところでございますが、この資料にありますとおり、課題の認識をしている段におきましては、設計を変更するというような考えには、まだ至っておりません。ただ、町会様からご要望もいただき、施設の中につくる検討というのを、徐々に徐々に、整備が可能かどうかということを確認し始めた時期。これが8月の下旬から9月。実際には9月からというような形で始まった。それによって、あの地下鉄の出入り口が構造体として地下にできるということ、確信といえますか確証をもってして臨む時期だったというふうに考えております。その前の段階は、あくまで施設の中につくるのではなく、敷地につくることも一つの考え方ではないかというふうなところで整理をしていたと、そういう段階であったというふうにお考えいただければと思っております。

○林副委員長 いや、全然わかりませんよ。資料3の、一番、整備の方向性のところですね、左から2番目の。「必要性に対する課題の認識」って、これ、煮詰まった段階で設計を出すのが自然じゃないんですかと聞いているんですよ。前さばきで。であるならば、やっぱり最初から設計変更するつもりだったという受けとめでよろしいんですか。どちらかなんですよ。

○加島施設経営課長 よろしいでしょうか。最初から設計変更するつもりだったのかというご質問に関しては、この時点で設計変更を前提に、この平成29年3月までに設計をまとめたということとはございません。逆に、地下鉄の出入り口をここに設置するんだという結論もなかった段階で、工事に関しましても、先ほどご説明したように平成29年、30年の2カ年の予算ということ想定してましたので、この時点ではまだその可能性について検討している出入り口に関しては、まあ、ここでは設計には反映しなして、28年度末までにこの仮住宅の実設計を完了させたいというところで、そういった形でまとめたというものでございます。

○林副委員長 平河町二丁目町会からの要望書でも、文書を読ませていただくと、この面で考えると、どこかの位置づけに出入り口をつくっていただければありがたいよと。で、それが一つの可能性として仮住宅なのかもしれないですねというのが要望の中の文面で、見てとれました。ということは、区のほうで——考えられるのは二つなんですよ。一つが、どこか近隣で一生懸命探したんだと、出入り口になりそうなところを。都道府県会館じゃちょっと違いましたねと。あるいは、昔の西郷会長の相互ビルのところでできるかなと、あの三角地のところでやってみたけどだめでしたとか、いろいろ試みをやってみて、その結果やっぱりだめだったなと、いろんなところを選択したけどだめだったなと。じゃあ、

残されたのは仮住宅なんだろうなという結論を設計段階のところまで出してもらわないと、やっぱり何かで焦り過ぎていて、このとき僕も焦っていたのかもしれないですけど、別件で。判断をどんどんどんどん先に、大事な案件をしなくちゃいけないのに、当時の政策経営部長を含めて、まあ、やっちゃえと、行っちゃえと、設計図を出しちゃえと。とにかくタイムテーブルが厳しいから、四番町のは厳しいから、設計だけとりあえず出しておけと。後はちょっと考えようという考え方で設計が終了したと、そういう受けとめでよろしいのかという、そこを確認しているんですよ。で、そこからステージが変わるか否かの前段階の、前さばきの話を確認しているんですよ。

それは執行機関のどのレベルかというのも入ってくると思いますよ。区長としては、いやどうしてもつくらなくちゃいけないだろ、これ、って。何か考えてくれよと事業部のほうに指示を出されていたのか、全くスルーして、平河町二丁目の町会の方々から、あんな朝早くから写真を撮って、一生懸命データを出した。長蛇の列の写真を撮るのは大変だったと聞いていますよ。おっかなかつたと、現場に行くの。通るのもすれ違いで。そんな写真を撮らせるようなことをするまでは、区長自身が問題意識なく、副区長も問題意識なく、担当の部長もなく――住宅課長はちょっとあったかもしれないとか、そういうレベル感だったんですかね、設計が終了するまで。

○加島施設経営課長 ちょっと私が、全体、皆さんがどういう考え方で、そのとき出入口に関してですね、いたかというのは、ちょっと、申しわけありません、ちょっとわからないので。ただ、実際にその平成29年3月に実施設計が完了した時点では、メトロの出入口を反映しておりませんので、出入口を設けるというような判断はこの時点ではできていなかったというのは事実でございます。

ただ、麴町仮住宅に関しましては、いろいろと地域の方々からの意見がございまして、ここにも、2段目の10月19日の早期周知にも書いてありますように、この地下鉄の出入口だけではなくて、建物そのもののご意見が多かったかなといったようなところがございます。で、平成29年3月に設計を完了したからといって、当初、我々としては工事に、すぐにでも、2定で着手したいなというような状況だったんですけども、区議会の皆様方からのご意見として、地域の意見をとにかく聞けよと。まあ、正直ここで言う言葉ではないのかもしれませんが、2層減らせだとか、そういったご意見もあったというのも事実でございます。

そういったことを踏まえて、あと平河町二丁目町会からの要望等も踏まえ、跡地利用検討協議会をやって、区としてはそこで地域の皆様のご意見をもう一度真摯にお聞きして、それが反映できるものであれば反映していきましようということで、そういった結果を踏まえて、今回、地下鉄の連絡通路の出入口を設けようという判断に至ったというのが正直なところかなというふうに思っております。

○林副委員長 いや、やっぱりそうすると、何かに焦り過ぎていたという。だから、こんなになってしまったという受けとめでよろしいんですか。普通に考えると、区民共有の財産で、地域の意見を聞いたからスケジュールが詰まったと課長はおっしゃいましたけど、当たり前じゃないですか。公共施設がないんですから。千代田区は買わないんだから、土地。国有地のだって、要らないと断っちゃうぐらいのところ、貴重な平河町にあるところの土地をどうしていくかと丁寧に聞いて、前さばきでゆっくり聞いて、設計を出してい

くというのが普通なんじゃないですか。それを、何かに追い立てられるように、この時間しかできないんですと、早く出さなくちゃいけないんですと言ったのは、別の事案があるからなんですよね、急がなくちゃいけない理由というのは。

だって、陳情で出ているのは、住宅の方たちは引っ越したくないという方もいらっしゃるわけですよ。今のままいたいと。そんな方たちを、早く引っ越しをしてくださいと、区のほうで一生懸命説明を丁寧に、吸取紙のようにといいながらも、何でそんなに、じゃあ急いで、地域要望も中途半端で、必要性に対する課題の認識が、結論が出る前に、実施設計まで完了させなくちゃいけなかったのかという原因分析を確認しない限り、理屈に、説明につかないと思いますけど。

○加島施設経営課長 何を急いでいるかというご質問なんですけれども、やはり我々スケジュールどおりに工事をやっていく——工事担当としては、お尻が決まっている部分に關しまして、なるべくそれに合わせて工事をやりたいというようなところがございましたので、そういったものではこの工事スケジュールに関しては、焦っていたというところはあるのかなとは思いますが。

で、前段の、もともとの設計の中にやはり入れるべきだったんじゃないのということに關しましては、やはり我々としても工事の設計変更という形ではなくて、最初からやはりあったほうのほうが、それは設計に關してもじっくり考える時間もいただきながらやるということで、可能なのかなというふうに思いますので、そういったところに関しましては、2月5日の企画総務委員会でも同様な形でお話もさせていただきましたけれども、当初か地下鉄の出入り口を踏まえた形の設計をしていれば、今こうやって、皆様にこういったご議論をいただくようなこともなかったかなというふうに反省もしているところではございます。

○林副委員長 午前中のトイレのときの話と全然理屈に合わないですよ。トイレのときは、いやあ遅くなっちゃいますと、ごめんなさいと、何とかオリンピックまでに間に合わせるように設計はしますけれどもねというレベル感と、今回はもう、金額も違うし、実際、居住されている方を含めて、多大な影響がある案件なんですよ。

聞き方を変えますと、それでは、実施設計を29年3月に完了した時点で、区長はこの地下鉄の出入り口について、つくらなくていいという判断をいつの時点でしたのかというのを答えていただけますか。

○加島施設経営課長 つくらなくていいという判断は、してはいないかなというふうに思っております。

○林副委員長 聞き方を変えると、地下鉄の出入り口がない状態の設計でいいよと区長が言ったのは、いつの時点なんですか。だって、入っていないわけでしょ、実施設計の。

○小林たかや委員長 入ってない。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 それに関しましては、平成28年4月から設計を開始しています。その前の、前段の平成27年に設計者を決めるプロポーザルがございました。その中でも、仮住宅という形で、地下鉄の出入り口のところを記載しているものではありませんので、地下鉄の出入り口がない形での設計を指示したというか、区が判断したというのは、もう、その平成27年のときからという形になろうかと思えます。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 いや、27年から計画していましたよ。みらいプロジェクトのときから、ずっと計画していました。で、平河町にするというのは、我々の改選が終わった後の、27年の暑いころに急遽出てきました。平河町を仮住宅にするというのは出てきました。ずっと時系列でやっていくと、千代田に寄り添うと言って選挙を戦った区長が、幾らでも聞ける時間はあったわけですよ。で、29年の2月の区長選挙までの間に、地下鉄の出入り口をつくったほうがいいんじゃないかと指示を出さなかった。あるいは所管としては、28年の10月の段階からもずっと、それ以前からも出入り口の必要性に関する課題の認識があったにもかかわらず、設計を、実施設計を、地下の出入り口をつくらない実施設計をしてしまった。最終的に判断をしたのは区長なわけですよ、やっぱり。長提案で出すわけですから、議会に対して。それはいつなんですかと聞いているんですよ。

○小林たかや委員長 休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時09分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁が繰り返しになっていますが、再度、ちょっと答弁していただけますか。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 この表にあるとおり、設計期間、平成28年度の実実施設計に関しまして、その建物に地下鉄出入り口を設けるかどうかということに関しましては、設ける判断もしていませんし、設けない判断もしていないところから、設計の担当としましては、そのまま当初予定どおりの仮住宅のみの設計で完了したというところでございます。

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待って。ちょっと待って。

区長はこの時点でどういう認識でいらっしゃいましたか。だから、29年3月の時点。この設計完了した時点。

○石川区長 私が一々設計の中身を把握しているわけじゃありませんけれども、この問題については、確かに地域では出口の話はあったことは事実ですけども、今回の四番町の関係で、麴町仮住宅をつくるという意味では、その問題は検討しないでスケジュール的に区立の麴町仮住宅の設計に入ったという認識に立っております。

○小林たかや委員長 小枝委員。いいですか。

○小枝委員 私もこの、すみません、関連のところに、すぐ木村さんのほうに戻しますけど、ちょっと待ってくださいね。

平成28年度のところというのは、私も非常に重要な1年間というふうに思っております。もっと言えば、平成27年も重要だったんです。その平成27年のところで、結局区内、区の庁内アンケートだけでこの平河町に住宅という、仮住宅というのをお決めになった。で、区民の意向調査というのは一切しなかった。そのときにさんざん木村さんたち、私も意向調査をすべきだということを行ったけれども、日ごろの活動の中で把握しているというふうにはずっとおっしゃっていたんですよ。「私たちは日ごろの業務の中でそれらのことは把握しているんです」というふうに言って。

それで、その平成28年度になって、私がここの中で、きょう出した資料を、正副委員長も調整済みだと思えますけど、大変問題だと思ったのが、内容の上から4段目のところ

に、「地下鉄連絡通路出入り口についての意見はなし」と書いてあるんですよ。なかったことまで書くというのは、これ——それだったら、議会に対して、出入り口についての説明なしと全部この区議会の一覧のほうに入れなくちゃいけないぐらいなんです。ここでわざわざ「地下鉄連絡通路出入り口についての意見はなし」と書いた、言ってくればやったのに、とも思えるようなね、そういう書き方。先ほどからの言いぶりもずっと、議会と区民の声を聞かないでやってきたのに、議会と区民がちゃんとやらないからここで反映できなかったというような言いぶりなんです。全く反省の感覚がないんです。ちゃんとこのところを説明してください。資料として、私は削除すべきだと思うんですよ。言わなかったことまで「言わなかった」と書く資料って、何なんですか。おかしいと思うんですよ。

○平岡住宅課長 今、小枝委員からご指摘を賜りました。小枝委員からご指摘をいただきました、出入り口の意見がなかったことを書く必要性というのは、なかったのではないかと。書きぶりとして、この部分だけおかしいというようなことだったと思います。その点につきましては、ちょっと私どものほうの説明がちょっと不十分であるという点を、まず、冒頭最初におわびをさせていただきたいというふうに考えております。

ご意見がなかったというようなことは確かに事実でありまして、そうではあるんですけども、ほかの、例えば仮住宅に関して、さまざまご意見が出てきたと。地域のご意見を聞く会というようなことで、その中で、さまざまな仮住宅をめぐるご意見が出てきたこと、これは私どものほうもしっかりと受けとめなければならない点。それを取材させていただいたのが住宅課ということもございましたので、その点については何ら曇りのないところではございます。

ただし、今、小枝委員がおっしゃっていただいたとおり、そういった、余計な最後の一文があるのではないかとこの点につきましては、率直に、ちょっと、この場をおかりしておわびをさせていただきたいというふうに考えております。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○小林たかや委員長 休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○小林たかや委員長 再開します。

住宅課長、答弁をもう一度お願いします。

○平岡住宅課長 はい。先ほどは大変申しわけございません。私のご答弁、訂正させていただきます。

今回、この資料でございますが、タイトルにもございますとおり、（仮称）区立麴町仮住宅への出入り口整備に係る経緯の概要ということがおまとめをさせていただいております。この出入り口の経緯に関するこちらに整理をさせていただいたもので、その視点からさせていただきますと、地下鉄出入り口についての意見はなかったということでございます。

ちょっと私どもの最初の説明が……

○小林たかや委員長 もう、いい。もう、いい。（発言する者あり）

○平岡住宅課長 不行き届きでございまして……

○小林たかや委員長 はい。結構です。

○平岡住宅課長 申しわけございませんでした。

○小林たかや委員長 はい。結構です、結構です。

小枝委員。

○小枝委員 もしここに入れるのであれば、括弧とか、そういう配慮が必要なんじゃないかと、言わなかったことまで言われてしまうというのは……

○小林たかや委員長 例えばという……

○小枝委員 何かこう、責任を転嫁されているような言い方になっていると。で、議会のほうも、言われていなかったことまで責任を持たされているわけですから、そのところはちょっとこの資料のつくりは、非常に私は違和感を感じたわけなんです。

で、その2段上の、「地下鉄の出入り口が整備できるのではないか」という意見については、これは委員会でも、企画総務でも聞いたんですけども、このとき一体どう答えたんですか。資料に書いていないんです、聞いたというだけで。どう答えたのかというのは議事録があるはずですので、答えていただきたい。

○小林たかや委員長 すぐ答えられますか。

○林副委員長 教育長が答えているはず。今……

○小林たかや委員長 休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時22分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

住宅課長、答弁を再度お願いします。

○平岡住宅課長 早期周知条例の説明会、10月19日、28年の10月19日に開催をされました。この中で、地下鉄の出入り口に絡んでということで、二つほどご質問とご意見が、それに対するご回答をさせていただきましたので、ちょっとこちらでご紹介させていただきます。

一つは、森ビルが建設されてから、地下鉄出入り口がすごく混むようになったと。どの程度ふえたのか、区で把握しているんだろうかというようなお尋ねでした。それに対しては、混雑に対して意見があることは伺っているというようなこと。あと、それから建物がふえて、地下鉄の出入り口が非常に混雑する。出入り口を新設してもらえないかというようなことです。今回の私たちの仮住宅をつくる上で、そういった事態になるのではないかというようなご懸念としてありました。で、私たちのほうの住宅にお住まいの方で、通勤時間帯に地下鉄を利用する方は少ないというように考えられます。そのために、住宅を整備したことによって、出入り口の混雑が悪化することはないと考えていますと、そのような形で、ここの19日の説明会に関連してお答えさせていただきます。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 小枝委員。要らねえ……るなよ。

○小枝委員 じゃあ、その答えを端的に言うと、出入り口をここに新設してくれないかと言ったけれども、これができたぐらいでは、もう混雑しないから、やりませんと言ったという、そういうふうに今聞こえたんです。

○小林たかや委員長 違うだろう。（発言する者あり）違うだろう。

○小枝委員 いや、でも質問者が聞いているのは、質問者が聞いているのは、その住宅の人がどうかと言っているんじゃないかと、出入り口の混雑に対応してつくってくださいよと



言っているのに、ちょっと答えとしては——まあ、それはここで議論する場所じゃないけれども、その要望がここではっきり出ているならば、それについて持ち帰って検討するというのが。

要するに何を言うかと言ったら、地域の方はよくわかっているということなんですよ。ところが、担当側がこれを聞き取る力がないというか、受け取る、何ていうか余裕がないということなんですよ。

○小林たかや委員長 余裕ね。余裕がない。

○小枝委員 そういうことを、これでまた平行線しても皆さんのストレスでしょうから、私のほうからはそこを指摘して、もう一点、この平成28年度、つまり平成29年3月の一覧の中で、最大抜けているのが議会の附帯決議なんですよ。区議会という欄をわざわざ設けていながら、先ほどは言っていないことまで記録されているのに、区議会が全会一致で附帯決議をしたものが抜けているんです。

で、これは平成29年3月ですから、これについては、もう、どうなんですか。「区立麴町仮住宅の整備、基本構想を、地域、区議会と確認の上で十分に説明し、基本計画に着手する」。この、間に合う、この設計のこの段階で、非常に重い指摘をしている。すなわち、予算、この場でもうかなりやっているにもかかわらず、区民が説明会で求めても、受けとめない。議会がこの年度でこのまんま行って大丈夫ですかというふうに指摘をしても、受けとめない。そういうふうな形で設計をフィックスしたという事実に対して、反省なり、そしてさっきからちゃんと言わないだけけれども、背景としてはやはり日テレから借りている土地が平成35年3月にどうしても返さなければならないという強迫観念の中で、もう既にそれもできなくなっているのだから、これを推していったという背景があったという部分をやはり率直に反省したり、熟度が低い計画になってしまった、詰めの甘い部分については率直に反省するということが必要ならば、幾ら何回この議論をやっても、いつまでたっても同じところに戻りませんか。まだ、この平成28年の議論ですけれども、この段階で大きなボタンのかけ違いをしてしまったということについてのご認識を伺います。

○加島施設経営課長 今回の附帯決議に関しましては、平成29年度、30年度の債務負担で工事予算をご議決いただく際に附帯決議をいただいたと。要するに、この設計の、平成29年3月の設計が完了したんですけれども、その工事を発注する予算については、地域の意見をもう一度しっかり受けとめて、検討してやらないと、工事発注はだめですよという附帯決議だったと思います。それで、「地域、区議会との確認」というようなところが附帯決議でついたというふうなところですよ。

で、そういったところが、なかなか、地域だとか区議会の方々のご意見だとか、そこら辺がなかなか進展しなかったということで、先ほど私がお説明したように、2定、6月の2定で工事契約をさせていただきたいというふうな形は持っていたんですけども、それはやはり地域の意見をまだ聞いていないじゃないか、十分生かしていないじゃないかというふうなお話があったので、なかなかそこまで進めなかった。

一方では、先ほどの平成29年10月2日の補正予算ですね。29年度、30年度の予算は附帯決議がついたんですけれども、その附帯決議の審議、地域への説明だとか十分ではないというふうなところだったので、30年度にも終わらないということで、平成31年までの債務負担行為を延ばさせていただいたと。で、そのときにもやはりまだ地域の

意見を十分集約していないよねというようなご意見でしたので、ここの表にも書いてあります、29年11月21日の跡地利用検討協議会というのを区が立ち上げて、地域の意見を聞いて、そこで吸い上げて、建物に設計変更だとかも含めて変更があると、地域の意見を踏まえて変更があるというものであればやっていきましょうよということで、そういった整理をさせていただいて、今、工事を進めていると。そういった形で麴町の仮住宅が進んできたということが事実でございます。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 年度で区切って言っているわけですから、この平成29年3月のときに附帯決議をした際に、議会の、非常に熟度が低いという指摘に対して、もっとしっかりとこの設計に関しても住民の意見を反映しなさいよというときに、この時系列からしたら、当然に地下鉄の出入り口の問題もありますので、十分に皆さんとすることも含めて検討していきますというふうに言うのがごく自然な、当たり前なことではないんでしょうかね。

ずっとおっしゃっている答弁のほとんどは、私が聞いていることと関係のないことで、なぜこの平成29年の3月段階の議論、ここまでずっと、かなり中身の濃い議論をされている中で、皆さん設計図を片手で作りながら、この、できてしまったものをどう区民とともに変えていくかということに関して、このバリアフリーの地下鉄の出入り口の案件について議会の議論に付さなかったんですか。

○小林たかや委員長 えっ。

○小枝委員 ここの、意見がないということまで区民について書いているのであれば、議会に対してこの区民の重要な意見があるという報告がないということは非常に重要な、もう、この段階で私は重要だと思います。一切のこの説明をされないで、ふわっとしたまま次の年度に入っていったということに関しては、非常に、これ、区議会のほうを見てくださいよ。全然区議会に対して、この段階で初めて頭出しをされるのというのはいつでしたかね。もっとずっと後ですよ。1年後ですよ、約。なぜそこまで、重要案件と認識してから、ということになるわけです。ましてや精緻な数字なんて、誰も求めていないんです、この間、山口副区長が言ったんだけど。より精緻な数字を出していくのに時間がかかりましたと、そういう話じゃなくて、何が課題かというときに、何が課題かということすら言わなかったという不誠実さについては、地域の意見も聞くつもりがない。議会の意見も、まあ聞くつもりがないという、そういう年度になってしまっているということについて、私はおわびの一つもあっていいんじゃないんですかと言ったんですけれども、いやこういってでございますと。一切、何の反省点もないかのようにおっしゃることについては、全く理解できません。ちゃんと答弁してください。

○加島施設経営課長 何の反省もないというか、時系列で起きてきたことを私のほうではちょっとご説明をさせていただいています。

で、反省は一番最初の、この資料を説明させていただいたときに、大いに、（発言する者あり）違法行為というところの指摘もありましたので、それに関して重々反省をしております。

一方、今、小枝委員言われた、その時系列のほうの話は、また同じような話になってしまいますけど、平成28年度に設計が完了した。平成29年度、30年度の工事予算については附帯決議がついた。議会との議論、地域の意見をよく聞けというご指示だったと思

います。そういった中で、この麹町仮住宅に関しましては、都市基盤整備特別委員会の中でいろいろとご議論いただいたというふうに考えております。（発言する者あり）もちろん地域の意見は十分ではなかったのが、当初、まだまだ全然だめだねというような意見が大勢を占めたというようなところを記憶しております。また、その29年のときに都市基盤整備特別委員会に「区立麹町仮住宅建設の再考を求める陳情2」というのが出ております。ちょうど予算・決算特別委員会の前だったかなというふうに思います。で、その中でも、やはり地域のご意見を聞いて集約していくことという話、ご意見だったというふうに記憶しています。そういった中で、先ほどからご説明している跡地利用検討協議会等でご意見を伺って意見を集約してきたものが、一つはその地下鉄の出入り口であったという形でございます。その後の手続に関しましては、反省点がすごく大きいものなんですけれども、一応経過としては、そういった経過を踏まえて進めてきたというようなところがございます。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。（発言する者あり）今の流れで、関連。

（発言する者あり）いや、ちょっと。（発言する者あり）

○林副委員長 時程、進みますか。時程、進みますか。

○はやお委員 3月……

○林副委員長 3月。

○小林たかや委員長 3月。

○林副委員長 3月の前だったら、これは、前の……

○小林たかや委員長 3月の前。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと、いいですか。すみません。

○小林たかや委員長 はい。

○はやお委員 じゃあ、委員長に失礼して。

我々も都市基盤のほうで、これ、独立性ということがあるので、あえて確認をすることなんですけども、この時程の前の、何を一番確認、唯一残っているのは、僕はこの1点だけだと思っているけど。というのは、今回の仮住宅の地下整備については、いろいろな整備の中で、私は三つあるというふうに言ったんです。一つは、意思決定過程の再確認をしっかりともらわなきゃしょうがないだろうと。じゃあそれは何なのと言ったら、5億もお金を出すと。ほかの案件のときはなかなか出なかったのにもかかわらず、地元の要望だけで容易に地下鉄建設が行われる。で、どういうふうに話されたのかわからないと言ったわけですよ。だから、それがこれの過程なんでしょう。だけど、これだって、単なる時系列、こうしました、ああしましたという羅列にしかすぎないわけですよ。そして、当然のごとくもう一つあるのは、バリアフリーの再確認をしようといったときに、何のバリアフリーの確認かという、当初仮住宅をやるときに、その機能を、こういう機能にしようという思いがあったと思うんですよ、住宅課長たちはね。それが、急に、エレベーターをつけることによって、どれだけ機能を損して、そして、いやこういうふうに工夫するから当初の機能もそれなりに果たせるという検討がどこでされているのかわからないわけですよ。そしてまた、もっとひどいことに、担当条例部長なんかは、もう5億出しますなんて誰が決めたんだと。これからの交渉事のはずなのに、真下のところについては、

地下のところについては、本区が見るんですと、誰が決めたんだと。そういうふうに言いながら、区のほうから監査請求が来て——あ、ごめんなさい。区民から監査請求が来て、違法状態であるとまでなったわけですよ。

そうすると、何が一番大切かといったら、もう、仕事の仕方もうぐちゃぐちゃ。それで、自分たちがつくった建物に対しての機能についても、何も精査して確認がされていない。拳げ句の果てにお金の使い方についてどういうふうに決裁したかも、全くこの中では経緯・経過がわからないんですよ。一番のスタートの問題は、だから私が言うのは、28年の前のところで、さっきの、森ビルが来てから人がふえた。ここなんです。つまり何かといったら、森ビルが来るときに、環境アセスメントだとかなんとかをやったはずなんです。それをどういうふうに評価したんだ、どういうふうにやったんだと、私はそこを質問していたんです。それで、平気ですとか平気じゃないとかという判断はどこかでしているわけですよ。でも、この間の日テレの参考人のお話を聞くと、いやあ、いろいろな環境アセスメントでも学者によっては違う結果が出るんですというのに近いようなお話をいただいた。つまり、場合によっては、ここのところがどういうふうに判断したのか、その資料が欲しいよと。そういうところから、結局は地下化のことについてはどうだったのか。それをやることによって、メトロが払うのか、我々が払うのか、環境アセスメントのチェックが甘かったのか。これは日テレの問題にもなりますよ。3,000人だか4,000人だか来るって話になって、環境アセスメントについてのあり方が甘ければ、全く同じことになるわけです。そういうところの課題がきちっと整理されていなければだめだと。

それで、何でこの違法状態になるかといったら、あれですよ、今回の四番町のことから何から、日テレ絡みの話が、何かパッケージになっているんじゃないんですか、急いでいるんじゃないんですかということまで話しているわけです。だから、その辺のところ、まず一番最初には、環境アセスメントを森ビルからどうもらい、どう判断し、そして、これが、平気だと思ったのにふえたということについては、重大なるそごがあるわけですよ。そこのところについて誰が受益者負担として払うべきかと言ったら、僕は森ビルでありメトロが責任を持ってやらなくちゃいけないんです。その辺のところ、ちゃんと事実確認を科学的妥当性をもって説明していただきたい。

○平岡住宅課長 委員長、住宅課長。

○小林たかや委員長 住宅課長で大丈夫なの。

○平岡住宅課長 はい。お答えします。

○小林たかや委員長 大丈夫。一応答えて。

住宅課長。

○平岡住宅課長 今、はやお委員からご指摘いただいたものの中で、環境アセスメントについてでございます。

環境アセスメント、東京都の環境影響評価制度でございますが、この近隣の高層住宅、はやお委員からもご指摘のあった森ビル、それからJA共済ビルでございます。こういったビルの新築及び今回の区立麹町仮住宅の整備並びに今回の地下鉄の出入り口の受け口の新設は、いずれも環境アセスメント制度の対象事業には該当しておりません。ただ、今回、環境アセスメントの中身どうこうというよりはむしろ、これらビルが建ってから、人の流れが変わった。いわゆるビルが建って、人の流れがふえたのではないかとというような点に

つきまして、私どものほうでいろいろ調べてまいりました。で、ちょうど調査自体は、東京メトロも大体5年に一度程度はこの通行量の調査をしているようでございます。その前、平成19年に、この地域で大規模な開発があったと。これらビルの建物の建設があったこと。それも、区としてもピーク時の人数を把握してございます。それから、今回2月5日に通行量の調査を、ピーク時を中心にさせていただいたところでございます。

いずれの結果も、ピーク時は、午前8時半から9時半までのほぼ1時間でございまして、確かに平成19年や、あと周辺の皆様からのご意見にもありましてとおり、このピーク時に通行が非常に停滞すると。駅から地域に向かって流れる方が多いというようなことは、区としましても十分に把握しております。それとともに、通行量のピーク時に将棋倒しといったような危険性のあることも把握をさせていただいております。ちょうど2月5日に調査をさせていただいた段、ちょうど午前7時から10時までに3,900人余りの方がこの4番出口を出て、約半数の方が出口を出てから東西方向それぞれに、半々ずつに分かれて通行されているというようなことも実態としてございます。そういったところから、今回、仮住宅内に出入り口を新設することによりまして、向かって西側に歩行する方々の歩行の安全性というようなことは確保できるのではないかとというふうに考えてございます。

あと、それからバリアフリーの機能についてでございますが、どれだけ、今、これ、仮住宅の出入り口をつくって損をすることになるのか、機能として失うことになるのかというような点もお尋ねでございました。

結論から申し上げますと、バリアフリー、今回の出入り口をつくることによりまして、失われる機能というのはございません。1階集会室、それから駐車スペース、駐輪スペース、そういったものにつきましても、平米数は減りますが……

○小林たかや委員長 工夫したんだろう。

○平岡住宅課長 入居者の方々の駐輪スペースを守る、それから集会室としては皆様がご着席できるだけの数は確保させていただくということで、面積に減少はあるものの、しっかりそういった機能は確保していくというような形でとらえていくということでございますので、その中で、当初から考えております出入り口のバリアフリー、あるいはエレベーターの設置等によりまして入居者の方々の住環境の維持というのは実施してまいりたいというふうに考えております。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあね、ちょっとかみ合っていないんですね。何かというと、今回のことについて、まず、今、確かに環境アセスメントの対象の開発ではなかった。それで、それはそうでしょうと。それだったら、動線をきちっと確認して、じゃあ、いつこの3,900人ということによって、これこそ、私はね、地元から出てくる要望じゃないんですよ。こんな危険性があることだったら、執行権でやらなくちゃいけないと、強い意思を持って区がやらなくちゃいけないことなんですよ。それを、地元から文書ももらって、それでやりますなんて担保をとって、やっている仕事の仕方が違うんですよ。じゃあその3,900人の、この、何ですか、動線というか、これはいつ調べて、いつわかったことですか。

○平岡住宅課長 先ほど少しご説明させていただきましたが、平成19年ぐらいいも開発がございました。あとそれから、東京メトロさんからもピーク時の時間帯というものは大

体私どものほうで情報を口頭でお聞かせいただいたというようなところがございます。

平成19年も、8時半から9時半までの1時間で1,900人余りの方がお出になっていらっしゃる。今回2月5日に調べさせていただいたときも、大体1,800強ということで、ほぼ、10年前と人通りの数は変わっておりませんで、もう、このぐらいの1,900から1,800ぐらいの方が日常的にこの通路を通られているというようなことで、ピークの危険性——ピークの危険性といいますか、ピーク時の将棋倒しの危険性というのは確かに把握させていただいておるといようなところを今回は再確認ができたというようなところでございます。

○はやお委員 まさしくそういうね、場合によっては区民が危険に、それで働きに来ている就労の人たちが危険になる状態を、そのまま、あれ、申しわけないけど、役所は放置していたということにまでなっちゃう話なんです。何が何でもやらなくちゃいけないんです。仮住宅をやるときに、と。そのぐらいの心意気でやっていかななくちゃいけないことを、何でこの地下の出入り口についての整備が最初っからきちっとはまっていかなかったかということについては、僕は重大なる反省だと思っているんですよ。こういう仕事の仕方をしているから、人のせいにはばかりして、要望書がないとできねえだとか、何が何とかだといってやっているから、違法状態になっちゃうんですよ。これは執行機関がしっかりと調査をして、要望をとって、こんな、仮住宅がやるとかやらないとかということではなくて、一にも二にもやるということが当然至極だと思うんですよ。この辺のところについての認識、どうしているのか。

○清水政策経営部長 ただいまはやお委員から大変厳しいご指摘を賜りました。また、それ以前も各委員からる厳しいご指摘をいただいているところでございます。総じて、小枝委員からも先ほどご指摘がありましたけれども、区民の皆様方からのさまざまなご意見、それから議会からのさまざまなご指摘、こうしたものを都度都度きちんと受けとめて、よりよい方向に進めていくというのが我々の責務だろうと思っております。そのように仕事をしてきたつもりではありますけれども、不十分な点があったんではないかと、今にして反省、思っているところでございます。担当課長から冒頭おわびを申し上げたとおりでございます。改めまして私からもおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

また、仕事の仕方という点につきましては、さらに今回は住民監査請求というものを頂戴したわけでございます。そして、1月25日の日に監査委員から区長宛てに、勧告という形でご意見が付されました。3月31日までに、本契約について議会の議決に付すことという勧告を賜ったわけでございます。これは私が記憶している限りでは、私が職員になって以来、二十数年間で初めてのことだというふうに思っておりますので、非常に重く受けとめております。職員を含めて、一生懸命仕事をしている一方で、こういうご不信の念を抱かせるに至ってしまったというこの事実につきましても、重ねておわびを申し上げるところでございます。ご指摘の点るる踏まえて、整理をしてまいりたいと思っております。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 ごめんなさい。これ、3点です、残りは。

まず、29年の3月のこの、先ほどから出ている実施設計までの間で、はやお委員のやりとりもあった。この周辺に地下鉄の出入り口を整備しなくてはいけないという課題認識があったかどうかです、仮住宅じゃなくて。で、いっぱい、たくさん候補地があったでし

よう。あの隣のビルも、隣のビルも工事中だったけれども、いろいろ交渉してみた。試みた。課題意識はあったと、危険性の。所管として。で、結果的になくてここになったのかどうかという確認を、まず、させていただきたい。

○小林たかや委員長 はい。

○林副委員長 何も手をつけないで、ここに決め打ちでやったのか、それともあらゆる可能性を模索したのかということを知っているんですから。どこに交渉したとか。していないで決め打ちだったら、それはそれで、そういうふうに事実だけ答えてくださいよ。いっぱい、工事中のビルはいっぱいあったんですから。この平成19年から今の時点までたくさんあったのに、交渉もしないで、ここだけ決め打ちしたのかどうか。出入り口の必要性に対する課題の認識というのはずっとあった……

○加島施設経営課長 すみません。私の知るところでは、どこかほかに、この時点で、平成29年ですね、この時点で、どこかほかに検討したということは、聞いてはおりません。で、この要望にもあるとおり、仮住宅の新築工事に合わせて出入り口をとということでしたので、もうそこで設置の検討をするものということで、担当としてはそういった形で、そこで検討したというところでございます。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 そうすると、平成29年3月までは、19年の交通量調査で危険があるのは認識していたけれども、行政としては何ら地域に働きかけをしなかったと。地域要望があるのはわかっていたけれども。必要性や出入り口を何とかしなくちゃいけないと。そして、実施設計が終了した後も、ほかのビル、近隣でたくさん工事中のビルがあったりしましたけれども、ここで何とかならないかとか、メトロさん何とかありませんかという交渉もしていないで、ここに決め打ちして、ここだけの話を役所内部で取り扱ったと、この事案については。そういう受けとめでよろしいのか。

○加島施設経営課長 メトロがほかのところで検討したかどうかというところはちょっとわからないんですけども……

○小林たかや委員長 うちだよ、うち。

○加島施設経営課長 やはりあそこの4番出口のところで、じゃあ、どこか、どこにつくれるかというところがやっぱりポイントだったのではないかなというふうに思います。

たしか、ちょっとうろ覚えで申しわけないんですけど、地下の通路をつくる時、途中の出口を何メートルに1カ所つくらなきゃいけないとか、そういった制限があるというようなのも聞いておりますので、そういった中では、今回のこの仮住宅の位置が特にベストという形もあったということで、そこのところに設置を検討したというようなところでございます。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 まあ、ベストか否かというのは、これも先ほどのはやお委員の話ともかかわるのかもしれないですけども、例えば日本テレビさんが再開発を考えられているときに、民間の土地にエレベーター、エスカレーターもつくっていただきたい、広場もつくっていただきたい等々の地域からの要望もあたりするわけですよ、現実問題として。で、私は一義的には、そういうのは行政がやっぱりニーズを酌み取って、基金も1,000億もあったんだから、やっぱり場所の確保も含めてやっていくのが自然体だと思うんですけど

も、投げかけも働きかけも民間の土地に、日本テレビさんのほうにはお願いして、ほかの砂防会館の建設ですとか北野アームスさんの建設ですとか、そういうときは何ら手を打たないで、いやこししかないんですというのは、ちょっと理解に苦しみますし、本当に平成19年から課題認識があれば、平河町につくるときは何か公共施設をまず先に地下鉄の出入口をつくり、と。その上で公共住宅をつくる案なんですと、パッケージですが、仕事の仕方として自然だと思うんですね。それについてのお答えをしていただきたいんですよ。で、結果的には追加工事で5億で、多大な迷惑。工期も延長をかける。四番町にお住まいの方にまで迷惑をかけるという、みんなに迷惑をかけたことなんです。課題認識の認識が、必要性に対する認識が、やっぱり平成29年8月24日、区長が会うまでは薄過ぎたんじゃないですか。で、これを、25日になったら急に、強く認識したって、急に強くなっちゃうんですよ、この資料によると。それにはやっぱり、仕事の仕方としても、地域課題を解決するにしても、余りにも杜撰な組み立てなんじゃないんでしょうかねというのが一つ目ですので、お答えしていただきたい。

○加島施設経営課長 今、林副委員長のおっしゃられるとおりだろうなというふうに思っています。先ほど部長も答弁したように、その麴町仮住宅をここで計画する際に、地域要望を踏まえて、そこにまずは検討するかどうか。その一番最初の時点です。そこで検討するということが一番、ここの中、今こう来た段階ではそれが一番ベストだったんだろうなというふうに私のほうも感じております。

で、その地域の、今言われたビル群ですね。ビルが建ったときに検討したかどうかというのは、ちょっと私の口からはちょっと言えないんですけど、聞いたところではやはりメトロとの協議も踏まえて、いろいろと検討した結果、やはり物理的にだとか構造的にだとか、そういったところで設置ができなかった。まあ、検討したんだけどなかなか無理だったというようなところも聞いた記憶がございます。そういった中で、後先という形にはなってしまった、まあそこが一番問題なのかなと、ご指摘されているところだと思います。後先になってしまっただけではいるんですけども、この麴町仮住宅のところ地下鉄の出入口をつくるのが、やはり区としても、事業者という立場もあると思いますので、そういったところからしても、ここに設けることが今回一番いいだろうということで判断して、設置を試みるというところでございます。

○林副委員長 私も公共用地ですとか区の土地にやっていくのは一義だと思いますよ。そのために貴重な税金をいただいているわけですし、みんなのためにやるというのは。ただ、片方では民間のところ働きかけていて、もう片方は区のところじゃなくちゃできないという。で、計画がどこかで見ると、やっぱり四番町で一致したりすると、疑念を払うためには、やっぱり相当なる、ここも断られましたと、砂防会館も断られました、遠過ぎました、残念ながら。北野アームスさんのビルのところはだめでしたとかというのを、一つずつ状況証拠で説明することこそが信頼性につながっていくのかというので、ここは、まあ答えていただくんだったら答えていただきたいと思っておりますし、答えないんだったらそのまま結構です。

次に、石川区長への要望についてなんです、区民の。先ほど8月21日にアポイントメントをいただいて、24日に町会の方と会ったと。で、いや、これはいいことだからやれと指示を出したと。これが、公平性が担保されていればいいんですよ。同じ平成29年



8月のときに、片方で別の地域の方が要望を言ったのは、一切そのままなしのつづてだった。潰しちゃった。もう一つ、同じ地域の方がいろいろ子育て施設で、案件で、会いたい、会いたいというのに、石川さんは会わなかった。会った結果、それは所管に任せますと言って、ぶん投げちゃった。こんな公平性のない、住民に会う態度が、本当に寄り添う姿勢なのか、公平性が担保されているのかと、極めて疑問なんですよ。何でこの案件だけは採用できて、別の案件の、子育て関連のときは、29年は排除して、ことしの冬、去年の冬も、子育て関連の方は排除して、何でこれだけが生き残るのか。客観性をもって説明していただきたいんですよ。それとこれとは別だという理屈が必要なんですよ、住民の方に。

で、この平河町二丁目と同じ人がもし区長のところに会いに行くと、同じように写真を撮って、ああいうふうにして、片方は5億かけて入り口をつくりますと。片方はあなたの言うことを聞けません、所管に任せます、教育長に任せますとやっているんだとしたら、余りにも公平性の欠ける、区長の政治的な、住民を本当にないがしろにしていることだと思いますので、それについて明確に答えていただきたいんですよ。何をもって採用して、何をもって所管に任せるのか。

○石川区長 林委員の質問にお答えいたします。

何をもって林委員が、これとは違うことを言っているのか私はわかりませんが、私はお会いしたら、例えばこの問題ですと、さまざまな検討をしなければいけないので、副区長と一緒に所管に検討を、可能性があるかどうかを申し上げただけでして、やれという議論をしているわけではございません。

それから、一般的にほかの案件で、もちろんお会いすることもありますけど、即それが具体的にできるかどうかということは、必ずしも一概に言えないと思います。

○林副委員長 まあ、極めてわかりづらいですし、区長が一番ご存じだと思いますよ。さまざまな、地域の方、これは平河町二丁目のかかわる方ですとか、麴町地域にかかわる方だけではなくて、いろんな方々とお会いしているんだと思いますよ。副区長が同席しているかは別として。で、これで、片方はよくて片方はだめだということ、やっぱり住民の方は、利用されちゃっただけなのかなと思わないように、今回の5億円の地下鉄出入り工事も。そういったきれいな説明をしていかないと、そんな、すっとぼけて、何の件かわからないといったら、ここで全部言いますかという話になっちゃいますから、それはもっと誠意を持っていただきたい。で、お答えしていただきたい。

もう一つ、今具体的な指示の話がありましたんで、監査報告書の4ページのところで、オです、下のところ。千代田区がいつその方針を固め、そのための検討を具体的にいつから行っていたか。これが問題となる、資料から認められるのは、平成29年11月21日となっていますけれども、具体的な、これ、区長が8月24日、25日に出した指示が、資料としてはないんだけど、これが最初という受けとめでよろしいのかどうか。監査報告書に書かれてある事実とは異なる指示が出ていたのかどうかというのを、2点、答えていただきたいんですよ。1点目は区長に。もう一点目は所管なのか総務なのか、どこなのかわかりませんが。

○石川区長 林委員のご質問のあれは、平成29年11月21日のことですか。

○林副委員長 いや、区長に聞いたのは、全然わからないんですよと、そもそも判断基準が。

○石川区長 この問題については、あくまでも可能性のことを、検討をお願いしたわけでごさいます、具体的にできるかどうかというのは、かなりさまざまな技術的な検討もされたというふうに思っております、私自身に上がってきたのは、多分30年の……

○林副委員長 ちょっと待って。30年。

○石川区長 1月。31年の1月。

○山口副区長 30年です。

○石川区長 30年の1月に検討の関係が上がってきたということでございます。

○林副委員長 いや……

○小林たかや委員長 林委員。

○林副委員長 一つが——委員長に議事整理してもらいたいんですけども、区民に会って方針転換したというのが、この判断基準を全部所管に投げているだけではないんですよ。これはできる、できないとか、あらゆるのをやるんで、政治的判断をする基準について、区長、明確にお答えしていただきたいというのが一つ。

もう一つが、監査報告書で、検討を具体的にいつから行ってきたのかと。指示したのは平成29年8月24日に町会の方から要望書をいただいてから、具体的な指示を開始せよと言ったのか、それともそれ以前なのか。しておいてくれよと、8月3日の、何とか区長室……

○小林たかや委員長 「出張！区長室」。

○林副委員長 「出張！区長室」なのか。それが終わった時点なのか。それとも、どこの時点なんですか、具体的な指示を。で、実際問題は、経過報告として、東京メトロと地下鉄出入り口のバリアフリー化について打ち合わせと。ここを、入った瞬間に具体的な指示が区長からなければ。と、監査報告書のこれは、あくまでも書面だけで、もっと根深いものがあつたんじゃないんですかと、今回の違法性に至る、あの。もっと前から、執行機関内部では、具体的な指示が区長から出されていたんじゃないんでしょうかというこの2点について答えていただきたいと言っているんです。

○石川区長 私がこの件について、具体的な技術論も含めて、私は検討することはできません。したがって、出されたご要望について、副区長ともどもで、所管に検討を、要するに技術的なものは。あるいは相手側もあるわけですから、それをお話しただけでございます。

○林副委員長 もう、時系列でぐっと縮めていくと、平成29年、ちょうど区長選があつたときですけども、この年は。1月末に区長選があつて、3月までに実施設計が終わつたと。ここから、少なくともですよ、確認できているのは、8月3日に「出張！区長室」で直接意見を聞いたのも、これも公文書として、ある、と。もう一つが8月24日の日に、公文書としてどうなのかという取り扱いはわからないけれども……

○小林たかや委員長 要望書。

○林副委員長 要望書が出ていたと。今のやりとりで、書面ではないのかもしれないけれども、あつたと。そうすると、監査報告書にある、検討を具体的に行っていたと、指示したのは、4ページの最後のオのところですよ。いつなんですか。キックオフはいつなんですか。ちゃんと監査委員にしっかりと状況説明をしておけば、こういう書き方にはならないと思うんですよ。①が1月21日になっちゃうんですよ。ぐっと先になって。でも、

その前にメトロと協議しちゃっているんですよ。ってことは、指示がなければ、上司の決裁がなければ、指示なんか、調整なんか、東京メトロとできないでしょと。普通に考えますと。それを、指示を出したのはいつなんですかと聞いているんですよ。

○石川区長 じゃあ。

これは、私が、やれ、やるなというそういうことを申し上げるような中身ではありません。あくまでも技術論的に可能なのか、相手側もあるわけですから、そういう折衝を含めて詰めていただきたいということを申し上げただけです。

以上です。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 副区長。

○山口副区長 ただいま林副委員長のご質問ですと、8月のそういう地域からの要望も受けております。私も同席しておりました。そういったものも含めて、技術的に可能かどうかの検討のほうは指示をしております。これが事実です。

○林副委員長 8月3日の……

○山口副区長 その、何日に指示をしたかというのはちょっと正確には把握しておりませんが、それを受けた後、指示をしているのは事実でございます。よろしいでしょうか。

○林副委員長 聞き方を変えますと、それではこの資料3にあります「東京メトロとの地下鉄出入り口のバリアフリー化について打ち合わせ」というのは、何月何日、どなたがアポイントメントをとって、どなたが交渉に、メトロとされたのかというのを言っていたければ、その前に指示が出ていたというのが明らかになりますので、それについてお答えしてください。

○平岡住宅課長 9月——この資料にございます平成29年9月から11月、この間は、先ほどからもお話のありますとおり、ご要望書を頂戴した後で、区として整備が可能かどうかを東京メトロさんのほうに確認する、いわば打ち合わせをさせていただいたというようになっております。

幾つかの日数は重ねさせていただいておるんですが、9月から11月までの3カ月で、3回、お打ち合わせをさせていただいております。私も住宅課、それから施設経営課、あと基盤整備計画担当課の3課を交えて、東京メトロさんと打ち合わせをさせていただきましたが、要望書をいただいた上で、危険性があることの確認、それからバリアフリーといったものが、出入り口が基本的に可能なのかどうなのか。それから、今後そういった整備をしていく中で……

○小林たかや委員長 あのさ、住宅課長……

○平岡住宅課長 協定をするかというような打ち合わせをさせていただいております。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 まず初め、いつで、それから、3課と言ったけど、3課の誰。誰が……

○林副委員長 最初に連絡をとったのはいつで、何月何日に、最初に会ったのはいつですかと聞いているんですから。

○小林たかや委員長 そう。具体的なことだよ、もう。住宅課長。

○平岡住宅課長 日付を追って、簡単に、概略をご説明させていただきます。

○小林たかや委員長 じゃあ、日付を。

○平岡住宅課長 9月1日です。最初は——失礼しました。最初は9月1日。町会要望に関する実現可能性について。こちらは基盤整備の計画担当課のほうだけで、東京メトロさんとの簡単なお打ち合わせをされました。

○小林たかや委員長 これが基盤課長だけね。

○平岡住宅課長 はい。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 はい、いいです。

副委員長。

○林副委員長 そうすると、9月1日より前にアポイントメントをとったわけですよ、打ち合わせの。これは具体的な、検討を具体的に行ったということになりますか。

○平岡住宅課長 9月1日よりも前に当然アポイントメントをとらなければ、お打ち合わせできないわけでございますけれども、その前に、具体的な中身どうこうというよりも、このとき初めて、担当間でお話し、本当に打ち合わせができた、お話し合いができたというような、一番最初であります。ご要望のあった内容と、実現可能性に向けた……

○小林たかや委員長 いい、もう。事実だけで。

○平岡住宅課長 打ち合わせをさせていただいたということです。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 そうすると、監査委員のこの監査結果、ここでは11月21日と書いてありますけれども、実際には公文書上も、9月1日には少なくとも具体的な検討。具体的というのは、どこにできるかというよりも、メトロと、実際、じゃあここに平河町の仮住宅のところにつくるための具体的な検討を始めたという受けとめ方でいいですか。指示があったんですよ。8月25日でしたっけ、区長から、ちょっと検討してみろやと。この具体的な検討を始めた期日を確認しているんで、

○平岡住宅課長 具体的な検討を始めたのは、先ほど申しましたとおり、メトロさんと一番最初の打ち合わせのあった9月1日という形になろうかと思えます。

○林副委員長 そうすると、それは書面ではないんですか、資料等々の。監査委員の方のところでは、「資料等から認められる事実は」と前提条件が書いてあるんですけど、それは開示しなかったんですかね、監査委員の方々に。9月1日から実は始めちゃっていたんですよというのは。

○平岡住宅課長 打ち合わせに関しまして、際してですね、資料といったものは、この当初はございません。あくまで、中身についてのお打ち合わせというような形でございますので、資料が特に出されたというような形でやっているものではないということでございます。あくまで担当者間との打ち合わせというような形です。

○林副委員長 いや、東京メトロのほうと平河町の仮住宅の図面を持っていかないと、穴を掘るところとかを含めて、具体的なのに入らないですよ。今、積み重ねて聞いていますからね。最初にこの場所につくりたいんですけどもと持っていくときの資料とかは全くなく、手ぶらで、とにかくうちにつくらせてくださいよ、お金はうちで、千代田区で持ちますからと連絡したんですか。幾らかかるか、わからないんですけども。そういうわけじゃないと思うんですけども。

○加島施設経営課長 この時点では、9月の時点では、連絡通路の整備が仮住宅に設置、整備できるのかどうかという可能性を確認したということで、ここの内容にも書いてありますとおり、地下鉄出入り口の受け口が確保できるまでは、階段との連続的な出入り口整備、まあ、平河町二丁目町会さんからはエレベーターのバリアフリーということで、エレベーターをつけてもらえればいいよというような解釈でもあるんですけど、メトロのほうからすると、そのエレベーターだけではなくて連続的な出入り口、こういったものもなければだめですよということで、そういう条件だとかを向こうから示されたということで、じゃあそれをつけましようとかって、ここで判断できるものではなくて、じゃあそういったものができれば、ここの、まあ、そういった階段だとかが整備できれば、ここが出入り口というのはメトロさんも可能ということでいいんですねというような確認をこの段階からしていったというような状況でございます。

それで……

○小林たかや委員長 いい。いいです。長くなっちゃう。

林副委員長。

○林副委員長 キックオフの最初の面談が8月3日ないし8月24日だったよ。まあ、副区長の話では8月3日だったかもしれないし、「出張！区長室」で話を聞いたのが、バリアフリー化の。決断されたのはわからないですよ。内面ですから。8月24日かもしれないけど、いずれにしても8月25日の段階で、所管のほうに検討してみなと、具体的な話があったと。それを受けて9月1日には、具体的な検討がメトロと始まったと。これ、監査報告書にその9月1日の件が入っていないんですけども、これはどういう感じなんですかね。いや、出さなかったの。隠したのとか、いろんな考え方があるんですけども。この表にも書いていないんですよ、委員会資料にも。大事なところだと思うんですよ。

東京メトロと一番最初にやった、会ったというの、これ、具体的ななんだろうかと、普通の感覚では思うんですけども、9月から11月とって。かなりぼやーんと、ごまかした形と言ったら失礼なんでしょうけども、くるめた形で、3回なら3回と、正々堂々と書けばいいわけですし、日付も。何かこの辺をグレーゾーンにしているから、余計不信感が、何かあったんじゃないかと、もしかしたら東京都との人脈のある区長が最初から東京メトロとの人脈で話していたんじゃないかと、変な疑念を抱かせないようにしてもらいたいんですよ。

○加島施設経営課長 ぼやーんとぼやかしたというか、ぼやかしているような形に見えちゃっているので大変あれなんですけれども、監査のほうに関しましては、平成30年10月30日の都市基盤整備特別委員会、こちらに東京メトロとの打ち合わせ概要というのを住宅課のほうが出してしまっていて、その中でも、東京メトロともう9月から、「1日」というのは入っていないんですけども、そこでその資料は提出されています。それも、もちろん監査の方は見ていらっやいます。

で、11月21日に関しましては、跡地利用検討協議会で区が公に検討しますと言ったのがここだったということで、そこで監査のほうに関しまして、この12月——11月21日ですね、そこが検討の初めということで解釈されているのではないかなというふうに思います。

○小林たかや委員長 副委員長。

○松本監査委員事務局長 監査局長。

○小林たかや委員長 ああ。はい、どうぞ。（発言する者あり）

○松本監査委員事務局長 すみません。監査結果をお持ちでない方には恐縮ですが、この結果のつくりといたしまして、主文で勧告をいたしまして、その理由というのを3点に分けて書いてございますが、この3点というのは、その請求者の、請求された方の論点がありましたので、それぞれについて書いたということでございます。

で、今、林副委員長の言われたところというのは、まず1点目の、当初の契約の議決が必要な情報を執行機関が隠して、だまして、議員さんに対して情報を提供しないで、そういうふうにして議決をとったから、これは無効なんじゃないかというのが1点目の主張でしたので、それについては、ですので、その29年12月11日に企画総務委員会で採決され、そして本会議で議決をしたんですけれども、その時点で、そこまでにどういうことが、議会、議員さんに対して執行機関が説明していたのかということを書いているところだったので、それについてはこの議決日以前に、こういったことが議会に対しては報告をされていたということを書いている部分だったので、ここを、これを述べれば、別にそれで十分だったということですので、それはこれがスタートだというようなことで、（発言する者あり）記載したものではありません。

○小林たかや委員長 副委員長。

○林副委員長 お顔を見て、また思い出しましたよ。何でこんなに石川区長になられて、もやもや感が消えないか。やっぱり最初の段階なんです。和紙アートのときもそうだった。御用納めのときの、よくわからない立ち話で、廊下の立ち話で決めちゃった。去年やった住友銀行の土地もそう。資料がない。記録がありませんと担当部長が無理無理答えられて。そんなわけないんですよ、住友銀行相手に話すときは。頭取決裁ですから、土地を貸す、貸さないって、ボードの。だけど、キックオフはよくわからなかった。今回の事案もよくわからない。どこが一体キックオフなのか、石川区政になってわからない。不透明が不透明を重ねた結果、違法状態という形になっているんじゃないんでしょうかねと。

やっぱり最初の段階って大事だと思うんですよ。思いつきとか立ち話とか、降って湧いたような、銀行サンが、メガバンクがわざわざ千代田区に持ちかけるわけないんですよ、何らかの話がないと。東京メトロだって同じですよ。日本テレビの再開発も一緒かもしれない。盆踊りの日の日本庭園の。やっぱり、最初の日というのが、極めて不自然で、それを隠そうとしているから、職員の方々がきれいに説明できないんじゃないんですか。こんな、誰も反対しないようなバリアフリーの工事ですよ。エスカレーターもできたらいいねと思うぐらいですよ、住民の方。なのに、違法状態なんか言われちゃうのは、やっぱり区長の最初の不純な、不明確な、最初のキックオフがきれいに説明できないから、こんなになってしまうんじゃないんでしょうか。違うんだったら違うと説明していただきたいんですよ。今回はきれいですと。わかりやすくキックオフのほうを。こんなきれいになっていますというのをご説明していただきたいんですよ。

○小林たかや委員長 うーん。はい。（発言する者あり）

区長。

○石川区長 この種の問題については、具体的に技術論やなんかを検討しなきゃいけないので、そういうことを含めて検討をしてもらいたいということを申し上げた。ただし金額

がどのくらいになるなんていうのは、私はわかりません、（発言する者あり）はっきり言って。だから、林委員のおっしゃるような言い方は、私は納得できません。あくまでも検討してもらうことを申し上げただけです。

○林副委員長 納得できないって。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 林副委員長。

○林副委員長 いや、納得できないって。だから、説明してくださいと言っているんですよ。何で御用納めの日に和紙アートが、立ち話、廊下の立ち話で決まったんですかと。

○小林たかや委員長 ちょっと待って。ちょっと、そこまでいかない。そこまでいかない。（発言する者あり）

○林副委員長 住友銀行の話ができたんですか……

○小林たかや委員長 そこまでいかない。

○林副委員長 今回の件だって、同じでしょと。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 そこまでいかない。

○林副委員長 納得できない、できるじゃなくて、きれいに説明してくださいと言っているんですから。それが納得できないって、どういうことですか、補正で。最初からやっておきゃいいじゃないですか。焦っているからじゃないんですかと、ずっと再三言っているじゃないですか。期日があるから、設計を丁寧に丁寧に、住民から意見を聞いたら、ちょっと計画がおくれますと。さっきのトイレと一緒にですよ。やってみたらうまくできなかったから、計画を後ろにずらしますよと。それと同じことをやりゃよかったのに、この事案に関しては、不透明な部分があるから焦って、実施設計まで、この時点で29年3月まで終わらせなくちゃいけないような事態になっちゃったんじゃないんでしょうかと。だから不透明な話がどんどんどんどん出てくるんじゃないんですかと。（「不透明じゃない……」と呼ぶ者あり）不透明じゃない、って、だって、じゃあきれいに説明してもらってくださいよ、議事整理で。この時点で、だって、計画変更すりゃよかったじゃないと、再三言っているじゃないですか。（発言する者あり）

○石川区長 私、再三申し上げますように、28年度の住宅設計を開始したときには、この種の問題は内部的にも議論がなかったことは事実でございます。したがって、29年3月に設計が完了し、その過程でさまざまな平河の地下鉄の駅の問題はあったわけですが、具体的に検討するという事は、確かに8月24日に町会長の要請があったことは事実ですけど、それでもってすぐにできるという話ではありません。当然、内部的にさまざまな議論をし、あるいは営団のほうとの議論もあるわけですし、それは私がやっているわけではなくて、それで担当部門がやっているということでございます。

○小林たかや委員長 はい。（発言する者あり）ちょっと待って。ちょっと待って。

木村委員。木村委員の。（発言する者あり）木村委員。木村さんが一番初めなんだ。

木村委員。

○林副委員長 これで3月。

○木村委員 ちょっとインターバルが長かったんで、（発言する者あり）少し思い出しながら。

○大串委員 すごい長かった。

○木村委員 要するに財源の裏づけなしに工事を発注したということは、これは異例だっ

たと。これまでにないことだと。だから、まあ、違法状態という、議会の議決をとれず違法状態という状況になったと。住民の方が勇気を出してお越しいただいた監査請求です。その結果、違法状態という判断が下された。これは非常に重いんですよ。監査請求がなされなかったら、恐らくずっと行ったでしょう。だから、この違法状態の判断というのは非常に重く見て、なぜこういう状態になったのか、どうすれば二度と繰り返さないのかということ、これは我々議会できちんと検証していかなくちゃいけないと思うんです。

それで、これ、ずっと経緯、概要を拝見すると、先ほど言った平成30年1月12日、ここの事前レクで、出入り口を設置する方向で進めることを確認。これは方向を確認したわけです。そして、1月の22日の検討会議で、地下連絡通路、出入り口を設けることを確認したわけです、ここで。方向性ではなくて確認をしてしまったわけです。しかし、この時点では、まだこの工事費用がどれだけかかるのか、工程がどのぐらいかかるのかもわからないで確認をしてしまったんです。これが違法状態の出発なんですよ。つまり、法の支配から人の支配に移っちゃったわけだ。これは怖いことだと思います。これが、今回、監査請求がなされて、ああいう監査結果が下されたことで、いま一度、法の支配を取り戻そうと、そういう当該委員会の責務だと思いますよ。

となると、この1月12日と1月22日は、どういうメンバーで議論され、どんな議論が交わされたのかというのは、これは避けて通れないんです。ここが違法状態の出発なんだから。出発というか、ここで違法状態を、きっかけをつくってしまったわけです。この1月12日と22日の、先ほど事前レクについてはメンバーを教えていただいたけれども、ここでどういう議論が交わされ、1月22日はどのような検討会議のメンバーでこの事前レクの方向性を承認してしまったのか。確認してしまったのか。これは、この辺の議論の内容というのは、やっぱりしっかり報告していただかないと、二度とこのようなことを繰り返さない保証がないんで、はっきりしていただきたいと思います。この中で、本当に、そういうやり方はまずいでしょうというふうにただす人はいなかったのか。いかがでしょうか。

○小林たかや委員長 ちょっと、ここの場でぱっと答えて、しょうがないんで、ちょっと休憩して準備してください。

休憩します。

午後4時24分休憩

午後5時03分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

木村委員の質疑の答弁からお願いします。

○小池子ども施設課長（仮称）四番町公共施設整備の検討会議、1月22日開催の会議のメンバーからご報告申し上げます。

当会議は副区長を座長とする会議でございます。子ども部、地域振興部、それから環境まちづくり部、政策経営部の担当の部課長が参加する会議でございます。この会議体で、麴町仮住宅に関しまして、地下鉄通路連絡出入り口を設けることに関して、住宅課のほうからご報告があったということでございます。

○小林たかや委員長 それで。それで終わり。以上。（発言する者あり）

はい。簡潔に。



○小池子ども施設課長 そのときの会議の報告と、それから出席メンバーということでしたので、そういう形でご報告申し上げました。

○小林たかや委員長 それが22日でしょ。（発言する者あり）今のが1月22日でしょ。それで、メンバーはわかったけど、そこで住宅課から報告を受けて、それで終了。

子ども施設課長。

○小池子ども施設課長 内容に関しましては、その次の行に書いてございます1月26日の都市基盤整備特別委員会でお示した内容と同様でございます。旧千代田保健所の麴町庁舎利用者検討協議会の協議体の内容のご報告という形で、住宅課のほうから現状の報告がございました。

○小林たかや委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 そのときには、3月の12日に指示書を交付しますという話というのはあったんでしょかね。

○小池子ども施設課長 その時点ではございませんでした。

○木村委員 そうしますと、3月12日に指示書を交付したというのは、まあ、名前は担当課長になっているんだけど、どのような過程で交付したんでしょかね。確認したというだけで、3月12日に工事着手、始めろという指示を出すというのは、課長の一存では決められないでしょ。どういう過程を通じて、課長が指示書を交付したのか。ちょっとそれを確認させてください。

○加島施設経営課長 課長という立場よりも、これ、工事請負契約でございますので、こちらに書いてあります工事標準仕様書の定めにより――あ、こちらで3月12日の内容に書かれております工事標準仕様書の定めにより、変更内容に関連する事項について建築JVに指示書を出したということで、これは、この指示書を出せるのは、その工事を担当している監督員にありますので、監督員から指示書を出したというような状況でございます。

○木村委員 えっ。

○小林たかや委員長 いいですか。

木村委員。

○木村委員 そういうことを聞いているのではなくて、組織なんだから、指示書を交付する以上、何らかの決定がないと、出せないでしょう。それはどういう経過を経て監督員が指示書を出したのかと。

○加島施設経営課長 工事に関する相手方とのやりとりは、向こうは現場代理人です。で、こちらは監督員です。監督員が権限を持っていますので、そちらから指示を出すというところです。

○小林たかや委員長 それは、そんなことは聞いていないんだ。それはそうだよ。（発言する者あり）

○木村委員 そんな、事務的なことを聞いているんじゃないんですよ。

○小林たかや委員長 それはわかってるの。（発言する者あり）そこで出すまで誰かが指示を出さなかったら、それは出せないでしょ。監督員が勝手に判断して、出そうなんていわないじゃん。

課長。

○加島施設経営課長 この案件に関しましては、ここにも書いてはいますように、検討協議会や中高層説明会、都市基盤特別委員会、また1月12日のレク等で、もう既にこの、設置するという方向性が定まっていますので、そういった意味から変更が必要だということで監督員から指示を出したというところでございます。一般的に工事を、契約の変更、まあそのときに一々、例えば部長だとか区長だとか副区長まで、その案件にはよると思うんですけども、そこまで、何ていうんですか、了解を得てやるものかどうかということはあると思うんですけども、これに関しましては、先ほど申し上げたように、レクだとかその後の報告だとか、そういったものを踏まえて、これはもう、区としても整備するというような状況でございましたので、監督員からの指示書を出したというところでございます。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 どの方ですか。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 施設経営課長。

○加島施設経営課長 名前はあれなので、こちらに関しましては、監督員って、3人おります。係員、係長、この件に関しましては区有施設担当課長でございます。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 区有施設担当課長が自分の判断で、3月12日に指示書を交付したというふうにおっしゃるわけですね、そうすると。もう、全体の意思は大体決まっていると。決まっているというのは、これ、前例のないことをこれからやるわけですよ。幾ら工事費用がかかるかわからないんですから。どれだけ工事期間がかかるかもわからないんです。どうなるのか今後わからない状況の中で指示書を交付するわけですよ。監督員の個人的な判断で、そんな大それたことができるんですか。（「誰の指示……」と呼ぶ者あり）

○加島施設経営課長 はい、確かに大事なことだということは重々承知しております。ただ、この時点で指示書を出さないと、建築JVとしてもその指示が出ないと、工事というのはできませんので、明確にこの時点で監督員から変更する指示を出したというような状況でございます。（発言する者あり）

○木村委員 あり得ないでしょ。（「あり得ない」と呼ぶ者あり）

○小林たかや委員長 あり得ない。

○木村委員 数億ってお金よ。区民の税金ですよ。自分のポケットマネーならともかく。大体、自分が家を購入するといったときに、幾らかかるかわからないで、つくって、家を発注するということはあり得ないでしょ。（発言する者あり）税金だからどうでもいいと。それまで、税金に対する感覚が麻痺しちゃっているわけですか、千代田区の組織は。それまで個人、数億という税金を動かすことを、一監督員の判断で許しているんですか。あり得ないでしょう。

○山口副区長 決して一いわゆる職員が判断できるものではないというふうに思っております。

今回ここで言われている流れをちょっと整理させていただきますと、私ども執行機関として、いわゆる出入り口の受け皿、バリアフリー、この可能性はしっかりと追求していこうと。そういった中で、確かに木村委員が言うように、この段階で、金額並びに工期、そういうものが決まっていたかといったら、これは決まっていませんでした。ただ、その可

能性を探るということは、これは、区長、私、ああ、副区長のもとでも確認をし、地域にもその方向性を示し、特別委員会のほうにもご報告したというふうに認識しております。で、その段階で、そういった流れの中で、いわゆるお金の精査をしていかなければならない。幾らかかるか。幾らのいわゆる工期がかかるか。そういったことを詰めてきたということなんだろうというふうに思います。

確かに、九段小学校の例を先ほど挙げましたけれども、いわゆる、確かに九段小学校の場合は、あそこの擁壁のいわゆる変更がなければ、工事は、いわゆる学校はできていたかといったら、できていないところは確かにあります。ただ、あのときも、実は指示書を出した後、やっぱり金額の精査って、非常にこれは精緻にやっていくところがありますので、実は、議案として提案させてもらったのは、その何カ月か後になっているのもやはり事実でございます。

したがって、担当のほうとしては、しっかりその、区としての方向性を確認した上で、さらなる金額をしっかりと出すために、そういった形の指示を出したというふうに認識しております。したがって、係員が出したからそれが、それは単なる手順の話であって、組織としてそういう対応をしたものだというふうに私は認識しております。

○木村委員 そうしますと、3月12日に指示書を交付するというのは、区長や副区長はご存じだったんですね、当然。

○山口副区長 事実としてそういう流れになってきたことはあれですけども、その段階で指示を出したかどうかということは、認識はしていませんでした。ただ、この流れの中で、お金を精査するための手順としてやったものだというふうに私は認識しております。

○木村委員 区民の税金の扱い方としては、感覚が麻痺していると、そう言わざるを得ませんよ。

○山口副区長 税金の使い方が麻痺しているということはないというふうに認識しております。貴重な税金でございます。したがって、この税金をどう使っていくかということは、しっかりやっていかなければならない。それで、これは今後私どもは大きな、今回のことを教訓として捉えて、今後起こり得るであろう設計変更に関して、こういった形で対応していくことがベストかということを常に考えていかなければならないというふうに思っております。

一方では、そういう事象が発生したときの、工事をとめるかとめないかという判断もあります。それでもって、もう一つは、当然その工法変更であるとか、新たな設計変更に伴う金額をこういった形で精緻で出して、それを議案としてまとめ上げるかというのは、これはしっかりやっていかなきゃいけない。この件については、やっぱりどれがベストなのか、まあベストということはないかもしれませんが、議会とどういう形だったら共通認識になるかということは、これはしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○木村委員 法律というのは、一般的には過ちを繰り返さないためにできているものなんです。ですから、法令にのっとって行政運営に当たるといのが、一番間違いを起こさない保証なんです。だから、先ほど課長が当初言われたように、議会への説明が不足だったと。理解をしていただく努力が足りなかったと。そういう問題じゃないのよ。もちろんそれは大事けれども、法律を遵守するというのが根本にないんですよ、根本にあって、

先ほどの主張は成り立つんですよ。

○山口副区長 今、木村委員の言うとおりでであろうというふうに思っております。したがって、例を挙げれば、九段小学校の例も、これは議決をもらっているわけではないですから、委員会で報告したとしても、これはやはり同じことが言えたんだろうと。したがって、今後そういった事象が出たときの、議会と執行機関の中で、こういった形が一番、これがいい形なのかということを通識に立っていく必要があるだろうというふうに私は思っております。したがって、こういった状況はいち早く改善をするとともに、今回起こったことは、私どもは深く受けとめております。したがって、次、こういった形になってきたときには、どういう形の中で整理をし、方向性を出し、しかも議会のご理解を得られるかということをやっていきたいというふうに思っております。

○木村委員 ほかの視点からしちやってもいいですか。

○小林たかや委員長 はい。どうぞ。

○木村委員 1月12日の事前レク。で、1月22日に検討会議。残念ながら、税金の使い方まで踏み込んだ、そういう議論はなされていなかったということはわかりました。

それで、やはり契約に関する条例であるとか、やはり自治法や地方財政法に關しての著しい軽視があったというのは、私、指摘しておきます。と同時に、この全体の進め方として、法令に關する軽視と民意に対する軽視があったと。これは本会議でも代表質問で指摘させていただきました。実は、あの10月の4日、平成30年、昨年10月の4日まで、一貫してですよ、地下鉄の連絡通路の工事の出発点は、第1回検討協議会だったんです。平河町二丁目の町会からの区長への要望書というのは、それまで全くご報告はありませんでした。10月30日になって初めて、いわゆる工期が全体としておこなわれているという説明の中で、町会から要望があったということを初めて明らかにしたんです。それまでは第1回検討協議会だったんですよ。ここで要望が出された。この第1回検討協議会に対して、質問でも取り上げたけれども、最初の検討協議会で正副座長を選んで、そしてこういった形でご議論いただきますという最初の検討協議会で、交通バリアフリーの問題で意見が集約されるわけですよ。それから、当時、議会の中でも議論になっていた仮住宅のいわゆる1層、2層をどうしようかと。それに対して、容積率目いっぱい使うという、そういう集約がなされるんです。協議会に対して区のほうから何らかの働きかけというのが事前になされたということはありませんか。

○平岡住宅課長 検討協議会は、ご案内のとおり、地域の皆様の代表の方にお集まりをいただいております。その中でご議論いただいた結果、現状どおり、計画どおりの形で仮住宅を決めるというご意見をおまとめくださったというふうに考えております。それまでの間に、例えば区からそういう意見にしてくださいというような形でアプローチをするというようなことはございません。あくまで皆様にご議論いただきまして、それをしっかり区で受けとめるというような形で検討委員会を進めさせていただいたものでございます。

○木村委員 傍聴された皆さん方のご意見によると、感想を要するに、皆さんがメモを読んでいたと、委員の皆さん。当初は。（発言する者あり）で、地下鉄バリアフリー、それから容積率はせっかくだから目いっぱい使ったほうが良いという発言をされていたと。皆さんその協議会でこういう意見を述べようということで、皆さんがそれぞれ自主的に準備をされてきたということなんですか。発言された皆さん、メモを読まれていましたか

ら。区のほうからそのバリアフリーについての意見の集約や、あるいは仮住宅の容積率を目いっぱい使うということについて、事前に何らかのレクチャーやお願いというのは一切なかったと。断言できますか。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 答えりゃいいじゃん、すぐ。そんなの。

住宅課長。

○平岡住宅課長 会の進行に当たりまして、メンバーをどのような形にするかというように、委員の皆様にお諮りをしながら、ご賛同いただいて、会のメンバーに加わっていただくまでの間、さまざまな対応はさせていただきましたが、会そのもの自体は委員の皆様からのご発意による形で進めさせていただいたというような形でございます。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 仮にもですよ、（発言する者あり）協議会の議論を一つの方向に、まあ、何ていいますかね、誘導するとか、ということがあったら、協議会をですよ、夜遅くあの場所に行って議論される協議会の皆さんに対して失礼でしょ、そんなことがあったら。かつ、協議会が民意を吸収する場でなくなっちゃうわけですよ。もしそんなことがやられているとしたら。で、最初の会で、しかも皆さんメモを読まれて、それで議会で議論になっていることについて決着をつけるような発言が相次いだもんだから、恐らく傍聴者の皆さんは、おやっ、と思われたんでしょう。で、それ以降、公式的には次の所管する委員会でも第1回検討協議会で地下鉄のバリアフリー化の要望が出たので、その検討に入りますということが委員会で区のほうから報告されるわけですよ。しかし、実際は事前からやっていたんじゃないですか。この全体の歴史的な経過を見ると、ますます第1回検討協議会を行政が誘導したのかというふうに、これは勘繰られても仕方ないんじゃないかと。もしそういう事実があったとしたら、これは協議会の委員の皆さんを侮辱することだし、協議会の本来の役割をゆがめてしまうことだし、絶対あってはならないということで、この問題を取り上げさせていただいたんです。（発言する者あり）

○保科環境まちづくり部長 ただいま木村委員のほうからさまざまなご懸念を頂戴してございましたけれども、そうしたような事実はございません。

ご案内のとおり、過去3回実施してございますが、中には途中で怒って退席した委員もいらっしゃることは多分ご存じのことと存じます。そうしたことでさまざまなご意見のある中で、地域の代表として協議会の委員の皆様方が一つの結論を出されたというふうに私どもは考えてございます。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

あ、ちょっと待って。いや、いいです。

じゃあ、大串委員。

○大串委員 いいでしょ、次の。

今回、監査のほうから出されたこの結果報告書、これは非常に重要なことが述べられました。私はこの監査の結果を行政はどう受けとめるのかというのが非常に大事なことだと。それで、いわんとしていることは、契約変更の手続をどうするのかということです。で、あってはならないけれども、一つの契約が進んでいる過程で変更が生じた場合、今回のようなケースそれから九段小学校のようなケース。そのような変更が生じた場合、いかに速やかに議決を経るのかということですよ。今回は指示書を出してから10カ月も議決を

経ていないということが書いてあります。そのとおりだと思います。で、日程表を見ると、指示書を出してから毎月のように契約変更会議と、こう書いてあるけれども、僕はこれ、もっと早くすべき。それから、議会についても、今こういう段階にある。で、当然、金額それから期間が定まった段階においては議会の議決を経ますということを経済都市整備の特別委員会それから企画の委員会それぞれに説明して逐一やるべき、こう思います。

僕は、この監査の結果について、どう受けとめているのか。また、今後議会に対しては、どういう、議決をとるに当たっては、どうやっていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○加島施設経営課長 一番最初にこの資料をご説明したとおり、この監査の結果、担当者として、大変重く受けとめているという気持ちでございます。

で、違法状態、特に違法状態ということに関しましては、もう手続を早く速やかに行わせていただきたいというようなのが私のほうの気持ちでございます。ただ、契約変更会議、今、大串委員が言われたように契約変更会議を何回もやっているということで、なかなか工事の金額を出すのが、なかなか正直難しかったというのが本音でございます。

都市基盤だったか企画総務だったかちょっと忘れてしまったんですけど、今回の工事が建物の上のほうに躯体を増築するというようなことであれば、単純に積算をして、工事費は幾らという形ができたと思うんですけど、もう既に発注している工事の中で、下請の業者さんだとかも決まりながら、その中で特に土木のほうの仮囲い、山どめ工事だとか、地下の掘削をするための大型重機、そちらの搬入、搬出だとかのそういった時期だとかをいろいろ勘案しながら、JVもしくは下請業者さんも含めて調整を何回も何回もやって、やってきたというようなところでございます。工法が決まらなと、なかなか工事金額が決まらない、と。工事金額が決まったとしても、やはりJVとの金額の調整だとかそういったものがございましたので、これだけの工事期間がかかってしまったというのが事実でございます。

ただ、やはりそういった違法状態がこの間続いたということのご指摘だというふうに思っていますので、なるべく早くそういったところを踏まえて、契約の手続に進んでいかなければならないということをごすごく反省しているというような状況でございます。

○清水政策経営部長 施設経営課長のご答弁に補足をして、お答え申し上げます。

大串委員からご指摘を賜りました。この間また各委員から大変厳しいご指摘を賜っております。今、施設経営課長がご答弁を申し上げましたとおり、現場といたしましては、現実的に非常に時間を有しているということが正直なところではございます。しかしながら、担当課長が今申し上げましたとおり、また大串委員から先ほどご指摘を賜りましたように、いかに契約変更の案件を議案としてご審議をいただく期間を短くするかということは、最大限の努力をしていかなければいけない案件だろうと。それだけ、非常に大変な案件として、今回の問題を受けとめております。できる限りの努力をしてまいりたいと思っております。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 あの――ごめんなさい。やはり監査結果のあの指摘を本当に理解されていないと、私、改めて答弁を聞いて、感じました。

契約変更じゃないんですよ。全く別の工事を持ち込んだんです、行政が。強引に押し込

んだんですよ。そういう、これ、案件でしょ。何かをつくっているときに障害物が出てきたと。だから設計変更をやろうとって、その工事を続けようと、そういう案件じゃないんですよ。仮住宅をつくっているのに、その工事を中止して、地下鉄の通路連絡という全く別個の工事を持ち込んだんですよ。だから現場は混乱しているわけでしょ。それについての反省がちっともない。おかしいと思いませんか。ですから、法令違反になったんです。違法状態をつくり出したんですよ。違法状態をつくり出したのは行政なんですよ。今の工事を完成させるための工事じゃないのよ。全く別の工事を強引に持ち込んだんでしょ。その辺の反省がない限り、また違法状態を繰り返しますよ。どうでしょう。

○清水政策経営部長 さまざまなご指摘があらうかと思いますが、契約変更という大きな範囲の中での課題として捉えるべき事案だというふうに認識をしております。ただし、木村委員のご指摘のとおり、今回の案件とその他の契約変更の案件とは、同一ではないというところは、その指摘に関しましては、重く受けとめさせていただきます。今後できる限りの努力をしてまいりたいと思っております。

○小林たかや委員長 大串委員。

○大串委員 これは、ちょっと僕は考えが違うんだけどね。仮住宅の本契約、これ、進めています。だけれども、バリアフリーが必要だねという意見があります。で、それを、一つの契約を進めていく。それが終わってからじゃ遅いんでしょ。恐らくその連絡通路を設けるといのは、同時並行で進めなけりゃ、税金は倍使っちゃうことになるじゃないですか。だから、金額は細部まで詰められないけれども、指示書を出したんじゃないんですか。そこは大事なところですよ。ちゃんと教えてください。

○清水政策経営部長 大串委員ご指摘のとおりでございます。

○小林たかや委員長 そのとおりと。

大串委員。

○大串委員 その上で、この監査委員は、千代田区側の主張があって、契約変更手続を行っていると言っている。しかし、こうした方法をとった場合でも、契約変更手続はいつでもよいということにはならない。変更となる事象が生じたら速やかに契約変更手続を行わなければならないのは当然であると。で、これは違法な状態が続いていると、こう結論しているわけです。ですから、こういう、一生懸命それは今詰めているんですよとは言っても、時間がたって、そういう変更、議決ができないことは違法だということ。だから、これは、重く受けとめて、行政としてはじゃあどうするんだと。細部まで金額も期間も決まらない中で、そういう契約変更手続をどうとったらいのかというのは、大変難しい問題だけれども、監査委員からはそこを、「しかし」という文言を使って、やるんだよと、必要なんだということを改めてここで述べられているので、これについてはどう考えるのか、お伺いしたいと思います。

○山口副区長 ただいま大串委員の、まさにこういった事象が出てきたときの対応というのは、大変重要な視点を今回私たちはいただきました。

これまでも議会と私ども執行機関の中では、契約に関する事でさまざまご指摘をいただきながら、改善をしてきた流れがございます。例えば、契約変更について、かつてはやはり担当のところの判断という形の中で、変更の議案を出したりということをやめてご指摘をいただいた中で、庁内で契約変更会議を設置するそういう流れになったり、あるいは

はその事象がわかった段階で議会へ報告する。で、報告した段階の報告の仕方という深掘りのところまでは、ご指摘のとおり、しっかり言っていないというのが現状でございます。今後こういった事象が出てきたときには、いわゆるこの案件が、いわゆる進めるべきかどうかという契約変更会議での議論、あるいは庁内の意思の形成の仕方。議会への報告、さらに議案の提出といった、一つの設計変更、契約変更に係る指針的なものをこちらのほうでも考えてまいりたいと思っておりますし、ただこれは議案に係る問題でございますので、こちら側の考え方を議会のほうにもお示しし、議会からもご議論をいただきながら、共通の認識としてつくり上げていかなければ、これは片方だけでつくり上げるというものにはならないだろうというふうに思っておりますので、今回の件を重く受けとめまして、そういった契約変更といいますか設計変更に伴う指針づくりを議会とともに進めてまいりたいというふうに思っております。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 前提論、新たな質問に入りますけれども、前提論として、非常に重要な認識が隠れているとか見えていないのは、非常に、この契約、本体契約に入る最初の段階で当然にやっていなくちゃいけないことを、当然に把握していなくちゃいけないことが、まあ初めにどうも内々の意思決定で何となくずるずると行ってしまっていて、何が優先なのか、何が重要なのかということが把握されずに後出しで出てきている。恐らく、私の判断では、今の段階でもそうだろうと。まだまだ重要なことが実は隠されていて、それでご議決いただいたじゃないですか、と必ず言うんですよ。ご議決いただいたじゃないですかと。

で、簡単な事例から一つ申し上げると、一つは文化財ですね。文化財のことがきょう資料の中に出てきたわけですがけれども、平成31年の2月28日……

○小林たかや委員長 そっち。

○小枝委員 はい。ここで、議員の指摘も受けたからといって、平成29年12月からやってはいるんだけど、今これから試掘予定ですよというのが、初めて公の言葉として出てきた。

監査報告書の5ページも、まあ、持っていない人もいらっしゃると思うんですけども、このところで、②のところ、「平成29年の12月11日に、工期延長の可能性に関する議員の質問」って、これ、私なんですけれども、それに対して、施設経営課長はこう言ったということが、逆に説明責任の一環としてエビデンスになっちゃっているんですけども、何と言ったかというのは、「遺跡というのはあんまりないと思うんですけども、これからはもしかしたらメトロさんとか工事関係だとか出てくる可能性はあるので、全く延びないと言われると、そこら辺は正直わかりません」というふうに答えたんです。

で、私、恐らくここに至っても、この後も、どうなんですかということは聞いているんですけども、この課長の、施設経営課長の答弁からは、「遺跡というのはあんまりないと思うんですけども」云々というのは、全くこのことを認識していなかったのかどうか。監査請求の中には文化財のことは指摘をされていませんで、監査委員さんの知るところではないと思いますけれども、こういう、行政としては当然把握していて、事前にやっておかなきゃいけない情報が全くしっかりとした答弁も得られないまま、この日、議決の日ですよ、議決の日、こういう答弁だというのは、一体どういう認識でいたんでしょうか。



○加島施設経営課長 全く認識していないかと言われると、そういうことではなくて、もともと仮住宅に関しましては、今まで麴町保健所跡地、それがあったということで、そこはもう掘られたというところで、そういった部分に関しては新しく掘るところがないので、そういったところから出ることはありませんよというお話をさせていただきました。

一方では、うちの担当のほうで、先ほどこの表をご説明させていただいたときに、貝坂通り側から設備関係の配管をそこのほうから入れるというところなので、そこの部分で今まで掘られていないだろうというところに関しては、やはり今回掘る可能性があるのも、それは、この、ここに書いてある平成29年12月から所管と調整を開始して、やはりそこは試掘をしましょうねという話になっていたということが事実でございます。

○小枝委員 答弁はすっかりしていただきたいんです。この段階で認識していたんですか、していなかったんですか。

○加島施設経営課長 私としてははっきり認識はしておりませんでしたけれども、担当のほうとしてはしっかり認識をして、そこら辺は調整をしていたというところでございます。

○小枝委員 その担当って、どなたですか。

○加島施設経営課長 担当は担当係員と係長がいますので、両方でございます。

○小枝委員 えっ。

○小林たかや委員長 課長。

○加島施設経営課長 工事担当ですね。我々の施設経営課の職員、それとあと、日比谷図書館の文化財ですか、そちらのほうの担当者の方と調整をしていたというところでございます。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 だったら、この議案の審査のときにちゃんとした答弁が、だって、これ、日程延長にもかかわるし、工期の延長にもかかわるし、手順・手続としては非常に重要な場面にかかってくるわけで、そのことが何で組織内でしっかりと伝達されず、議案審査に当たって私が質問しているにもかかわらず、もう、本当に、ふんっ、って感じでおっしゃったんですよ。遺跡というのはあんまりないと思うんですけどね、みたいな。そういうふうな、（発言する者あり）本当に……

○小林たかや委員長 そんなことはない。そんなことはない。

○小枝委員 どうしてそういうふうなことで議決を求めることができるのか。組織内で全くその手順・手続に関する認識、熟度が全く足りないんじゃないんですか。これ、議案審査ですよ。しかもこの日は、もうこの翌日に契約しますみたいな、物すごいスピードアップした話で、もう、のるかそるかの大事なところで、大事なことを聞いているのに、本当に、鼻で笑うような答弁をされているんですよ。どういう組織になっているんですか。どうしてちゃんとそのときに、この、今回、資料で出てきたような縄文土器何たらかんたら、中世の人骨ね、そうしたものが発掘されたところであるから、これは当然試掘しなければならない、調査しなければならない対象でございますというふうに答えるのが当然ですよ。どうしてそうされなかったんですか。

○加島施設経営課長 今、小枝委員の言われるとおり、新しいところを掘ることにしましては、今、委員言われるとおりだというふうに思っております。そういったところに関しては、私の答弁がちょっと、余り正確というか、うまく表現できなかったのかなという

ふうになっております。一方では、担当の職員のほうがきっちりそこら辺は仕事をしてくれて、しっかりその部分も試掘をやるという形になっているというような状況でございます。

で、貝坂通り側に面するところという敷地は、それほど大きくないところでございますので、ここに書かれている昭和60年ですか、そこで約1カ月ぐらいかかっているよと、調査をしておりますけど、何かが出た場合においても、それほど時間はかからないのかなというふうには感じております。

○小枝委員　そういう希望的観測で言われるのもどうかと思うんですね。先ほどの答弁で、係の者は知っていたけれども私は知りませんでした、と言ったんですよ、先ほどの答弁で。実はね。だから、そういうことが、まあ悪意があって言わない場合の出来事と、悪意はないんだけど組織的な脆弱さがゆえにそのことを共有されていないという問題と、両方あって、そういう状況の中で、きょうこの段階でも皆さんが把握していない問題という、あるいは我々に言わないで過ごしてしまおうと思っている重要なことが幾つもあると思うんですね、この問題というのは。

で、この文化財のことに限って言うならば、いつからいつまでにこの調査を行って、その必要性のあるなし、ということは、いつ、誰がどう判断する日程になっているんですか。

○加島施設経営課長　まるっきり、悪意を持って答弁したことは一切ございません。これからもそういうつもりでございます。

で、いつと言われると、28日、一日です、試掘調査。そこで何かが出てくれば、そこで本調査が始まるという形を聞いております。

○小枝委員　2月の28日ですね。大急ぎでこの議会の最中になさるといふ。で、この貝坂通り側というのは、まださわっていない部分ですよ。ええ。それについては、あるかないかというのは、やってみなくちゃわからないというのが現状ですよ。

○加島施設経営課長　議会があるから28日に急にということではなくて、平成29年12月から所管と調整を開始していたということです。それで、今の工事の工程の流れの中で、いよいよ2月28日にできることになったというところでございます。

それで、貝坂通り側に関しましては、もともとの麴町保健所のところでも少し多分いじくっているだろうなとは思いますが。そういったものを踏まえて、ちゃんと試掘を今回して、何か出てきたらちゃんと本調査をやるという形のことを考えております。

○小枝委員　これは、千代田区というのは、どこを掘っても、民間の工事でも出てくる。で、ここは特に、もう既に出ているところだということは何度も指摘しているわけですから、それは報告の中にしっかりと誠実に言うべきだったということは、もう、何を言ってもあれですので、指摘をしておきます。で、こういうことが、区のやっていることの中には間々あるということを指摘をしておきます。そして、あ、なかったらいい的なね、なかったらいいなみたいなそういうふうなやり方になってしまうだろうなというふうに思います。

で、次に、もう一つ重要なことを伺っておかなければならないのが、バリアフリーと、先ほどちょっと議論が出たんですけども、交通量調査のところなんですけれども、これ、きょう、先ほど、何でしたっけ……

○小林たかや委員長　四千――三千……

○小枝委員 3,400とかいう数字だけ出たんですけども、私、特別委員会の傍聴もしていても、かなり玄関回りのところの交通量というのが心配だというような話が出ておりましたけれども、これ、今現段階で、人の行き交い、特にここは高齢者がという想定で来ていますので、そうすると、朝、デイサービスに出かけるであるとか、車椅子の人たちが出入りするであるとかいうことを想定されたという通路になってくると思うんですけども、その辺のことが不都合が出てくれば、これまた設計変更ということになりかねないので、そこは、きょうは予算ですから、しっかりとこの図面を示して、交通量、どういう数字をカウントされているのかということについては示されないと、これ、また議会が行政の言うことを信じて、もう議決をしてしまった。そして、決算でもさんざん言ったのに、山口副区長は全く違法状態にない、最後にお願ひしますみたいなことを言った区民の人から、監査請求が出た。そうしたら、監査委員は違法状態だと言った。まるで議会は何をやっているんだという状況が発生しているわけです。それでこれが、また、目をつぶってこのまんまどうでしょうかねと、とにかく違法状態だけ解除してくださいと言ってやってみたら、まあ福祉の施設とはちょっと思えませんかというような状況になったら、目も当てられないことになるので、それはしっかりと図面を出して、どういう想定をしているのか、交通量についてどういう測定をしているのか、示していただきたいと思います。

○岩田委員 関連。

○小林たかや委員長 はい。関連で岩田委員。

○岩田委員 私、今から十数年前、平河町二丁目に住んでいまして、まさにこの永田町の4番出口を使って、学校に通っておりました。そのときに、皆さん電車からおりて上がってくる方、その流れに反しておりていくんですけども非常に困難で、毎日大変な思いをしていたんですが、それが少しはこっちの——あ、ごめんなさい。都市基盤整備で配られた環境まちづくりさんから出された仮住宅の平面図ですね。こっちの、階段とかエレベーターとかで人が少しは分散されるんでしょうけども、小枝委員が先ほど言っていたデイサービスのお話。で、車椅子の方がいて、さらにここを、駐輪スペースもあって、駐輪場の出入り口もあって、それほど広くない連絡通路で、これは大丈夫なんでしょうか。その、人の行き来、例えばコンピューターを使ってシミュレーションするとか、そういうのはされたんでしょうか。

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待って。

ここの交通量調査はしているんですよね。していますよね。さっき、数字、3,900が、19年が3,900、8時半から9時半って、数字が出ていましたけど、その辺は全部整理できていますよね。できていますよね。ちょっと、ちょっと待って。

それで、小枝委員が言っている、図面を出して見せろというのは、図面で何を示したいんですか。

○小枝委員 （聴取不能）

○小林たかや委員長 ああ、はい。図面を出して、その辺説明できますか。

ちょっと休憩します。

午後5時50分休憩

午後6時07分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

先ほど小枝委員から質問がございました交通量の状況と施設との関係の資料をお手元に配付いたしました。ございますか。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 じゃあ、この資料の説明から入りたいと思います。それと、ちょっと待ってくださいね。これは、実は特別委員会、基盤整備でもこの資料は用意するようになっておりましたんで、出てきたということなんで、今度突然言われても、資料ができませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

すみません。それでは、（発言する者あり）これは、（発言する者あり）これ、委員会資料にすると、どうするの。（「追加資料……」と呼ぶ者あり）追加資料でいいの。すみません。じゃあ、追加資料としてお手元に配りました。これの説明をしてください。

○平岡住宅課長 それでは、お手元に配付させていただきました資料についてご説明させていただきます。

先に、ちょっと1枚おめくりいただきまして右上に、「環境まちづくり部資料 追加資料」と書かせていただいている資料をごらんください。こちらは過日2月5日に、先ほどもご答弁させていただきましたが、通行量調査をさせていただいたその内容を記録させていただいたものです。

この出入り口のピーク時が午前8時から9時台であるということを状況として認識しておりましたので、その前と後、午前7時から10時まで、継続しながらこの通行量を調査させていただきました。その総量とそれから略図はその下にございます。

まずも、4番出口、左から右、地下から地上に向かって流れていきます、この流量でございます。①番、4番出口の通行量は7時から10時で、3,950人と計測してございます。この①番から出た方が向かっていく先、②番と③番でございます。4番出口から出て西方向、つまり、ちょうど都道府県会館のほうに向かって、この平河町の交差点を横切るような形で進まれるような方々を含めて、2,099名。③番、4番出口から東方向、つまり森ビルタワーのほうへ向かわれる方が1,850人でございます。これはこの4番出口を観測点とさせていただき、それぞれ②③の方向へ向かう方を計測させていただきました。変わって、この交差点側を視点といたしまして計測をさせていただいた数値が④番、⑤番でございます。

なお、②番の数値と④番、⑤番の数値は、必ずしも一致いたしません。近隣の施設に入る方や出入りする方も入っているんで、数値は合わないというところでございます。

④番の方は、この交差点の際のところから向かって貝坂通りを北に北上される方です。1,810名です。

⑤番、横断歩道を横切りまして、さらに西側へ向かう方、こちらは若干名として141名の方がいらっしゃいました。

おおむねこの4番出口から出て、②番の形でUターンをされて、④番、北側へ向かわれるというような方が大変に多かったというようなところでございます。

先ほどの表面の1枚目のページのほうへおめくりいただきまして、1月30日の特別委員会で配付させていただいた資料、こちらをもとにご説明をさせていただきます。

将来に向けて連絡通路を取りつけますけれども、その連絡通路として機能するまでの間、この連絡通路相当の部分に駐輪スペースを設けさせていただき、入居者の方1人1台（1

台分）の駐輪スペースを確保させていただくというようなものでございます。それによりまして、それによりまして、ちょうど先ほどの追加資料と図面を合わせていただければと思うんですが、ちょうどこの1階平面図が先ほどの追加資料の区立麹町仮住宅の敷地の中に入るといような想定で連絡通路を貝坂通り下に整備をさせていただき、この仮住宅の地下から地上へ出すといような形で想定をしてございます。

ここで、ちょっと、数値を分析した中でのご注意事項でございますが、④番、先ほどの追加資料の④番の数値、この1,810名の方が仮住宅に出入り口ができて、全て移行するというわけではないというふうに考えております。

出入り口自体は、新たにできることによりまして、それぞれ分散するものというふうに考えてございます。しかしながら結果としまして、4番出口から出られているこのピーク時の3,950人の流量は、相当に改善できるというふうに考えてございます。逆に、新出入り口に人が集中することにならないように、出口の運営につきましては、今後東京メトロさんとも協議をしてみたいと思っております。

資料のご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。資料の説明は終わりました。

小枝委員。

○小枝委員 連絡通路のここの幅は、大体何メートルですか。

○加島施設経営課長 仮住宅の連絡通路ということでよろしいですね。

○小枝委員 そうです。

○加島施設経営課長 幅3メートルぐらい。3メートル程度です。

○小枝委員 非常に希望的観測的なご説明があったんですけども、地元の方々かに聞くと、今、4番出口というのは大変混雑がするということが、もう、ネット上でも大変有名で、こちら側を転落危険があってということで避けて、246の反対側の、何ていうんですか、南国酒家とかあるほうから出て、わざわざ246を渡ってこっちに戻る人たちというのの流れがあるんだそうです。そういうことは、ちゃんと把握をされていますか。

○平岡住宅課長 2月5日の調査の際にも、出入り口、この地点で計測数をしておりましたが、それ以外の出口につきましても観察をさせていただいております。確かに、今、小枝委員がおっしゃっていただいたとおり、ほかの出口からわざわざ交差点を渡ってこられる方もいらっしゃることも確認しております。そのため、先ほどもご答弁の中でお話ししましたとおり、出入り口ができて、必ずしも一定の方向に向かっている流量がその出入り口に必ずしもぴたっと入るといことではなしに、出入り口自体は新しい出口ができることによって分散されることはあり得るかというふうに考えております。

○小枝委員 さらに時間帯なんですけれども、この④のほうは1,810人ということですが、この1枚目のほうの絵で言うと、エレベーターに乗ったりとか階段を上がってくる人の人数というのはどういうふうに想定をしているんでしょうか。で、3時間で分かれていますけれども、1時間ごとで言うと、どういう時間帯のピークを考えているんでしょうか。

○平岡住宅課長 4番出口を逆に下ってこられる、つまり駅のほうに入ってこられる方は、人数としては余り多くなかったというふうに考えております。細かい数字まで実測はしてありませんが、出られる、出口を出られる方も非常にマナーを守っていらっしゃる

……

○小枝委員 守っていますよね。

○平岡住宅課長 向かって左側に整列をして1列で上がられるというような形になってまして、上からおりられないという方は、私がこの3時間で見た中ではお見受けいたしません。ただし、非常に出入り口としましては、下におりられるのにご支障があるというようなことは把握しております。

それから、実際の流量でございますけれども、先ほど見ましたとおり、追加資料の①番は3,950名です。このピークであります。実測をさせていただき、8時33分から9時33分、この間がいわゆる行列ができるような形の時間帯でありました。一時途切れますけれども、ほぼ継続的にこの時間、1時間は人の滞留がなされていたというふうに確認しております。

参考に、ちょっと1時間ごとということでしたので、4番出口から出られる方は7時から8時までの1時間で約730名、8時から8時半で1,600名、9時から10時で1,500名ぐらいとなっております。先ほど見ましたとおり、8時半から9時半、この時間帯は1,800名ぐらいの方が出口から出られているということがわかってございます。

○小枝委員 ここは私がどういう立場に立とうと、今は住宅、仮住宅をやろうということでやっているわけですよね。そうすると、その方々の、例えばデイサービスであるとか、そういう車椅子、これからまた高齢になると車椅子って、まあ既に乗っている方もいるんでしょうけれども、そういう場合、この3メートル、先ほど3メートルといった連絡通路から、1時間で1,000人も人が出てくるようなところと、動線が同じ状況になるということについてはどういうふうに考えるんでしょうか。

○平岡住宅課長 先ほどの図面にかわりまして、1月30日の資料2でございます。仮に仮住宅の後、この連絡通路を、仮設壁を取り払って、人の出入りが始まるというような場合になりましたとしましても、この出入り口自体、南側半分と北側、仮住宅の機能でありますエントランスそれからごみ置き場の機能は、動線的には分離ができているというような形でございます。そのため、出入り口から出られた方が、住宅の中にそのまま吸い込まれるというようなことはないかというふうに思っておりますので、それぞれ通路を出られた方が公道に出て北に向かわれるというようなことが想定されるというようなことから、この住宅と、あとその後の住宅の機能も含めまして、機能が全く滞ってしまうというようなことは考えにくいというふうに考えております。

○小枝委員 今の答弁では、エレベーターや階段から上がってくる通行のサラリーマンとこの住宅を利用する想定の方の動線がどういうふうに分かれているのかというのがちょっと、どこのことをおっしゃったんですか、今。（発言する者あり）ごみ置き場のところを通過するんですか。ごみ置き場を突っ切れということなんですか。

○平岡住宅課長 この図の説明が足りませんで、申しわけありませんでした。

この資料2の「貝坂通り」というふうに左端に書かせていただいておりますが、この部分が歩道、貝坂通りの歩道の部分であるというふうにお考えいただければと思います。この将来連絡通路のところから出られた方は、そのままこの白い余白の部分の貝坂通りの歩道まで出て、北に上がっていかれるというようなことを想定しております。

車の寄りつきスペース等につきましては、さまざまなこの住宅機能の維持管理等の、車

両も含めて使うというようなこともございますので、ここを横切っていくような方が全然皆無であるというふうには思いませんが、この通路から出ていかれる方が歩道に出て通行されるということであれば、風除室を含めたエントランスそれからごみ置き場の操作、そういったものに関して支障は出にくいのではないかと考えております。

○小枝委員 違う違う。いや、特別委員会の方には周知されているのかしら。こちら出入り口という名称の扉がどこにどうあるんですか。しかも、よく、舗道をつくる時に車椅子が行き交うというのは、何メートルと言うじゃないですか。それ、どこのことを、どういう動線をおっしゃっているんですか。というのは、これがこれから設計しようという話ならまだしも、もうこれでフィックスして、行っちゃおうということなんですから、それはもう、そういったことはもう、熟考して議会ともすり合わせしていなかったら、むしろ非常に危険な建物、非常に不親切で、安心でも安全でもない建物になってしまうのではないのでしょうか。幾ら中にだれでもトイレがあったって、誰でも使えないじゃないですか。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 ちょっと、ちゃんと説明してよ。理解していないみたいなんで。車椅子がどう動線であるのかも、ちょっと説明してくれますか。

○平岡住宅課長 じゃあ、ちょっとこの資料の説明が足りませんでしたので、資料の説明をさせていただきます。

この資料は、仮住宅竣工当初の1階平面図を描かせていただいたものでございます。入居者の方は、この北半分のうち、左側というふうに申し上げますが、車寄りつきスペースのある風除室から入っていただき、エントランスホールを歩いてエレベーターホールへ向かうというような動線でございます。で、この、ちょうど図の真ん中のところですね。「駐輪場出入り口」と書かせていただいている観音開きの扉がございます。この扉は、仮住宅の連絡通路部分を駐輪スペースとして代用して使っている間だけ扉として使うものでございます。入居者の方が駐輪場へ、駐輪スペースへ向かう際に、この扉を歩いて駐輪スペースへ出るためだけのもので、仮住宅としての、（発言する者あり）あ、失礼しました。連絡通路ができた後は、この駐輪場出入り口の観音開きの扉は撤去し、壁面として設置しますので、ここの出入りはできなくなります。それから、入居者の方が実際に車椅子をご利用になられる。あるいは障害がございまして、さまざまな道具を使われて、この住宅施設の中に入る場合でありまして、この風除室、それからエントランスホール、それからだれでもトイレも含めたエレベーターの操作まで、（発言する者あり）これ、全て福祉のまちづくり条例に基づく基準に合致しておりますので、全ての方、健常者の方も含めて、難なく出入りはできるというような施工になっております。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 と、ここの「ふうじょしつ」と読むんですか、風除室から外に出て、この車寄りつきというところにデイサービスの車がここにとまるという考え方に一応なっているということなんですね。（発言する者あり）そうすると、この、こっち側の連絡通路から出てきた人たちが右に曲がっていく全共連ビルのほうに歩いていく人垣との流れというのはどういうふうを考えているんですか。

○平岡住宅課長 先ほども申し上げさせていただきましたとおり、下側半分のこの将来通

路の部分が、地下鉄の出入り口とつながって連絡通路になった際、この出入り口を使っておられる方は、そのまま出入り口を出られて、貝坂通りの歩道に出て、北側に向かわれるということが私どものほうの想定でございます。中には横切る方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった使われ方をされるように……

○小林たかや委員長 線を引いたりする。カラーコーンを置いたり……

○平岡住宅課長 必要な周知等はさせていただきながら運用させていただきたいというふうに考えております。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 1時間に1,000人も2,000人も、朝の、一番、デイサービスに行くような時間帯にこの人垣ができるというような流れになることについては、福祉のまちづくりとして形式上のことだけをとっているけれども、非常に稼働し始めたところでの危険や不都合が出てくるだろうというのは、もっと、もう初めに、まあこれ、つくっちゃったからこのままやらせてくださいよというんじゃなくて、やっぱりきっちりと検討していかないと、この間私が言っていることというのは、悪いけどいろいろ当たっているんで、本当に言わせていただくと、これは大変危険な動線になる可能性があるんで、この出方、人の出方とか上のつくり方というのは、基本的にはもっと熟考したほうがいいと思いますよ。そうしないと、どうなんですかね、というのは、まあ恐らくここで、はいそうです、というふうにはおっしゃらないんでしょうから、これもまた何カ月かして、もしいたら、どうなんですかということをもたやりますけれども、非常に詰め甘いものになっていると思います。それで、そのまま言っているいいですか。

○小林たかや委員長 はい、どうぞ。

○小枝委員 いいですか。うん。

○小林たかや委員長 はい。

もう終わりですか、今のは。

○小枝委員 バリアフリーのところについては、皆さんなければ、いいですね。

○小林たかや委員長 はい。

○小枝委員 それで、貝坂通りのほうの、今度は地下の工事のことなんですけれども、これは、きょうの資料の中でも、単に、何ですか、東京メトロとの協議、協議となっているんですけれども、技術的な協議と金銭的な協議というのは、担当する課が違うんじゃないかと思うんですけれども、そこはどういうふうに、具体的にはどういう担当が交渉に出てきているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 交通バリアフリーということで、その所管をしておりますところから答弁させていただきます。

地下鉄やJRの鉄道駅のバリアフリー化というのが、この千代田区交通バリアフリー基本構想というところで、地上からホームまでワンルート確保するというようにしております。で、平成19年に千代田区鉄道駅バリアフリー連絡会というものを設置いたしまして、適宜情報交換を行ってきております。で、これまで鉄道事業者と連携・協力しながらバリアフリーに取り組んできておりまして、駅のホームドアそれから多機能トイレ、そういうものもつくってきております。この連絡会をベースとして、個別案件について、それぞれ鉄道事業者と調整を行ってまいりました。で、この永田町駅につきましても同様でござい



ます。

今までの成果としましても、神保町とか……

○小林たかや委員長 いいよ、もう、今までのなんて。（発言する者あり）そっちじゃなくて、今の。どこの、ちょっと、お金の話をどうしているのかと聞いているだけだから。

○小枝委員 どういう……

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それですね……

○小林たかや委員長 端的に。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。連絡調整というところで、私、基盤整備計画担当のところでやっている。

○小枝委員 違う違う違う。東京メトロさんはどういう……

○小林たかや委員長 誰だという。東京メトロさんの誰と技術的な話をしているの、お金の話は誰としているのと聞いているの。

○須貝基盤整備計画担当課長 メトロが誰というよりは、メトロという組織とやっている……

○小林たかや委員長 部署で。どこだと。その組織はどこだ。何とか工務課とか、あるでしょうが。

○須貝基盤整備計画担当課長 渉外担当。この連絡会の渉外担当のところとやっておりまして、その、当然技術的なところになりますと、工事の関係ですとかそういうところも一緒についてくる、ついてきてお話をするというところでございます。

○小林たかや委員長 まあ。

小枝委員。

○小枝委員 全然答弁になっていないんですよ。東京メトロのどこと交渉しているのかということなんですね。そうじゃないと、ここの貝坂通り下のところの話というのは、それじゃどこのところで誰と詰めているのかということなんですよ。で、今まで、あっちの、当初から問題になっている森ビルのところが当然本当は自社ビルとしてもエスカレーターとかつけたかったけれども、この246の地下杭と重なって、なかなか工事困難という、この特別な事情もあって、調査上大丈夫だと言ったのもあるけれども、実際はやりたくてもできないということもあって、そういうふうなことを多分詰めなくちゃいけないところに来ている。というか、とっくに詰めているはずの話なので、どこで中身がわかっている人とやっているんですかということ聞いています。

○須貝基盤整備計画担当課長 東京メトロの鉄道統括部の渉外工事調整担当というところでございます。

○小枝委員 いつから。

○小林たかや委員長 いつからですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これにつきましては、詳細については9月というところでございます。

○小林たかや委員長 9月。

○林副委員長 何年って。

○小林たかや委員長 何年。

○須貝基盤整備計画担当課長 平成29年の9月でございます。

○小林たかや委員長 えっ。（発言する者あり）29年。

小枝委員。

○小枝委員 いや、私の把握が間違いでなければ、東京メトロさんのほうは、オリンピックまで繁忙期が続いていて、しっかりと会議をすることができずに、したがって技術的なところの話までは詰められていないというのはついこの間まで聞いていたような気がするんですけども、それは私の把握違いですか。ちょっと事実、重要なことなので、思い込みだけで言うてはいけないので、いつから技術的な調査を、電話での話じゃなくて、紙を出し合っているんですかということを知っています。あるいはやっていないんですかということですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その技術的なところで、実際、国道敷きであるという区域もあるということと、あと、占用の手続きですかそういうところがありますので、その辺について今までやってきているということをございます。

○小林たかや委員長 休憩します。

午後6時32分休憩

午後6時34分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

ご答弁を。環境まちづくり部長。

○保科環境まちづくり部長 はい。私のほうからまとめてご答弁させていただきます。

まず、先ほどお話ありました各メトロさんの窓口というお話がありましたけれども、これにつきましては、私どもの交通バリアフリー基本構想及びそれに基づきまして、鉄道駅のバリアフリー連絡会というものを設けておりまして、JRさん、都営地下鉄さん、あと東京メトロさん、おのおのの担当が決まっております。で、千代田区の担当窓口は基盤整備計画担当課長ということをございます。ここははっきりしております。

それから、2点目の、これまでの協議というお話でしたが、これも午前中からご説明させていただいていますが、本日のこの資料3、これの2枚目の平成30年2月から30年8月のところの記事がございます。ここに記載させていただいており、実は今般の補正予算は、あくまでも麹町仮住宅の地下の部分、いわゆる私ども受け口と言っていますが、その部分の工事です。で、今後、メトロさんと協議をしなければいけないのは、永田町駅と貝坂通り下にいわゆる連絡通路をつくらなければいけないということです。ここは全くまだメトロさんとは、できますという話はできていますが、今後、協議をしなければいけない。その大きな項目として、ここに書いてありますとおり、区道の貝坂通りと一部国道の246号線が入っています。当然国道との調整も必要になります。あとは、道路下にはさまざまなインフラが埋設されております。当然その占用企業者とも調整をしなければいけない。さらには、今後の整備方法、開削でやるのかどうなのか、復旧はどうするのかというようなことがございますので、ここについて、今鋭意メトロさんと協議をしているという状況です。

それから、最後にはスケジュール感というお話が若干ありましたけれども、これはかなり早い段階から、東京メトロさんも今、来年のオリ・パラに向けて、工事が非常に立て込んでいるということをございます。今現在も九段下、メトロのうち、九段下駅の駅舎改良工事もしているような状況をございます。したがって、基本的にはオリ・パラ後では

ないと着工は難しいというところまではメトロさんのほうかも聞いております。今現在はそういうところでございます。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待って。小枝さん、いいですか。はい。

じゃあ、関連。岩田委員。

○岩田委員 そのオリ・パラ後着工ということだとして、この4番出口の上がる前のところから横穴を掘って、この仮住宅のほうにつなげるとして、その工事は大体どのぐらいを見越している、何年ぐらいかかるのかというのを考えているんでしょうか。というのも、あんまり長くかかると、この仮住宅の方たちは使えないんじゃないかなと思って、質問しております。

○保科環境まちづくり部長 正直申し上げまして、工法いかによっても、工期は変わってしまうだろうと思います。開削でやるのか、どうするのか。あとは、占用企業者ですね、当然のことながら、下水、あとは水道、あとはさまざま、（発言する者あり）電力管、NTT管、入っておりますので、そういう占用企業者との調整いかんだというふうに考えます。

ただ、一般的に申し上げますと、距離的には20メートル程度だと思われませんが、過去にやった、例えばジロール麹町の例等を見ますと、少なくとも2年近い期間はかかるのかなと。それ以前にさまざまな事業者との調整の期間。さらには設計の期間がかかりますので、まだちょっとその辺の具体的なスケジュールはまだ未定という状況でございます。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 その20メートルのところを誰が負担するのかもまだ決まっていない。で、技術的に、本当に何の支障も、あるかないかもわかっていない。そういう状況であるということ、いいですか。

○保科環境まちづくり部長 金額的には全く未定というか、今後協議です。で、後段の部分につきましては、ここに設置ができるということを確認ができたので、それで、平成30年以降の協議につながっております。で、先ほどお話がありました国道246号線とか、あとほかの部分につきましては、地下にさまざまなインフラがまだ埋設されておまして、そこは難しいということは聞いております。ここは貝坂通りという区道下がメインでございますので、この場所については受け口、出入り口の確保さえできれば連絡通路の設置は可能だということの確認までとれております。そういう状況でございます。

○小枝委員 でしたら、その大丈夫だという確認をした相手方というのはどなたなんですか、ということなんですよ。というのは、よく、ある通りを整備するときに、会議にこの、大学の事務方が入っていたので、間違いありませんと言うけれども、実際、大学の会議にかけてみると、中はそうではないということが。つまり、担当者がそこに座っていますというのは、イコール、大丈夫だということにならないのがこのサラリーマン社会なんですね。だから、どのレベルの、つまり課長レベルとか係長レベルが行ったって、もしだめだったときに何の責任もないわけですよ。だから、ちゃんとしたこの道のことについて了だと、了承だという取り交わしがなかったら、何かこう、オリンピックといえ、みんな、こう、頭が、くっ、となっちゃうような、そういう話ではなくて、やっぱりどこの誰とこの約束事、契約をしっかりと取り交わしたのか。そして、この道の所有は一体誰のものなのか。で、そこぐらいは確認されていますか。契約行為はいつだったんですか。

○保科環境まちづくり部長 まず、先ほど申し上げたとおり、ここの地下部分につきましては、特に支障物はないということです。物理的に設置を、連絡通路を設置することは可能です。で、今現在、今後の費用負担も含めて、これはメトロさんとは施工協定を締結させていただきたいと思っています。具体的な協定締結は先ほど申し上げたような事項が固まらないと、協定が結ばれませんので、その上で具体的な設計なり工事に入っていくという状況でございます。今現在は、この連絡通路の部分につきましては、一切、まあメトロさんと協議はしてございますが、その後の契約行為等々は一切してございません。今後の協議いかんという形になります。

○小林たかや委員長 えっ、ちょっと待って。小枝さんの質問の中で、誰がオーケーと言ったの。それが、誰が——こっちはわかりましたよ。（発言する者あり）

環境まちづくり部長。

○保科環境まちづくり部長 誰という個々人ではありませんで、あくまでも先ほど申し上げた私どもの交通バリアフリー基本構想及び鉄道駅バリアフリー連絡会のメンバーである東京メトロさんという組織と協議をしているという認識でございます。

○小林たかや委員長 小枝委員。

○小枝委員 だから、そういう持ち方というのがこの間行き違いがあって、どうしても会議体というのは、黙っていたり、いいですねと、はいと言うけれども、その組織へ持ち帰って確認をしていないと、その担当者というのは来年いなくなるかもしれないし、再来年いなくなるかもしれないから、非常にそういうものなんですよ。そんなところで、（発言する者あり）いずれやりますよ、施工協定だって、金額だってというふうなことに、それで先行投資を、もう本体工事を始めていいのかというのは、（発言する者あり）これは子どもレベルの話じゃないかなというふうに、余りにも危険なんじゃないかというふうに思いますけれども、私は。いかがですか。

○保科環境まちづくり部長 ですから、私ども区はもとより、東京メトロさんも、組織として、たとえ人事異動があろうが、誰がかわろうが、そういう形でやっていこうということで、これまで取り組まさせていただいておりましたので、この案件につきましても、全く同様でございますので、今後も引き続いて、人事異動があろうが何しようが引き続いてやっていくという形になります。

○小枝委員 その、それじゃ、この、約束をしたけれども、そうならなかったときに損害賠償というふうになったときに、一体、法律的にどういう関係になるんですか。思ったとおりにいなくて頓挫したときに、何の紙一片取り交わしてなくて——で、会議の議事録はある。議事録はあるんですか。その約束を取りかわした会議というのは、今、いつと言ったんでしたっけ。（発言する者あり）約束を取りかわした会議の日程って、言いましたか。言っていない。

○小林たかや委員長 会議の日程は言っていないよ。

○小枝委員 いつか言ってください。それはいつですか。

○保科環境まちづくり部長 先ほども申し上げましたとおり、まだ東京メトロさんと正式な施工協定は締結しておりません。（発言する者あり）今現在、協議をしているというところです。

それから、この地下の連絡通路につきましては、当然の前提として設置をするというこ

とで、メトロさんと私どもは協議をさせていただいているという状況でございます。

○小林たかや委員長 小枝委員。（発言する者多数あり）

○小枝委員 協議を取り交わすじゃなくて、その、いいですよ、やりますよと、その会議、連絡会というんですか、連絡会、バリアフリー連絡会の中で、確認した日程はいつですかと聞いています。そして、その議事録はあるんですよねと。イエス、ノーで答えてください。

○小林たかや委員長 はい。環境まちづくり——あ、休憩かいな。（発言する者あり）はい。

環境まちづくり部長。

○保科環境まちづくり部長 申しわけございません。正式な協定ではございませんので、議事録等々はつくっていないということでございます。（発言する者多数あり）

○小林たかや委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後6時44分休憩

午後8時12分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

先ほどの答弁、ちょっと時間がかかっているようなので、後ででき次第皆様にお示しするということで、次へ行きたいと思います。質疑ある方。

○岩佐委員 ちょっと端的に言っても、ちょっと戻ることもありますけど、お伺いします。

指示書を出されたときから、違法状態という、監査報告書にありました。ということは、先ほども、指示書を、木村委員のほうから、どういういきさつで出したのかという、そういう質問がありましたけれども、そういう流れでそういう雰囲気ですらに決まって——適当とは言っていないですね。そういう流れであったから出しましたと、そういうご答弁だったんですけれども、いただいた資料の中では、いわゆる協議会事前レクも、あるいは検討協議会も、全て意思決定機関ではないわけですが、そういったことを監督員の方が出せるというのは、根拠としては、これは合法だから、全然違法だという認識がないからもちろん出せたと思うんですよね。だから、そこが、もうこれは全然合法だよ、大丈夫と指示書を出したその根拠というのはあるんでしょうか。

○加島施設経営課長 ここで言っている違法状態というのは、前にご説明したとおり、議決を経ないで契約変更をしていないということで、要するに1億5,000万を……

○小林たかや委員長 超える。

○加島施設経営課長 超えるだ——超える金額の設計変更に伴う変更をやったことに対する違法性という形だと思います。で、この3月12日の時点で、じゃあそこまで出ていたかということ、出ていなかったということなので、我々としてはここで違法性をそこで認識して、違法だと知りながらやっていたということではもちろんないということでございます。

それで、この資料の中で……

○小林たかや委員長 すごいと……

○加島施設経営課長 じゃあ、いつ金額だとかが出たかということ、2枚目の平成30年10月26日、契約変更概算額報告ということで、こちら辺で、もちろん1億5,000万、5億有余の金額が出たということなので、ここで明確になったというようなところかなと。

ここでは、やはりこの金額に関しては議決を経ないと、工事は、設計変更していないということが違法だということなので、3月12日の時点では、そういった認識は持ち合わせておりません。そういった形で指示書は出ささせていただいております。今言ったように、じゃあどこが起点なのかということになると、金額が明確になった部分なのではないかなというふうに、我々としてはちょっと考えているようなところでございます。

○小林たかや委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 今、明確になったときに議案が提出できるときだから、それも随分おくらせているんですけども、条例は1億5,000万が上限ですので、明確になったときじゃなくて、1億5,000万を超えるものだよねというふうに認識していれば、それは議会の手続上もアウトだよという認識はあって当然だと思うんですね。その認識はあったんでしょうか。

○加島施設経営課長 まあ、正直、先ほどご説明したような仮設の関係がどのぐらいかかるかというのが、正直わからなかったというところがございます。で、ふたをあけてみれば、あの狭い敷地の中のまた一部分を掘り進めると。その掘り進める間に地下の躯体をかなり壊さなきゃいけないということで、1億は超えるだろうと、私の中ではあったんですけども、そういう中で、議決になるか、（発言する者あり）また5%ということになると、12億の形ですから6,000万という形なので、そこら辺の感覚としてはやはり議決の変更を伴うというのは、薄々ですけども、それを、変更を伴うような手続をしなければいけないというような感覚は持ち合わせていたのは事実でございます。

○岩佐委員 大変正直にありがとうございます。（発言する者あり）問題は、多分、課長だけじゃなくて、そのように思っていた方がいっぱいいらっしゃるんじゃないかと思うんです。これはいろんな事業部にまたがった事業ですので、この事前レクで言った時点で、そこは多くの方が、皆さん行政のプロですから、認識されていたと思うんですよね。別に施設経営じゃないからわからなかったということではなくて、多分、多分私ですら、それは地下を掘って、エレベーターもつくって、やれば、本当に、街路樹だけだって、億とかかかっちゃう金額で、それは当然かかるでしょうと。しかも、時期が時期ですから、かなり高いでしょうということはやっぱ想像もつくんですよ。そのときに、じゃあ、どなたもそれを指摘しなかったのか。どなたもそれを言える——もともと監督員の立場の方が明確な意思決定機関の意思決定がないままに出されること自体が大問題ですし、私たちはいつも議決、議案で賛成をするときというのは、最低限、条例とか法律は守っていただいていると確信して信頼しているから賛成をするんであって、まさか後から、しかも全然違う機関から、これ、違法、条例違反ですからと言われるのは、まさに議員としても議会としてもかっこ悪いの一言なんですね。その中で、じゃあ、もちろん議会としても、もっときちんと聞いていかなきゃいけない部分もあるんでしょうけれども、その意思決定の中で、あるいはその10カ月にわたる違法状態と言われる中で、どなたもそれが言える状況じゃなかったのか。指摘する、チェックする体制とか指摘をできる環境というのは、なかったんでしょうか。

○加島施設経営課長 指示書を出した時点では、先ほどご答弁したとおりで、私もそれほど、5億までかかるかどうかというのは、その認識というのはなかなかちょっと持ち合わせていなかったというのは事実です。

で、技術の担当課長がそういう状況ですので、そのほかの方たちはそれほどお金がかかるのかという。その時点ではやはりそこまで認識できなかったのかなというふうには思っております。

やはり先ほど申し上げたとおり、平成30年の10月26日のとき、契約変更会議の中でこの金額ということで出しましたので、そのときはやはり、もちろん契約変更の手続、議決が必要だということで、そこでは皆さんもちろん認識をしていただいたというような状況でございます。

○清水政策経営部長 認識のところにつきましては、担当課長がご答弁したとおりでございます。

で、岩佐委員の今のご指摘というのは、非常に重く受けとめておりますし、この間、本日さまざまにご議論をいただいて、各委員の皆様方から厳しいご指摘をいただいたことに、また共通する内容だというふうに認識をしております。

先ほど副区長のほうからもご答弁を差し上げましたとおりで、まさにこれから先、契約変更のあり方、ガイドライン、指針というものを議会に相談をしながら共通認識にしていかなければいけない案件だというふうに思っております。手順・手続、仕事の仕方ということを改めて見直してまいりたいと思っております。

○岩佐委員 まあ、確かに、これから再発防止のために全部見直してもらわなきゃいけないことは確かなんですけども、今までに手順・手続が決められていなかったわけではない。さらに、条例もあった中で、そこが超えてしまったということに関しては、違反——違反という言葉が、まあ、違反と書いてあるんですけど、違法状態ということを引き起こしたことに對する責任というのは、どう示されるのかというのが、もちろん再発防止は当たり前だと思うんですけど。ただ、そこに至るまで、じゃあこれから本当に頑張ります、一生懸命ですというのは、もうほんといっぱい伺いましたけど、委員会でも。ただ、具体的にどこの部分が、結局誰がどこの部分でということに関しては、結局きょうの委員会の中ではあんまり明らかになっていないんですね。こことここが足りなかったからここは直していきますということが、全くきょうの委員会ではほとんど示されていなくて、再発防止、今後見直しという、総括的な、包括的なご答弁がいただいているんですよ。だから、やはりこの10カ月という中で、どことどこがやはり責任を、どことどこが一番問題があって、どことどこがじゃあ再発防止をするときに一番最初に見直さなきゃいけないくて、誰と誰がそこをしっかりと担うべきだったのか。特に、こういう、事業部がまたがって、事務局はたしか子ども部だったと思うんですけども、きょうは子ども部からの、ねえ、ご答弁はほとんどなくて、で、そういったこともあると、じゃあ本当に誰がこの事業の全部の責任を負って、ここはちょっとだめだよ、こんな方法があるんじゃないのというふうに見直せる体制になっていたのかというのは、ちょっと、もうちょっと具体的にご説明いただけますでしょうか。

○清水政策経営部長 岩佐委員の、二つ、今、ご質問、ご指摘をいただいたと思っております。

一つは、今までも同様に公共工事、特に公共工事に関する契約あるいは契約変更というものは、手順・手続に従ってやってきたんじゃないだろうかと。その中で今回の問題ということでの責任という認識というのが1点目でございます。その上で、今回の案件、全

庁横断的な各部がまたがる事業ということでの責任ということだと思っております。全庁横断的な仕事、子ども部というところはあれども、今回の案件につきましては、私どもは最大の問題は、先ほど副区長がご答弁申し上げたとおり、契約変更、特に公共工事における契約変更のあり方というものをどういう工夫ができるんだろうかということをもっと議会にお示しをしてご議論いただきたいという点だと思っております。その点が一番のポイントだと思っております。

委員ご指摘のとおり、今までもやっけてまいりました。ただし、今回の件というご指摘もいただいております。そこを踏まえて、新たに見直しをしてまいりたいという点でございます。この点に関して申し上げます、全庁横断的な取り組みを支えるのは、政策経営部でございますし、契約を所管しておりますのも、政策経営部でございますので、私、政策経営部長としては、大変、今回の件につきましては責任を痛感しているところでございます。

そして、誰がどの部分というのは、今申し上げましたとおり、契約変更に係るというところを知恵を出してご議論いただかなければ、共通認識にしなければいけない、そこが不十分ではなかったかという反省に立っておりますので、その点をしっかりと改めてまいりたいと、またご論議をいただきたいと思っておりますのでございます。

○岩佐委員 ちょっと、余り期待をしたご答弁じゃなかったんですけども、私、今回の印象としては、物事を細分化すると、意外に条例違反も可能なものだなと。やっぱり、一つのまとまったスパンで物事を全部捉えないで、これとことここで組み合わせたら違法になるけど、これとこれ1個だったら、1個ずつだったら合法なんです、条例違反にならないんです、というようなことを今までもやれてきちゃった部分があったんじゃないかと。それがこの監査報告書にある、千代田区の主張というところに、いや、今までも変更となる事象が明らかになった時点で議会に報告して、それで期間とかお金の内容が決まったらそのときに契約変更すればいいんだよという主張をされていらっしゃるんですよ。ということは、やはりそういったやり方で、もちろん今までの工事というのはいろんな事情があって、工事というそのものが、やってみないと、やってみたらとんでもないことが、明けてみたら何か遺跡が出てきちゃったとか、壊してみたらアスベストが出てきちゃったとか、そういったことは本当に想定がされる。そういうことがあるから、多分そういったことが今まであっても、議会が、まあそれはそうだよということも、きっとあったんでしょう。でも、ここまで大きく変更——これ、意思決定をしないとできない変更ですよ。それをやられたときにというのは、やはりそこはこういう監査請求が、これ、意図的だったんじゃないのという監査請求が出ちゃっても仕方がないと思うんです。だから、その部分に関して、もう少し厳しくしていただきたい。脱法行為ができないようなやり方を、私はまず求めます。

それからあと、これを確認しておきたいんですけども、これはここまで工事が進んだら、議会だって、当然これ、オーケーするんでしょという前提がなかったら、もちろんこの指示書は出せないと思うんですけども、これはじゃあ、今もし議会が否決したら、工事がとまった場合のこの影響というのは、コストと具体的な、もちろん今とまったらば、じゃあ地下鉄の出入り口はできないとしても、地下鉄の出入り口ができないだけではなく、その工事への影響とかというのがもしわかれば、教えていただきたい。例えば明大通りの街路樹で工事が1年とまったときに、明大通りと神田警察通りで総額2億の工事がとまっ



た期間と、そのプラスのお金でそうでしたねという、そういったお金がありました。何か工事がとまったりすると、億単位で割と損害賠償とか、さまざまなコストがかかりますよということはほかの事案でご説明いただいているので、じゃあ、今回の事案で、まあこれももちろん正確な数値は出ませんと、計算してみないとわからないということはあるんですけども、そういったことも含めて、どれぐらいなのか何十万で済むのか、億単位なのか、それぐらいは答えていただけると思うんですけども、その金額も含めて、これは議決されなかったらどういう影響があるのか。

○小林たかや委員長 違法状態が続くだけ……

○岩佐委員 それで、その、されなかった後、そこで、それを踏まえて、されなかったことを想定したことがあったのか。だって、議決事項だから、本当は議決がなければ物事は進まないはずなので。されないことも想定されることですよ。100%の物事というのはあり得ないわけですから。ということ、どこかでリスクとしてどなたかが言われたことはあったのか。そこもあわせてお答えいただけますか。

○清水政策経営部長 前段の脱法行為ができないやり方を求めるということに関しましては、私どもとしてもできる限りそのようにしてまいりたいと思っております。法令遵守の立場の公務員でありますので、私どもご議決をいただいた条例に反するような事務手続は、私どもとしても一切今後やりたくないという思いではおります。ただ、現実的に、じゃあどういうふうにやったらできるかというのは、今後精力的に整理をして、議会でまたご論議を賜りたいというのが先ほど来反省とともに今後の方向性ということで申し上げているところでございます。

仮にということですけども、今回の案件がもしお認めをいただけなかった場合ということでございます。岩佐委員にご指摘をいただきましたとおり、正確な数値というのははじかなければ当然わかりませんし、相手方との協議という形にもなりますので、正確な金額は何とも申し上げられないところでございますけれども、当然のごとく明大通り、ご指摘を賜りましたとおり、明大通りのときと同様に、途中で中断をするということになれば、相手方、契約相手方に対しては補償金を支払うという必要性が生じてまいりますし、否決をされるということになりましたらば、もうこれは地下通路受け口を工事をするべきでないというご判断。もしそういうことになるのであれば、この間の工事を埋め戻す、そういうような経費も当然のことながらかかってくるんだろうと思います。

したがいまして、軽々には申し上げられませんが、何十万という単位ではなく、先ほどのご指摘のとおり、億単位というお金は必要となってくるのではないかと。あくまでも想定ではございますけれども、考えているところでございます。

○小林たかや委員長 岩佐委員、ありますか。

○岩佐委員 すみません。そのリスク、まさか議決してくれないことって、あるよね、ないよね、ということ、この10カ月の間でそういう議論がされたことがあったんでしょうか。もう、これはここまで、（発言する者あり）今までもやってきたし、当然これ、議会は、まあ、地下鉄も欲しいでしょうし、地下鉄の入り口もやっぱりバリアフリーは必要だし、議会は認めてくれるよねという、そういった雰囲気とか体制で、物事が進んでいたのかなと。決まったときに議決をもらえればいいよねということにつながりかねないんじゃないかということ、この10カ月の間でどなたかが、まあ10カ月だけじゃないですよ、

本当は指示書を出す前からですから、もう、1年ぐらい、もっとですかね、1年半とかというときに、どなたかがそういったことをきちんと指摘できる、請求する、意見を言える、状況と体制とになっていないのかということ、もう一度ご答弁いただけますか。

○清水政策経営部長 議案としてお出しするからには、首長が議案としてお出しするからには、それは毎度――毎度と言ってはあれですけども、（発言する者あり）毎回、区長からもご挨拶の中で述べられておりますけれども、何とぞ慎重ご論議の上、原案どおりご指摘を賜りたいというところが、私ども事務方としてもその思いでございます。それは、いつ、いかなる議案についても同様に思っております。ただし、ご指摘のように、議会は通してくれるよと。だからいつでもいいんだよということにつながりかねないということに関しては……

○小林たかや委員長 そう見えた。

○清水政策経営部長 そこは当然のことながら、毎回毎回、しっかりとした準備を私どものほうでしなければならぬという気持ちでおります。

もう一つ、そういうことも含めて、庁内の検討会議等々の中でさまざまな意見を言いながら、意思決定を固めていくという作業の中で、今ご指摘をいただきましたようなこともお互いに言える雰囲気というものは、より一層今後つくっていかねばならないなというふうに思った次第でございます。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

○はやお委員 かなり大きい話にどんどんなっているんですけども、先ほど今回のこの仮住宅のところの図面を見ました。そしてまた、それは環境まちづくり部資料2、31年の1月30日、そして環境まちづくり部の追加資料ということで、こうなっています。

あと、そのときに当初、結局はそのこのメトロの入り口をつくらぬという前提で建物が設計されていたと。で、そのときに、設計されてきた中でのコンセプトとして、結局は、本来であればこの連絡通路になるところが、結局は駐車場であったり、なっていた。この辺のところというのについては、そういうふうにやっていたんですけど、どういう機能として、当初の住宅というのをどういうふうに考えていて、こういう建物に本来連絡通路のところ駐車場を置いたと。でも、結局先ほどの住宅課長の答弁は、全く問題ありませんよと。僕、全く問題がある。ないわけがないと思うんですけど、そのこのところの、当初立っていた機能というものがどのように損なわれ、そして、広域的なメトロとして使うということについての判断をするだけの十分に足りる何か考え方が検討されたのか、そこが確認したいんです。お答えいただきたい。

○平岡住宅課長 すみません。今、はやお委員からご指摘を賜った件でございますが、全然十分だよということではなしに、機能として失われたものがないというような形でご説明をさせていただいたかと思っております。

で、具体的に、例えば集会室、1階の集会室があります。あるいは駐車スペースであります。あるいは駐輪スペースであります。そういったものは機能としてそのまま残しつつ、利用者の不便にできるだけ至らないように、サイズ等を勘案しながら確保させていただいたというようなところでございます。（発言する者あり）

で、駐輪スペースに関しましては、一家1台というようなことをモチーフにさせていただきました。

駐車スペースでございます。従前は駐車スペースが最大で3台分というようなことでございます。これは今現在は寄りつきスペースとして2台を確保させていただいておりますが、考え方としましては、最大でということでございますので、施設の維持管理車両に1台と。それから、それ以外に……

○小林たかや委員長 細かいのを聞いているんじゃない……

○平岡住宅課長 入居者の方が1台ないし2台というような形で利用されることが想定されるというふうな考えでさせていただいたものでございます。

で、現在、設計変更後は、車の寄りつきスペースが2台という形になりましたけれども……

○小林たかや委員長 細かいことは聞いていない。何台も何台も聞いていない。

○平岡住宅課長 決してそういった機能が失われないようにということを考えながら、2台とさせていただいたというものでございます。

○小林たかや委員長 台数が何台という話じゃないです。

はやお委員。

○はやお委員 ほんと、確かにね、細かいところで大きい話とあれというのは、なかなか切り分けられないでしょうと。でも、先ほど、怒るつもりもないけれども、全く問題ありませんと、テープ起こししたら、間違いなく住宅課長はそう答弁しているんですよ、私が質問した際。

で、ここでもう一度確認なのが、幾つかまとめて言いますよ。このところについて仮住宅として、高齢者、後にこの仮住宅が終わったら、高齢者にも活用していきたいといったのは、一応機能として、あったのかどうか。そこをお答えいただきたい。

○平岡住宅課長 今現在、麴町——旧千代田保健所麴町庁舎跡地利用検討協議会の中で、さまざまにご議論、ご検討をいただいているところでございます。仮住宅後ということで、例えば福祉施設等になったことも検討の一つとして、ちょっと事務局として調べさせていただいたものがございます。ただ、ちょっと一般的な福祉施設とするには、平米数それから中の床が、ちょっと床面積が足りないというような感じでございまして、例えば将来的にここを居宅介護支援事業所、事務所スペースとしてワンフロア。あるいはデイサービスセンター、ワンフロア。それから、1階にそれ以外の施設というような形で、（発言する者あり）この3施設を福祉施設として運用する場合でも、2台の駐車スペースは設置したほうが望ましいというようなところは私どものほうでちょっと調べさせていただいて、確認はしてございます。

○はやお委員 あのね、確かにその施設の中に、そのサービス機能をやるというのはあります。だけど、高齢者を今後優しいスタイルでやるといったときに、（発言する者あり）外付きサービスをやる。つまり、行政の福祉サービスを提供する一番のところは、例えばデイサービスだったりショートステイに行くときの車寄せのところが一番大切なんですよ。場合によっては、ターンテーブルにして、けがのないようにやるんですよ。そのスペースをわざわざなくしているんです。

で、何を言いたいかという、今後高齢化を考えたときに、この仮住宅のあり方として、そういうような福祉的な、もし外付きサービスをやっていく——これはたしか厚労省も大きな流れなんですよ。そういうところをあえてカットして、メトロにするという判断とい

うのは、広域的にはあるでしょう。だけれども、仮住宅としてどういうことなのか。ここは福祉とよく相談してくださいねと言ったつもりでいるんですよ。この辺のところ、どうやって検討し、でも、メトロだったんだということを出してもらいたいんですよ。そういうようなさまざまな、いろいろな検討の中で、悩みに悩んで決めてきたのかということをお願いなんです。そういう細かいことを言っているんじゃないんです。だから、そのところはどういうふうに、当初建てようとした仮住宅は、こういう機能を満載し、今後の拡張性のある住宅にしたかったんです。だけれども、メトロが途中で入りました。で、その一部の効果、機能を欠落してまでメトロにするという、決断だとか考え方がどうだったのかということなんです。というところを、まず、ちょっとそのところをどういうふうに検討したのか。

○平岡住宅課長 今、はやお委員からご指摘を賜ったところですが、例えば旧千代田保健所麴町庁舎跡地利用検討協議会の中で、（発言する者あり）さまざまにご意見をいただいている中で、例えばこういう施設がいい、ああいう施設がいいというようなご提案もいただいております。その中で……

○小林たかや委員長 本題は……

○平岡住宅課長 当初において、例えば……

○小林たかや委員長 ちょっと、ちょっと待って。

○平岡住宅課長 地下鉄の出入り口……

○小林たかや委員長 質問に答えて。

○平岡住宅課長 はい。

○小林たかや委員長 細かい、その要望がどうのという話じゃないじゃん。（発言する者多数あり）

○平岡住宅課長 ええ。ちょっと地下鉄の出入り口と一緒に、並列に考えたというようなことはないです。

○小林たかや委員長 何でメトロになったんだと聞いているのよ。いろいろなことがあったでしょうけど、それをとってまでメトロにした。いろいろ検討してメトロになった理由は何と聞いているの。そんな、どこかの要望があったからなんて聞いてないじゃん。（発言する者あり）

どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 そういう要望も踏まえて、これだと判断したんでしょう。行政判断したんでしょう。それでもね、そこ、聞きたいですよ。でも、ここのところの図面を見てくださいよ。3メートルしかないこの中に、で、結果を出してですよ。まあ、どのぐらい来るかわからないと言ったけれども、7時から10時の間に1,810人も来る。つまりここのところ、1,810人、この、もしかしたら外付きサービスへ行くときに、ごちゃごちゃ通っているところに、車付けのところで何か事故があったらどうするんですかと、普通に想像すると、ああ出てくるんですよ。そういうの、どうするんですか。こんなところでやって、事故があって、それでみんなまただんだんだんだん高齢化して行って、足の歩きも、足元も悪くなってくる。そうしたら、できればもう近くまで車がすぐ出入りできる。そうしたときに、こんなところ、その経済性からしたら、広域的にはそうでしょう。でも、当初目指そうとした住宅の機能というのは、どういうふうに考えていたんだといったときに、

これをも超えて、メトロにするということについては、並々ならぬ判断なんですよ。仮住宅で入れたんですから。今後の拡張性ということで、高齢者にも使っていただくとしたんですから。それでどうだったのかということをお願いなんです。付け焼き刃での検討であつたら、我々からすると判断ができないんです。お答えいただきたい。

○小林たかや委員長 休憩します。

午後8時45分休憩

午後9時07分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

はやお委員の質疑から答弁が、お願い、はやお委員の質疑の答弁から入りたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

住宅課長。

○平岡住宅課長 はい。はやお委員からご指摘を賜りました。仮住宅をつくる上に当たりまして、さまざまなその後の視点も含めて、十分に考えていく視点で、私たちも検討してまいったというふうに思っております。ただ、ご指摘いただきましたとおり、仮住宅として当初の設計のときにその仕様として必要なものを駐車場も含めて考えさせていただきましたが、設計変更後も入居者の方の利便、そういったものも考えながら、使い勝手を考慮しまして、車の寄りつきスペース等を考えさせていただいたものでございます。

今後、仮住宅後の利活用ということも含めて考えていきますと、そういった中に入る施設の機能でありますとか、そういった部分も十分に、柔軟に考えて、利用者の利便性が高まるような形で対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○加島施設経営課長 委員長、施設経営課長。

○小林たかや委員長 ちょっと、ちょっと待った。

休憩します。

午後9時08分休憩

午後9時09分再開

○小林たかや委員長 それでは、再開します。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 はい。大変失礼いたしました。

本日お配りしている環境まちづくり部資料2、平成31年1月30日のちょっと図面を見ていただければと思います。

これに関しましては、都市基盤整備特別委員会の中で、特に連絡通路を設けた場合の駐車スペースの配置がどうなるのということで、どちらかということ、その駐車スペースの配置に特化した形で書かさせていただいたというような状況でございます。

そのため、将来の連絡通路と車の寄りつきのところ、これ、何も書いておりませんけれども、やはりはやお委員がおっしゃられるように、連絡通路として使用し始めたときに、ここと車の寄りつきの危険性というのは十分考えられるということですので、ここの部分については何らかの工夫をしていきたいというふうに当初から考えております。

ただ、実際に使うのが、仮住宅の使用後及び連絡通路はオリンピック後ということになりますので、まだちょっと時間はあるんですけれども、福祉の担当とも十分に打ち合わせをさせていただいて、ここに工夫をさせていただいて、連絡通路とこの図で言う車の寄り

つきの動線が交差しないような形の工夫をしていきたいというふうに考えております。

○清水政策経営部長 ただいま担当課長がご答弁を差し上げましたことに、少し総括的な観点から補足をさせていただきたいと思っております。

論点はやはりこの仮住宅に地下通路を設けると、受け口をつくるということだと思っております。ここは非常に大きな行政としても判断を要すると。それだけ真剣に考えて、メリット、デメリットも含めて議会のほうにご説明をするべきだというご指摘につきましては、全くそのとおりであったというふうに反省をしております。特に、当初のご説明の中では、地域からのご要望があったために、連絡通路を設けるというようなご説明を差し上げたというところでございますけれども、このご説明はややもするとその地域に責任を押しつけかねない、印象を受けかねないというご指摘も賜っているところでございます。

やはりここは、先ほど住宅課長のほうでご説明申し上げましたとおり、かねてからこの永田町駅、出口の混雑緩和については、地域から課題として出されていたことに加えまして、東京メトロとしましても何とか解決したいと、かねてから課題としていたところで、さらに本区としても、地域そして鉄道利用者の安全対策を促進したいという同様の思いで、このチャンスを生かさせていただきたいと、近接地に建物を建設する立場としてもこの課題に貢献する必要があるだろうという総合的な判断を行ったものでございます。そういうしっかりとしたご説明をすべきであったと反省をしているところでございます。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、そういうことだと思います。5億もこれだけのお金を出すということになったら、当初の仮住宅の設計で、今後の拡張性を考えたことをいろいろさまざま考えれば、そのことを、機能を落としてまでやるのはどういうところにモチベーションがあるのか。そこは、要望書が出たから——それは非常に重要なことだと思います、地域の声は。でも、私は、いま一度、ここの5億を出すというところに対しては、仕事の仕方を反省してもらいたいんです。そして、執行機関として、人のせいにするのではなく、本当にこの広域的に、この地域として、交通機関をどうやって混乱させないでやるかという重要課題としてというのを、僕は平成19年の話を聞いたときに強く感じたんですよ。そのところの答弁が一つもなく5億ということは、僕はないと思うんです。その仕事を含めて、そしてこの平成19年で課題を認識していたということを踏まえて、いま一度、しっかりと執行機関との答弁をいただきたいと思っております。

○山口副区長 ただいまはやお委員のほうからご指摘をいただきました。平成19年、メトロとしても、ここの四番町出入り口について、この改善を模索していたと。当然それをこちら側、私どもも執行機関として認識していたとすれば、ここのところで先ほど林副委員長からもありましたけれども、あらゆる手だて、例えば建てかえだとか開発のそういった機会を常にアンテナを張って、どういうことができるかということに対して取り組んでいたのかどうかということを見れば、ここは私どもとしては、行政一枚岩となって取り組んでいたとは決して言えない状況にある。これについては深く反省をすべきものだというふうに思っております。

例えば、仕事のやり方として、そういった課題認識を常に持ってここのエリアを見ているらば、例えば麴町仮住宅をここに整備しようとするときも、あらかじめその検討が入ってきたのではないだろうかというのは、まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。

ます。

今般、いろいろ各委員の方々からご指摘を受けているのは、すなわちやはりエレベーターをつくるとかバリアフリーをやることに関しては、誰もそれは批判はしない。仕事のやり方に対して、一つ、執行機関として深くこのところは反省をし、次にこういうことがない形の中でつなげていく手だてを考えていかなければならないというふうに思っております。

1点は、先ほど申しましたように、こういった契約の変更がある事象に関する、やはり手順と申しますか、そこをきっかりつくり上げていく。もう一つは、根本になりますけれども、常に各事業部、各セクションがその地域の課題について共通の認識を持ちながら、常に何かをやる場合にこれが可能か、あるいは難しいのかということを庁内議論ができるような、そんなような風土づくりと仕組みづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

○小林たかや委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 何か全体をまとめるような、（発言する者あり）副区長のご答弁なんですけど、私、そんなかっこいいものじゃないと思うんです。（発言する者あり）だって、これは、違法状態ですよ。また、話を戻すようだけど。工事費用や工期もわからないまま工事を発注してしまったと。この最高の責任者は誰なのかという問題なんですよ。このままだと、政策経営部長と監督員になっちゃいますよ、違法状態をつくったのは。それでいいのかと。

これは少なくともきっかけはですよ、きっかけは、29年8月24日の町会からの区長宛てに要望書を出して、翌日区長のほうから何とかならないかということで調査を依頼したと。そして、30年の1月12日の事前レク、22日の検討会議、いずれも区長と副区長がいるわけですよ。要望書を受けたのも区長、副区長。そして、事前レクも検討会議も、そこにいたのは区長と副区長じゃありませんか。違法状態をつくった責任者はお二人じゃありませんか。その辺を曖昧にしたまま、副区長はいかにかこよくまとめたってね、誰も信用できないでしょう。いかがでしょうか。

○山口副区長 組織全体として、今、こういった状況をつくったのはどうなんだというのは、それは私ども、いわゆる執行機関のトップと私ということは、これは何に対しても逃れられるものではないというふうには認識しております。

さて、それを踏まえてどうするのかといったのは、先ほどご答弁をした、それが私の重いでありますし、取り組んでいく姿勢であります。

○木村委員 非常に抽象的なんですよ。これは、違法状態なんですよ。別の工事を持ち込んだがゆえに、議会の議決なしに工事を発注してしまったと。違法状態をつくってしまったのは誰かということなんですよ。一般的な、区長、副区長に問題があるということでは、本当の対応策は出てこないでしょう。いかがでしょうか。

○山口副区長 こういった状況が出た中では、一つ、いや、先ほどもご答弁しましたけれども、仕事の取り組み方が大いにあるんだろうというふうに思っております。ある意味では、こういった状況が出てきたときの意思決定の仕方。あるいは、多分こういった流れの中で行くであろうという、それぞれが判断したところもある。そういった状況というのは、

はっきりこういった事象が出てきたときの、いわゆる共通の形で取り組んでいかなきゃいけない手順が明快ではなかった。もう一つは意識自体もそういった形に至っていなかったということは、大いに反省するところだろうというふうに思います。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○岩田委員 長い休憩の前に、各委員の方から文書はないのかと。施工協定みたいなような話もありましたけども、何でそういう文書にこだわるかといいますと、皆さん専門家の方ですから釈迦に説法であるとは思いますが、契約というのは、口頭でやっても、それはもちろん契約は締結されるわけで、それは合法で、例えば私からも、小枝委員に、例えばじゃあ、「あなたの持っているボールペンはずてきね。じゃあ売ってくださいよ」と言ったその次の日に、きのうオーケーしたはずの小枝委員が、「やっぱり売るのはやめるわ」と。「でも、きのう言ったじゃないですか」。「いや、でも、証拠は？」と言われたら……

○小林たかや委員長 質問してください。

○岩田委員 それか、はい、「証拠は？」と言われたときに困るので、文書が必要なわけですね。

だから、例えばそれが不動産みたいな高額なものとかであれば、もちろんのこと、これだって、5億といたら当然、やっぱりそういう文書なりが必要だと思うんですけど、今は何かその、資料を出していただくというようなお話なんですけども、今度出てくるその文書は、例えば訴訟リスクとかに耐え得るようなものなんでしょうか。

○小林たかや委員長 はい。すみません。

それでは、今、質問がありましたけれども、ちょっと委員のみで文書を配付します。お願いします。

〔追加資料配付〕

○小林たかや委員長 今お手元に配付しますメトロとの——僕はあります。メトロとの——あ、こっちか。打ち合わせメモ。これは後で回収します。交渉事になっている。

岩田委員、これですので、これでちょっと説明、理事者からいただいて、かえますので、よろしいですか。はい。よろしいですか。行き渡りましたでしょうか、本件。（発言する者あり）

休憩します。

午後9時22分休憩

午後9時23分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

それでは、理事者の説明を求めます。

○平岡住宅課長 お手元に、打ち合わせ日を含めました一覧の資料をお配りさせていただいております。先ほどもご説明しましたとおり、打ち合わせでございまして、議事要旨というようなものはございませんが、打ち合わせメモを残しておりますので、その中身でご説明をさせていただくということをご容赦いただきたいと思います。

1枚目のところから、平成29年9月1日ということで、先ほども本日の予算特別委員会の資料の中にありますとおり、9月から打ち合わせをさせていただいております。町会



要望に関する実現可能性につきまして、東京メトロそれから千代田区側と、この日から打ち合わせを行いました。

具体的な中身はその中に概要を書かせていただいておりますが、町会からのご要望の件、それから通路の実現についてというような形で、9月の1日に打ち合わせをさせていただいております。

その後、10月25日、この日に9月の打ち合わせを受けて、千代田区としましては、担当課であります3課が集まるというような形で、少し大きくさせていただいております。地元から用意いただいた要望について再度検討させていただいた上で、東京メトロと打ち合わせをした結果、敷地内への通路設置の実現について、通路との受け口の確保ができるのであれば、バリアフリー整備は可能。それから、連続的な出入り口を整備することが必要というような形です。こういった打ち合わせをさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、11月の17日。こちらでは、いわゆる出入り口などの整備の費用面、考え方。それから敷地の部分の受け口についての今後の打ち合わせの継続。そういったことをお打ち合わせをさせていただいております。

12月以降でございますけれども、こちらは施設経営課が中心となって、いわゆる建物の使用についてのお打ち合わせ、実際の工事の使用についての打ち合わせというような形で協議を断続的に行わせていただいております。

ちょっとページをおめくりいただきまして、3月の29日です。こちらでは道路下通路の整備方法とそれから費用負担について、将来的には道路管理者との調整も必要であるというような形で、最後、その整備手法や費用負担についての打ち合わせをここから始めさせていただいております。その後、ページをおめくりいただきますと、地下通路の整備の中身、具体的な中身を今後も深めていくというような形で検討を進めてまいると。8月まで検討を進めてまいったというようなことで記録をさせていただいたものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 これ、なぜ回収かというのはちょっとよくわかりませんが、そのくらいおぼろげなのかなということで、これを見れば見るほど、オリンピック・パラリンピックを待ったらどうかと。つまり、今一番急ぐのは、本当は出口、バリアフリーになるための出口ですよね、恐らく。それで、もともと急がされていた四番町開発はおくれているわけですし、この状況で、この監査委員の判断の中にも、「千代田区民に回復困難となる損害を与えることが明白な場合、中止すべき高度の必要性が認められる場合」というふうに書いてあるんですよ。で、急ぐんだ、急ぐんだと、前のめりに強迫観念のようにして議会をあおってきて、結果的にただで借りた土地よりも高いことかかるかもしれない、仮々園舎も準備しなきゃいけないとか、行政に寄り添って議員が——まあ、私は寄り添っていないですけど、（発言する者あり）判断すればするほど、何かこう、マイナスがふえていく状況というのをどこかで誰かがとめないといけないんじゃないかというふうに、これを見て、強く思いますね。一体、この、何のスケジュール感も取り交わしも、もし裁判になったら、別に約束事も交わされていない状況で、前のめりになって、これをやってみて、うまくいかなかった場合に誰が責任をとるんですか。すごく私は不思議です。一体誰が前のめりだ

ったんですか。課長ですか。

で、今、状況がもう、平成29年で12月で議決させられた。皆さんが、そういうときと、状況が打って変わって、四番町のバックヤードとしてここはあるんだけど、そこはもう、何にも急がない状態になっているんだから、急ぐのは出口なんですよね。だったら、一番いい出口と木村さんたちのアンケートに出てきたような区民の喜ぶ施設を整備するほうが、今払う損失よりも、変える幸福のほうが大きいんじゃないんですか。これをやったからといって、誰も喜ばない。今、こんな中途半端なことをやっても、むしろ負債がもっと膨れ上がる可能性があるとは私は確信しました。

いかがですか。責任者がちゃんと、私が責任を持ちますという人が責任を持って答弁していただきたいと思えますけど。どうして区長は、終始、責任において、明確にお言葉を述べられないんですか。（発言する者あり）

○林副委員長 指示書と……おかしい。ね。見ちゃうと、指示書と時系列が合わない……

○小林たかや委員長 休憩します。

午後9時29分休憩

午後9時31分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

では、区長、ご答弁いただけますか。

○石川区長 この問題について、ずっと、資料3でも経緯がございますが、具体的な中身等をご承知のとおり事務的にも詰め、そして契約変更会議をやって、ある一定のめどが立って、今回議案を出したわけですけど、契約変更会議については、正直言って、私がタッチしているわけではございません。しかし、事務的にはそういうことを全部、私ではなくて関係者に議論をお願いしたわけです。結果的に議案を出したのは私でございますから、当然この問題についての責任というのは私だろうと思います。

○小林たかや委員長 はい。そういうご答弁ですけど、よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。（発言する者あり）いやいやいや、聞かなくちゃだめだ。

岩田委員。

○岩田委員 先ほどの質問の、この資料は訴訟リスクとかに耐え得るものなのかというお答えを聞いていないんですが、お願いします。

○保科環境まちづくり部長 先ほどもご答弁させていただきましたが、今現在、メトロさんとは、文書による協定は締結しておりません。確かに岩田委員ご指摘のとおりでございます、契約は諾成契約ではございますが、当然文書によるメトロさんご自身の社内手続、あと我々千代田区といたしましても庁内の手続がございます。したがって、なるべく早い時期に、メトロさんと基本協定、場合によっては詳細協定も要るかもしれません。そういうものを文書で明示をした上で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。いましばらくお時間をいただければありがたいと存じます。

○小林たかや委員長 はい。そういうことです。いいですね。

質疑、ございますか。なければ、この点については終了します。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



ないでいくというところに非常に重さがあると思います。（発言する者多数あり）

○小林たかや委員長 うん。どういうふうに取り組んでいるか。

○林副委員長 教育委員会に……

○小林たかや委員長 じゃあ、教育委員会に行きたい。どうでしょう。

○林副委員長 教育委員会……

○小林たかや委員長 どう考えているの。

子ども総務課長。

○安田子ども総務課長 常盤橋復旧工事につきましては、これが国指定の文化財でございます。本区に存在しております貴重な資源といたしまして、後世にも引き継ぐべき財産でもありますことから、経費的に一定の負担はやむを得ないものというふうに考えているところでございます。

○小林たかや委員長 はい。

はやお委員。もっと……

○小林たかや委員長 ありがたい答弁をいただきまして、まあ結局は同じことを形式的にお答えいただいたということなんですね。何かといったら、それじゃもっと、先ほどの、岩佐さんが先ほどの仮住宅のときに話しましたけれども、これだけ区の単独経費ということになったら、もしやめるという判断はできるのかどうか。やめるという判断ができないなら、できないということを文化振興並びに教育のほうが、そこを、妥当性を説明してください。

○小林たかや委員長 同じことを言っている。はい、ご答弁をお願いします。（発言する者多数あり）

○小川文化スポーツ担当部長 本工事は、公園内にこの橋自体が位置をしていること、そして、その下を船が通ったり、あるいは交通網の真ただ中にあるということで、修理後のこの橋の構造の安全性や河川管理の観点を含めた修理が必要だというふうに認識してございますので、やはりその安全面等々を考慮した場合に、きちんとした形で修復をし、安全を期するということが肝要かと思っておりますので、この修理関係、整備関係の工事というものは必須であるというふうに考えております。

○小林たかや委員長 教育は。やめられないと言っている。

子ども部長。（発言する者あり）

○大矢子ども部長 これは、先ほど参事が答えたように、教育委員会としましては、文化財保護という観点からやむを得ないものと判断しております。

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 それでは、じゃあ、この、今回経費削減ということで、工期も含めて、事業者や文化庁に対してですよ、任せ切りではなくて、言いなりではなくて、何か努力をされたのか。どういうふうにしたのか。この5億ということにかかる、あ、6億かかるということに関しては、かなり大変なことだと思っています。どのような努力をされたのかお答えください。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 顔を見合わせて——文化振興課長。

○永見文化振興課長 文化振興課は、この常盤橋門跡の修復工事につきましては、補助金の部分を所管しております。今まで毎年、補助金については申請をして行ってきたところ

ですが、平成29年度の補助金でそれが30年度に繰り越して、そこでもう補助金は終わりということでございます。その後、今年度、さらに31年度について補助金を何か支援をいただくような方法がないかということは、文化庁のほうに相談をいたしました。そうしたところ、今現在ではそのような、何か支援をしていただくような方策はないという回答をいただいております。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 いえ、違う違う。

○林副委員長 期間内に終わらせる働きかけは何かしたんですかと……

○小林たかや委員長 働きかけはしましたかと。

○林副委員長 努力したんですかと……

○小林たかや委員長 努力していますかと。（発言する者あり）

道路公園課長。（発言する者あり）

○谷田部道路公園課長 私の道路公園課のほうでは、工事のほうを担当しているわけでございますけども、この工事におきましては、先ほどもちょっとご説明させていただきましたとおり、130年前の工法ということで、ほとんど誰もが体験したことがない工法で石を空積みしていくという工法でございます。

で、この石を、一度、1回外したものを、もう一度改めて積んでいくということで、要所所でその状況等をきちんと精査した上で、1段、2段、3段と積み上げていかなきゃいけないと。途中で、当然ここの修理委員会のほうのご意見も伺いながら、このまま積んでいったときに、最終的なずれがどのぐらいのずれでということもちゃんと計算しながら積み上げているということ……

○小林たかや委員長 そんなこと……

○谷田部道路公園課長 実はここの部分で何度も積み直しを行っている。これは相当人件費もかかり、コストもかかっているということで、現場としては非常にこのコスト縮減というのは、この工事の中では最大限配慮して工事を進めてきているところではございますけども、なかなか難しいというのが現状でございます。

以上でございます。（発言する者多数あり）

○小林たかや委員長 はやお委員。

○はやお委員 現実、私は文化庁に――これはまた言うと、木村委員から嫌がられるんだけど、外濠のことで開示請求しましたよ。文化庁の動きを確認しました。文化庁は、もう、鉄壁な岩盤ですよ。文化財を守るためには幾らでもお金をかけさせますよ。そして、自分たちの既得権は外しませんよ。開示請求したら、文書はないと言ったんです。まあ、ちょっと仕掛けをしたもんですから、任意の資料を提出いただきました。そのときに聞かれたことは、はやおさんはどういう意図で行くんですかと。文化財を守るためですよと言ったら、いろいろな資料を出していただけました。（発言する者あり）というぐらい、この文化財に対しては、文化庁は並々ならぬ思いがあるんですよ。そして、これはさっきちょっと触れると言ったんですけれども、何を今言いたいのか。今回のことで、この常盤橋をやることによって、文化財をどのように区長部局が補助執行をしてきた、教育委員会がどうチェックしてきたのか、全てのもろさがここに出てきているはずなんですよ。何が問題なのか。何をやっていかなくちゃいけないのか。そここのところの総括がね、しっかりとやっていかなかったら、文化財なんて、幾らお金があっても足りないかもしれない。どういふ

うにグリップをかけていくのか。今後は行政のほうにかけられてきた。でも、しっかり150年、200年のことをやっていくための教育的視点。お金がないということであれば、どういうふうやって、経済界のほうからの支援をもらうのか。この辺のところといたら、そんな簡単に、区長部局に移行するという条例が出てくること自体がナンセンスも甚だしい。あ、これ、言っちゃいけないんだっけ。（発言する者あり）いい。（発言する者あり）という話もあるんです。

だから、ここのところをもう一度、私はね、今、常盤橋のことについて、この補正をつけないということは、現実論あり得ませんよ、ここまでやってきて。入れるんですよ。けれども、このことを通して、どういうふうに文化財のことを考えるのか、どういうふうに教育的視点として考えていくのか、どういうふうに観光と連携していくのか、この辺のところですばっと出てこなかったら、文化財保護法のところが大きく変わる中に、グリップを効かせて、場合によってはゴー・ストップをかけていくというところの今の現状がどうなのか。全く見えない。だから、ここのところについての答弁を、わざと極端なことを言ったけれども、どういうふうに考えているのか。今言ったら、そのとおりですよ、文化庁に言われたら、言われっ放しなんです。そこをどういうふうに考えているのかということすら、今の答弁からしたら何にも考えていないんですよ。どう考えているのかお答えいただきたい。

○小川文化スポーツ担当部長 先ほど文化振興課長が答弁を申し上げたことにも若干補足しながら、ただいまのはやお委員のご質問にお答えしたいと思います。

この修復に関する国庫補助につきましては、平成23年度から27年度を限度として、補助金がついていたところでございますけれども、復旧工事の、先ほどご説明がございました延伸の事情もございまして、その後、さらに平成29年度までの引き延ばしということで、こちらから文化庁にご相談をした結果、文化庁も優先をして交付していただいたということでございます。

その後のことにつきましては、先ほど課長が説明したとおりでございますけれども、先ほどお話にございましたような、これからのこの橋の、例えば整備あるいは保存、活用に関してでもございますけれども、そうしたあたりは専門家を交えた会議体を現在立ち上げておまして、さまざまに検討する中で、例えば観光の視点であったり、その他まちづくりの視点であったり、さまざまな視点を加えながらの検討を現在しているところでございます。

その過程においては、教育委員会にも適切に情報提供しつつ、相談をしながら進めてまいりたいと、このように考えてございます。もちろん、その、さらに過程において、区議会に対してもご報告をし、ご意見等をいただきながら整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○小林たかや委員長 教育委員会はありますか。（発言する者あり）教育委員会。

教育長。

○坂田教育長 ただいまのご指摘でございますが、確かに文化財、これ、相当専門性が高いですね。専門技術性が高い中で、文化庁に対して、まあ、素人集団である我々がどう、ということはなかなか難しいのは、間違いなくそういう状況にあらうかと思っております。で、この補助執行という形で教育委員会が区長部局の一般施策の中で文化財の維持・保

全そして活用をお願いしているという趣旨は、この千代田というまちの中で、文化的な資産というものがやはり大変まちの動きが激しいところですから、それを維持・保全していくということが実はすごく、その所有者にとっても難しい。で、確かに文化財法は、税法上の一定程度の助成もしたり、あるいは補助金というやり方もあろうかと思いますが、しかし、ほとんどの文化財は民が所有をしている。その中で、民は、民間の方々は、やはりその指定を受けたとしても、それを維持・保全していく、修理・改修をしていくというのは相当難しいということが、現実問題、都心の問題としてはあります。そういう中で、やはりまちの変化に対応して、その文化財も一定程度は活用しながら保全を図るということをしていかないと保全すらできないというのが、今、都心にある文化資源の実態だというふうに私は思っていますし、それは事実だと思っています。文化庁そのものとは少し話は外れますけれども、そういった都心の目まぐるしく変わる中で文化財あるいは文化的資源というやつを上手にこのまちの変化に合わせて調和をさせたいという思いから、一般施策の中で取り組むほうが、その手法がいろいろ見出せると。先ほど委員から、民間から資金を集める云々というのがございました。

○小林たかや委員長 ない。

○坂田教育長 ありましたけれども、そういったさまざまなことを、この都心ゆえに起こる事情というものを勘案すると、これは教育委員会でグリップ云々、こちらは――という、それはもちろん教育という視点でですよ、本物を次世代に継いでいくという使命はあります。ですんで、ここで工事をやめる云々とは思っていません。その、常盤橋についてですね。ただ、その他の文化資源についても、（発言する者あり）活用して保全をしていくということからすると、これは一般施策の中で取り組んでもらいたいと、強く思っているところです。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 はやお委員。ちょっと……

○はやお委員 まあ、初めてというぐらい、教育長の文化財に対する熱い思いを聞かせていただきまして。その中に、やっぱり教育的視点というのは、林委員が一般質問でも言ったように、150年かかる。（発言する者あり）文化。文化が150年。そういう、この文化を150年という長いスパンでやっていく。そしてまた、利便性とか効率性という合間にながらどういうふうにやっていくのか。本当にこのところ、この常盤橋については、もうここに至ってはやるしかないのは、もう、私は個人的にはそう思っています。で、その中で、ここを、今後文化財をどういうふうにやっていくのか、文化財行政をどういうふうにやっていくのか。

今のこのお二方からの、二つの組織からの、区長部局並びに教育委員会からの話からしても、また、一般質問のときの答弁をいただいた中でも、やはり組織的にそこがあった。もしくは、そのことについての調整が足りなかったという答弁もいただいております。その中で、今後どう進めていくのか。文化財に対して、もう一度しっかりと考えを整理していただきたいと思います。その中で、私はただ言うのは、教育委員会というのが文化の視点で文化財をやる。しかし、今、総合教育会議ということで、首長の権限というのはかなり関与がある。やはりこの文化に対することについては、しっかりと石川区長の考え、どういうふうに考えているんだと。教育と文化のまち千代田をどう実現し、この限りある財源をもとに、そしてまた、しっかりと継承していかなくちゃいけないということをどう

考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○石川区長 文化財の保存あるいは修復は、大変お金がかかると思います。で、でき得るならば、民間のものについては民間にそういうことをしていただきたい。そのためには、建築的な部門もあるでしょう。さまざまな、やっぱり知恵が必要だろうと。過去に、ご承知のとおり、文化学園のアーチを残したり、それから博報堂の部分を残したり、もう少しさかのぼれば、中央郵便局の壁面を残す、あるいは工業倶楽部の壁面を残す。これは全て民間であります。我々のほうでさまざまな知恵を出して、保存を一部していただきました。かなり民間にとっては負担だったと思いますけれども、それを区長部局のいろんな角度からお願いをし、保存、一部保存をしたわけでございます。

多分この場合には、単に教育委員会というより区長部局全体で、さまざまな観点から取り組まなきゃいけないというのが私たちの思いでございます。たまたま常盤橋については、行政の橋でございます。したがって、行政みずからが保存・修復をやるという意味で、大変文化庁からもいろんなご指導をいただき、直接文化財の関係の先生方にも、直接さまざまなご指導をいただいて、今日に至っているということは、ぜひご理解を賜りたいと思います。ですから、基本的には、民間の建物については、民間にさまざまに工夫をし、知恵を出していただくという、その考え方は変わっておりません。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

ほかにありますか。

○永田委員 この常盤橋の復旧工事は、最終的に本区単独でもなし遂げないといけないということはよくわかりますし、そのとおりだと思うんですけども、やっぱりこれだけ、5億9,800万円という莫大な予算がかかる。これまで国それから都等々と協力してというか、負担を分担して行ってきた中で、やっぱり急に本区だけでその予算を支出するのは、どうしてもなかなか無理があるんじゃないかと思うんです。

先ほど文化庁と相談したところ、もう、協力というか資金的な協力はできないと言いますけども、じゃあ、これまで一緒にやってきた東京都のほうは、この件について、相談あるいは予算的なことについて、何か話はしたんでしょうか。

○永見文化振興課長 東京都の教育委員会の文化財担当のほうにも、補助金の件についてはご相談をさせていただきました。しかし、文化庁と同じように、今現在では、支援をしていただくような方策はないという回答でございました。

○小林たかや委員長 ないと。

永田委員。

○永田委員 都も文化庁も、そういう、現状ではそうである。で、最終的に、本区に常盤橋がある以上、区の責任で修復しなくちゃいけないということが現状だということは理解しますけれども、とはいえ、それでいいのかどうかということをもう少し知恵を出さないといけないと思うんですね。

そうすると、例えば民間のスポンサーを募るとか、あるいはクラウドファンディングで資金を集めて、完成後に例えばこう、通行する権利というんですかね、例えばフィギュアをつくって渡すとか、いろんなことが民間では、そういった資金集めのために行われてきているんですよ。行政だからといって、例えば本区は6億円近く出すのも別に問題ない支出なのかもしれないですけども、何の努力もせずに、東京都にも文化庁にも断られたと



いって諦めてしまって、簡単にお金を支出するというのはどうかと思うんですよね。その点の、少し努力が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○清水政策経営部長 永田委員から具体的なご示唆も賜ったところでございます。今後、先ほど区長もそれから担当部長のほうからも、あるいは教育長のほうからもご答弁を差し上げましたとおり、今後、区の文化財、区の文化資源の維持・活用を図っていく上では、今、永田委員からご指摘をいただいたようなことも含めまして、さまざまな観点から区長部局トータルとして取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。さまざまなことを検討してまいりたいと思っております。

今般の常盤橋の最後のところの区の単独負担につきましては、きょうのご議論の中での各委員からのご指摘も踏まえまして、また政策経営部としても、さまざまな努力をこれからまた、してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○小林たかや委員長 いいですか。

永田委員。

○永田委員 あと1点、違う視点からの、施工業者がどうしても手探りの、150年前の工法をしなくちゃいけないということで、どうしても予算がかかってしまう。それで、なかなかこう、例えば普通であれば、通常、工期内に間に合わなければ、業者の責任も追及できるところ、そうもいかないという中で、であれば、例えば施工業者自体にも、こういった文化財を修復するということは企業としての宣伝にもなるんじゃないかと思うんで、企業、この施工業者にも協力を求めるべきだ、（発言する者あり）求めることができないかどうかというか、（発言する者多数あり）そういった努力も必要じゃないかということをお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○小林たかや委員長 できないよ。（発言する者あり）

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 現状の、今現在進めております工事の中では、なかなかそういう状況はちょっと難しいかなと。これも、当然ながら難しい工法ではございますが、当然これができるということで、請け負っていただいて契約をしたわけでございます。今後、そういったいろんな、この文化財に対する難しい工法等もございまして、いろんな手だて、今、永田委員がおっしゃられたようなことも含めて、できる、できない、ちょっとあるかと思っておりますけども、検討をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

○小林たかや委員長 林副委員長。

○林副委員長 最後、確認だけさせていただきます。

これは、私自身も、直接、税がしかるべきだと思います。で、結局常盤橋の修復にトータル幾らかかったのか。この追加の6億をかけて。文化財を守るって、150年前を守るにはこれだけの金額がかかるんだというのは後世に伝えなくちゃいけないわけですよね。トータル金額をまず一つ示していただきたい。

もう一つが、施工業者、これ、何度も委員会でやったんですけど、日本国内にある施工業者、たくさん建設業者がある中で、どれぐらいの企業の方が、まあ企業体ですよ、が、この文化財の修復というのができるのか。そして、最後には、実際携わる作業の方たちが、国民1億2,000万人のうち、建設業界に何百万人っていらっしょると。その中でどれぐらいの方がこの技術を持って継承できているのかということを説明していただいて、なる

ほどそれだったら30億か60億かわからないけど、これだけかけたんだねというのがずとんと落ちると思いますので、その3点について説明していただけますか。

○小林たかや委員長 まずトータル額から。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 今回の補正を含めまして、平成23年度からこの工事を始めているわけですが、総トータルで34億9,009万123円ということで、細かいんですけども、合計するとその金額になります。で、このうち区が負担した部分につきましては、11億9,535万1,123円でございます。

○小林たかや委員長 超えちゃう。

○谷田部道路公園課長 この、今回、鉄建建設株式会社が請け負ったということでございますが、非常に、先ほど申しましたとおり、これは特に石工の人工の技術が非常に大きな成果というか、この成否にかかってくる部分でございます。で、当然ながら、鉄建建設のこれまでのノウハウとそれからその石工の技術、これを結集してやった工事だと思いたすが、これが果たしてほかにできる業者が何社あるかということろまでは、ちょっとリサーチはしていないところでございます。あと、何かあったっけ。全部で何人……

○小林たかや委員長 技術者の話。

○谷田部道路公園課長 全部で何人の石工が必要だったかということろにつきましては、（発言する者多数あり）ああ、すみません。（発言する者あり）技術を持った石工がどのぐらいいるかについては、ちょっとまだリサーチはしてございません。

○小林たかや委員長 はい。

林委員。

○林副委員長 多分少ないんだと思うんですよ。で、少ない、少ないと言っているよりも、やっぱりここは、最後に区の単独の6億という金額が来た段階でも、どこかの段階で34億、トータルかかるわけですから。普通の区だったら、小学校とか中学校、豪華なのがつくってしまうぐらいの金額を橋の修復のために、文化財の修復のために税金を入れるんですから、そこだけはやっぱり客観的に、誰から見てもそうだよと、教育と文化のまち千代田区宣言した千代田区なんだから、11億だろうが34億だろうが、150年先の子どもたち、未来の子孫の、この国のために、文化のために守るべき金額だったよねと、正々堂々と言えるようにしていただきたいんですよ、教育長。本当に、いいですから、今後も含めて、こういう石のやつはないんでしょう。ただ、文化財修復といたら、またお金がかかるかもしれない。いろんな面の。区が所有するものは、やっぱり私はもう、これは千代田区が財政的に民間にお願いするんだから、だったら千代田区は全額出す。国からももらったら、まあこれはありがたかった。東京都からももらったらありがたかったぐらいで、単独でも出すぐらいの意気込みで、今後文化財行政を頑張っていたいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

〔本庁舎閉館時刻についての庁内放送あり〕

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待っていて。

○石川区長 委員長。

○小林たかや委員長 ちょっと待ってて。ちょっと待って。

ご答弁をお願いします。

○石川区長 これは、国指定の史跡でございまして、文化庁及び文化庁にかかわる学者が直接さまざまに私どものほうを指導したということでございますけど、今おおむね大体6割ちょっと欠けるぐらいは国の費用が入っています。それから、十五、六%は都、で、残りが区ということになるだろうと思います。いずれにいたしましても、できるだけ今後も、我々のほうが負担がないような形での折衝はしたいと思います。

で、一つだけ例を申しますと、ご承知のとおり、飯田橋の駅の改修、カーブになって危ないんですね。安全対策上どうするかというのがありまして、これはかなり文化庁という議論をやりまして、ほとんどJRに具体的な形をさせていただいて、めどとしては、時間がかかりますけど、直線でホームを直すということになります。で、安全対策と文化財の保存という意味では非常に微妙に難しい問題があります。で、新しく200メートルぐらい市ヶ谷のほうに延ばすのは、完全に文化財のところへホームが入ります。したがって、どれだけ文化財を保存・修復するかということも含めて、実はうちの技術陣がかなり苦労して、やっとめどが立ったということでございますんで、トータルでいろんなことを議論しないと、文化財の保存と、例えば一方では安全対策というものをやらなきゃいけないと思いますんで、今後できるだけそれぞれの事業者が知恵を出していただきたいということで、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。いいですか。はい。

それでは、以上で債務負担の補正に関する質疑を終了します。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 これで一般会計補正予算第2号の質疑を終了します。

休憩します。

午後10時09分休憩

午後10時22分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

それでは、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立によって行います。

議案第1号、平成30年度千代田区一般会計補正予算第2号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林たかや委員長 反対の方は、岩田委員、牛尾委員、飯島委員、木村委員、小枝委員です。以外の方は賛成です。よって、本案は、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で補正予算の審議は終了しました。

続いて、平成31年度予算審議を行います。理事者、よろしいですか。（発言する者あり）はい。

これより平成31年度当初予算案の審議に入ります。執行機関から当初予算案の概要説明を受けたいと思います。財政課長、手短にお願いします。

○中田財政課長 はい。（発言する者あり）それでは、議案第2号から第5号までの各会計予算につきまして、お配りしておりますこちら、平成31年度の区の仕事のあらましに基づきまして説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。こちら、各会計の予算規模をお示ししてございます。一般会計につきましては604億8,200万円を計上しております、対前年度比2.4%減となっております。全会計としましては720億8,000万円となりまして、対前年度比1.9%の減となっております。こちらにつきましては、今年度に次ぐ、過去2番目の規模となっております。

続きまして、4ページ、5ページ、こちらは歳入予算ということで計上してございます。特徴的なものを5ページでご説明をいたします。

まず、一番上から二つ目でございます特別区民税です。こちらは納税義務者の増によりまして、対前年度比9.1%の増を見込んでございます。また、13番目の使用料及び手数料、こちら道路の占用料の改定に伴う増などによりまして、前年度比18.4%の増を見込んでございます。

続きまして、次のページ、6ページ、7ページをごらんください。こちら歳出予算となります。こちら右のところの一覧表に基づきまして、特徴的なところを申し上げます。

2番目の子ども費です。こちら、お茶の水小・幼稚園の整備、四番町保育園・児童館等の整備の増があるものの、九段小・幼稚園の整備完了に伴いまして、前年度比にマイナスの12.2%となっております。また、7番目の職員費、こちらにつきましては、定年職員数の減によりまして手当の減によりまして、前年度比でマイナス1.9%となっております。

説明は以上になります。

○小林たかや委員長 はい。ただいま当初予算案の概要について、説明をいただきました。詳細な調査は分科会で行っていただきますが、基本的な事項で質疑があればお受けします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

以上で、平成31年度当初予算案の基本的な事項に関する質疑を終了します。

次に追記資料について確認します。予算審議に当たり、追加資料の要求がございませうか。

○小枝委員 過去に千代田区で行った再開発の件数というか、箇所、箇所別の補助金、それから世帯数、それから事務所数かな。で、恐らくこれまででも、そんなに、一覧表にしても大した数ではないと思うので、その特徴的な把握があれば。まあ、再開発における実績というんですかね、で、そこに補助金をどれだけ入れたかということを書いてください。

○小林たかや委員長 はい。準備できますか。

景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 詳細の中身については調整させていただきますが、ご準備させていただきます。

○小林たかや委員長 はい。お願いします。

ほかにもございませうか。

○小枝委員 それから、各出張所ごとの過去10年で人口増と、それから子どもの待機児

のことを知りたいので、エリア別ですね、出張所別で、子どもの数の、保育園対象児童の増加及び高齢者数の増加。

○小林たかや委員長 高齢者。

○小枝委員 過去10年でくくって、どの地域がどういうふうに変化しているのかというものがわかる資料を出してください。

○小林たかや委員長 どこがつくれるんだ。（発言する者あり）

○小枝委員 あ、出た。（発言する者あり）地域動向。

○小林たかや委員長 どこか。またがるけどさ。（発言する者あり）  
財政課長のところ。

○中田財政課長 はい、財政課です。

そうですね、調整させていただきたいと思います。

○小林たかや委員長 調整して、準備するということですか。はい。よろしく願います。

ほかにございますか。

○岩田委員 災害時の配給食料の品名、単価、購入先一覧、過去5年間をお願いします。

○小林たかや委員長 はい。防災課かな。そっちか。  
行政管理担当部長。

○吉村行政管理担当部長 はい。調整の上、ご用意させていただきます。

○小林たかや委員長 はい。願います。

ほかにございますか。

○大串委員 31年度予算の中で、コンサル委託事業の一覧。金額も含めてお願いしたいです。

○小林たかや委員長 コンサル。  
財政課長。

○中田財政課長 はい。調整しまして、ご準備させていただきます。

○小林たかや委員長 はい。願います。

○大串委員 もう一つ。

○小林たかや委員長 大串委員。

○大串委員 はやお委員の示された、民間開放の指針でしたっけ、（「あり方」と呼ぶ者あり）あ、あり方。その案になっているのかな。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それもお願います。

○小林たかや委員長 どこで。  
企画課長。

○亀割企画課長 はい。ご用意させていただきます。

○小林たかや委員長 はい。願います。

小枝委員。

○小枝委員 これは委員長さんたちの調整事項かもしれないんですけども、連合審査のときに求めた文化財に関する資料が、もう連合審査は開かれないとかいうことで。そうすると、その資料を、要求したものが、それを見ることができないということになってしまうので、今回の予算審査にも必要資料であると思われるので、その点についてはどうさ

れるのか。

○小林たかや委員長 休憩します。

午後10時30分休憩

午後10時31分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

小枝委員。

○小枝委員 収蔵庫の件で、今、廃止された四番町歴史民俗資料館のほうの施設周りの実情というか性質というんですか、収蔵庫を含めた状況と、それから現在の日比谷と、もう1カ所ぐらいあるんですかね。そういった、今ある資料庫の実情の比較で、性能的なものもわかるものを出してくださいということです。

○小林たかや委員長 はい。

○小枝委員 それと、ちょっと、同じことを正確に言っているかどうかわかりませんが、なぜ四番町資料館が廃止されたのかという、あの文化の、文化財行政がここ、教育と文化の宣言から、昭和58年からどういうふうに施設や仕組み、所管が変わってきたかというところは、時系列でちょっと追えないところがあるので、1回整理していただきたいんですよ。どういう判断をしてやってきたのか。まあ、予算まで見せろということではなくて、その年表的な整理を1回してみたいです。

○小林たかや委員長 その表が欲しいわけね。表に、一覧表にしてくれと。

○小枝委員 そうですね、年表がいただきたいと思います。はい。よろしくお願いします。

○小林たかや委員長 はい。今の。

文化振興課長。

○永見文化振興課長 はい。ご準備させていただきたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。お願いします。（発言する者あり）

総括まで。総括ということでお願いします。よろしいですね、総括で。分科会はあしたなんで、無理なんで。総括でお願いします。いいですね。

その他、委員の皆さん、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 なし。はい。

理事者の皆さん、何かございますか。（発言する者あり）なし。はい。

それでは、いいですか。（発言する者あり）それでは——えっ。いいですね。平成31年度各会計予算案の詳細な調査は各分科会においてお願いすることにしたいと思います。よろしいですね。

次回の予算特別委員会は、3月5日火曜日、午前10時30分から開催させていただきます。本日はこの程度をもって閉会いたします。（発言する者多数あり）はい。よろしくお願いします。

午後10時34分閉会